

令和4年度

包括外部監査報告書

市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、
国民健康保険税等に関する事務の執行について

宇都宮市包括外部監査人

小高 和昭

目次

I 包括外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	1
2 選定した特定の事件（監査のテーマ）	1
3 テーマを選定した理由	1
4 包括外部監査の対象期間	1
5 包括外部監査の実施期間	1
6 監査従事者	2
7 監査要点と監査報告	2
7.1 監査要点	2
7.2 監査の結果について	2
7.3 数値表記について	3
7.4 金額表記について	3
7.5 年度表記について	3
II 包括外部監査対象の概要	4
1 宇都宮市の歳入状況及び内容	4
1.1 歳入状況	4
1.2 市税の種類と分類	5
1.3 市税等の推移	6
2 主な監査対象部署の組織図	12
2.1 組織図（令和3年4月1日現在）	12
2.2 事務分掌（令和3年度）	12
III 包括外部監査の結果	17
1 税制課の事務事業	17
1.1 市税システムの安定運用及び効果的な活用事業	17
1.2 軽自動車税種別割（普通税・賦課税）の課税事務	36
1.3 市たばこ税（普通税・申告税）の課税事務	43
1.4 事業所税（目的税・申告税）の課税事務	44
2 納税課の事務事業	50
2.1 納税管理グループの事務事業	50
2.2 市税の徴収支援に関する事務事業	55
2.3 市税の滞納整理に関する事務事業	59
2.4 特別収納対策室に関する事務	66
3 市民税課の事務事業	72
3.1 個人住民税の課税	72
3.2 給与所得に係る特別徴収事務	79
3.3 年金所得に係る特別徴収事務	81

3.4	個人市民税の未申告調査	83
3.5	家屋敷・事業所課税	88
3.6	法人市民税の課税	89
3.7	法人市民税の調査	95
4	資産税課の事務事業	99
4.1	固定資産税	99
4.2	管理グループ	106
4.3	土地評価及び調査事務	121
4.4	家屋調査・評価事務	130
4.5	償却資産課税事務	135
5	保険年金課の事務事業	140
5.1	国民健康保険財政の健全化	140
5.2	国民健康保険税の課税、収納、滞納整理	151
5.3	延滞金	166
6	分担金及び負担金、使用料及び手数料の事務事業	168
6.1	分担金及び負担金、使用料及び手数料の概要	168
6.2	保育費扶養者負担金に関する事務	170
6.3	LRT 事業費負担金に関する事務	175
6.4	斎場使用料に関する事務	177
6.5	道路占用料に関する事務	180
6.6	自転車駐車場等使用料に関する事務	181
6.7	子どもの家使用料に関する事務	183
6.8	戸籍住民諸証明等手数料に関する事務	185
6.9	共用施設管理手数料に関する事務	188
6.10	過年度外部監査報告書の主要な指摘事項等に対する措置状況等	190

I 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（監査のテーマ）

市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国民健康保険税等に関する事務の執行について

3 テーマを選定した理由

宇都宮市の令和 4 年度一般会計の歳入予算 2,246 億円のうち、市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料 962 億円は歳入予算の 42.8%を占めている。また、特別会計予算 1,157 億円のうち、国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療に係る予算は 905 億円と 78.2%を占めている。

長期化するコロナ禍、ロシアのウクライナ侵攻、急激な円安の進行など、複合的な要因による景気の悪化が懸念される中で、増加する社会保障費や危機管理費用を賄う主要な財源である市税等に関する事務の執行の重要性が増しているといえる。

また、平成 19 年度の「収入事務の執行」について実施された監査から 10 年以上が経過しており、その間に情報システムの更新も行われている。

よって、市税を始めとする歳入に関する事務の執行については、関係諸法令に準拠し適正かつ公平に執行されているか、また、行政の管理視点である有効性、効率性、経済性、優先性等について経営管理の体制を監査する意義は大きいものと考え、令和 4 年度の宇都宮市包括外部監査のテーマに選定した。

4 包括外部監査の対象期間

原則として令和 3 年度（令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで）としたが、必要に応じて令和 2 年度以前及び令和 4 年度も対象とした。

5 包括外部監査の実施期間

令和 4 年 6 月 23 日から令和 5 年 1 月 19 日まで監査を実施し、令和 5 年 2 月 28 日に最終的な意見をまとめたものである。

6 監査従事者

包括外部監査人	公認会計士	小 高 和 昭		
補 助 者	公認会計士	岩 本 達 之	公認会計士	西 尾 忍
	公認会計士	増 山 雄 貴	公認会計士	大 森 拓 海
	公認会計士	黒 本 尚 良		

7 監査要点と監査報告

7.1 監査要点

包括外部監査の根拠法規である地方自治法第 252 条の 37 第 2 項によると、包括外部監査人は、監査に当たって監査対象団体の「財務に関する事務の執行」及び「経営に係る事業の管理」が、同法第 2 条第 14 項（住民の福祉の増進、最少の経費で最大の効果）及び第 15 項（組織及び運営の合理化、規模の適正化）にのっとってなされているかどうか意を用いなければならないとされる。この規定を受けて包括外部監査における監査要点としては、次の 2 つにまとめることができる。

7.1.1 財務事務執行の合規性

7.1.2 行政の管理視点（住民の福祉の増進等上記第 2 条第 14 項及び第 15 項）に基づいて、行政の経営管理制度である予算統制制度及び P D C A 循環サイクルが整備運用されているか否か

7.2 監査の結果について

この監査報告書では、上記地方自治法第 252 条の 37 第 2 項に基づき、監査の結果について報告を 2 つに大別し、次のように使い分けている。

区分	指 摘	意 見
財務に関する事務の執行	<ul style="list-style-type: none">● 合規性違反の事実	<ul style="list-style-type: none">● 指摘事項等に対する改善提案
経営に係る事業の管理	<ul style="list-style-type: none">● 行政の経営管理制度である予算統制制度及び P D C A 循環サイクルに違反している事実● 行政の管理の視点である「有効性」、「効率性」、「優先性」、「公平性」等を管理する仕組みや運営が不適切であることの実	<ul style="list-style-type: none">● 既存の管理制度（予算統制制度や P D C A 循環サイクルの行政評価制度）外の管理制度の不備に対する指摘● 行政監査に基づく評価（ある事業が「有効」であるか「効率的」であるか等の視点から、「有効である」とか「効率的である」という監査の結論）

7.3 数値表記について

この監査報告書では、数値表記について原則として単位未満について切捨て処理を行っている。ただし、指摘や意見に重要な影響がない限り、入手した数値が既に四捨五入処理されている場合には、当該数値を切捨てに補正せずに使用している。

また、小数点以下を表記している数値については、原則として単位未満について四捨五入処理している。

そのため、各数値の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

7.4 金額表記について

この監査報告書では、金額表記について原則として税込で表記し、都合上、税抜で表記したのものについては注釈を付している。

7.5 年度表記について

この監査報告書では、年度表記について原則として和暦を使用し、図表等で下表のとおり略称を使用しているものがある。

和暦	略称
明治	M
大正	T
昭和	S
平成	H
令和	R

II 包括外部監査対象の概要

1 宇都宮市の歳入状況及び内容

1.1 歳入状況

宇都宮市における令和3年度の一般会計及び特別会計（国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険）の歳入決算は下表のとおりである。一般会計については市税が35.1%（自主財源の70.4%）を占めており、市政運営の中で重要性の高い歳入となっている。また、国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計の歳入合計は多額であるものの、国庫支出金や県支出金などからの補填により、市民から徴収される国民健康保険税及び介護保険料の占める割合はそれぞれ20.1%、24.5%となっている。

【令和3年度一般会計歳入内訳】

（単位：千円）

一般会計				
	科目	財源	令和3年度決算額	構成比
1	市税	自主財源	91,041,534	35.1%
2	地方譲与税	依存財源	1,335,258	0.5%
3	利子割交付金	依存財源	47,708	0.0%
4	配当割交付金	依存財源	491,517	0.2%
5	株式等譲渡所得割交付金	依存財源	568,699	0.2%
6	法人事業税交付金	依存財源	1,370,372	0.5%
7	地方消費税交付金	依存財源	12,938,379	5.0%
8	ゴルフ場利用税交付金	依存財源	120,052	0.1%
9	自動車取得税交付金	依存財源	-	-%
10	環境性能割交付金	依存財源	135,483	0.1%
11	国有提供施設等所在市町村助成交付金	依存財源	137,873	0.1%
12	地方特例交付金	依存財源	1,422,033	0.6%
13	地方交付税	依存財源	4,453,334	1.7%
14	交通安全対策特別交付金	依存財源	79,108	0.0%
15	分担金及び負担金	自主財源	1,577,389	0.6%
16	使用料及び手数料	自主財源	2,909,069	1.1%
17	国庫支出金	依存財源	66,711,658	25.7%
18	県支出金	依存財源	14,909,509	5.8%
19	財産収入	自主財源	522,638	0.2%
20	寄附金	自主財源	324,923	0.1%
21	繰入金	自主財源	4,783,774	1.8%
22	繰越金	自主財源	4,175,068	1.6%
23	諸収入	自主財源	24,023,336	9.3%
24	市債	依存財源	25,163,400	9.7%
	一般会計合計		259,242,115	100.0%

※ 四捨五入の関係で内訳と合計が一致しない場合がある。

出典：「令和3年度決算 計数資料」から監査人が作成

【令和3年度特別会計歳入内訳】

(単位：千円)

特別会計（抜粋）				
	科目	財源	令和3年度決算額	構成比※
1	国民健康保険特別会計	-	48,534,459	100.0%
	（うち国民健康保険税）	-	(9,769,911)	20.1%
2	介護保険特別会計	-	35,706,717	100.0%
	（うち介護保険料）	-	(8,735,936)	24.5%
3	後期高齢者医療特別会計	-	5,946,518	100.0%
	（うち後期高齢者医療保険料）	-	(4,893,963)	82.3%

※ 構成比は、各特別会計の歳入に対する割合

出典：「令和3年度決算 計数資料」から監査人が作成

1.2 市税の種類と分類

1.2.1 市税の種類

市税の種類		概要
直接税	市民税	個人や法人の所得などにかかる税金
	固定資産税	土地、家屋や事業に使う機械などの償却資産にかかる税金
	都市計画税(※)	市街化区域内の土地、家屋にかかる税金（都市計画事業に要する費用に充てられる。）
	特別土地保有税	一定規模以上の土地を所有又は取得したときにかかる税金（平成15年4月1日以降、新たな課税を行わないことになった。）
	軽自動車税	軽自動車を取得したときや軽自動車、二輪の小型自動車、原動機付自転車などを所有しているときにかかる税金
	鉱産税	採掘した鉱物の売渡価格に応じてかかる税金
	事業所税(※)	事業所等において法人又は個人が行う事業に対してかかる税金（都市環境の整備及び改善に関する費用に充てられる。）
	国民健康保険税(※)	国民健康保険の被保険者がいる世帯主にかかる税金（国民健康保険事業に要する費用に充てられる。）
間接税	市たばこ税	卸売販売業者等が市内の小売販売業者や消費者等に売り渡し等した「製造たばこ」にかかる税金
	入湯税(※)	温泉に入浴したときにかかる税金 （環境衛生施設などの整備に要する費用に充てられる。）

※ 目的税

出典：「市税のしおり」から監査人が作成

1.2.2 納める方法による分類

直接税	税を負担する人が、直接国や県、市町村に納める税をいう。
間接税	税金を納める人と、実質的に負担する人が異なる税をいう。間接税は、製品やサービスの価格に上乗せされるので、最終的には消費者が負担することになる。

出典：「市税のしおり」から監査人が作成

1.2.3 使いみちによる分類

普通税	税金の使いみちが特定されていないもので、一般的経費に充てられる。
目的税	税金の使いみちが特定されているもので、例えば都市計画税は、都市計画事業に要する費用に充てられる。

出典：「市税のしおり」から監査人が作成

1.3 市税等の推移

1.3.1 調定額・決算額・収入未済額の推移

(1) 調定額の推移

(単位：千円)

	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
市民税					
個人市民税	34,440,250	34,482,197	34,887,921	35,191,332	34,677,474
法人市民税	11,096,101	10,770,991	9,549,399	7,396,664	7,969,339
固定資産税	37,083,688	36,416,332	36,657,979	37,196,337	36,208,361
国有資産等所在市町村交付金	137,087	134,447	127,613	128,149	126,353
軽自動車税	1,100,738	1,142,060	1,195,345	1,263,663	1,311,104
たばこ税	3,633,480	3,567,156	3,581,384	3,435,069	3,673,422
鉱産税	19	19	19	17	18
入湯税	31,527	31,143	27,639	17,739	22,706
事業所税	3,440,926	3,479,413	3,572,835	3,576,921	3,482,882
都市計画税	5,563,599	5,442,466	5,485,886	5,544,691	5,407,016
市税合計	96,527,420	95,466,226	95,086,024	93,750,585	92,878,679
分担金及び負担金	2,217,857	2,491,690	1,906,844	1,476,296	1,616,689
使用料及び手数料	3,330,709	3,250,849	3,179,883	2,785,639	2,915,514
国民健康保険税	15,685,767	14,845,402	14,230,168	13,884,966	13,589,736
介護保険料	7,109,397	8,382,761	8,414,505	8,361,080	8,956,717
後期高齢者医療保険料	4,193,447	4,435,479	4,685,154	4,862,121	4,947,393

出典：「歳入歳出決算事項別明細書」から監査人が作成

(2) 決算額の推移

(単位：千円)

	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
市民税					
個人市民税	33,002,942	33,339,618	33,908,821	34,321,485	33,874,823

	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
法人市民税	10,990,162	10,688,745	9,472,591	7,304,538	7,921,412
固定資産税	35,754,924	35,511,523	35,903,765	36,364,016	35,428,379
国有資産等所在市町村交付金	137,087	134,447	127,613	128,149	126,353
軽自動車税	1,033,885	1,079,364	1,134,783	1,206,207	1,253,583
たばこ税	3,633,480	3,567,156	3,581,384	3,435,069	3,673,422
鉱産税	19	19	19	17	18
入湯税	31,527	31,143	27,639	17,581	22,706
事業所税	3,431,050	3,478,002	3,566,659	3,553,929	3,460,086
都市計画税	5,328,982	5,281,499	5,352,090	5,401,191	5,280,746
市税合計	93,344,063	93,111,520	93,075,369	91,732,185	91,041,533
分担金及び負担金	2,155,794	2,414,164	1,799,856	1,430,949	1,577,388
使用料及び手数料	3,260,464	3,226,736	3,165,277	2,775,804	2,909,069
国民健康保険税	11,163,739	10,605,383	10,086,426	10,009,548	9,769,911
介護保険料	6,848,538	8,130,552	8,164,824	8,125,822	8,735,936
後期高齢者医療保険料	4,155,876	4,394,016	4,634,703	4,814,581	4,893,963

出典：「歳入歳出決算事項別明細書」から監査人が作成

(3) 収入未済額の推移

(単位：千円)

	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
市民税					
個人市民税	1,139,556	935,546	850,903	759,012	734,984
法人市民税	70,343	69,362	70,589	87,345	41,497
固定資産税	982,231	742,400	669,626	772,488	721,198
国有資産等所在市町村交付金	-	-	-	-	-
軽自動車税	55,050	53,713	53,819	51,099	51,579
たばこ税	-	-	-	-	-
鉱産税	-	-	-	-	-
入湯税	-	-	-	157	-
事業所税	9,115	1,410	6,175	22,992	22,796
都市計画税	173,810	132,279	118,645	133,055	115,938
市税合計	2,430,107	1,934,713	1,769,760	1,826,150	1,687,995
分担金及び負担金	59,371	71,224	99,522	41,721	37,150
使用料及び手数料	30,334	17,509	11,181	6,140	5,463
国民健康保険税	3,846,361	3,733,715	3,619,936	3,554,791	3,394,788
介護保険料	196,106	193,480	193,064	177,110	167,410
後期高齢者医療保険料	34,143	41,684	53,982	49,658	51,225

出典：「歳入歳出決算事項別明細書」から監査人が作成

1.3.2 市税等の収入状況

(1) 市税の収入状況

(単位：千円)

区分	R 元年度		R2 年度		R3 年度	
	金額・率	増減比	金額・率	増減比	金額・率	増減比
予算現額	93,231,000	0.4%	90,356,000	△3.1%	90,003,000	△0.4%
調定額	95,086,024	△0.4%	93,750,585	△1.4%	92,878,680	△0.9%
収入済額	93,075,369	△0.0%	91,732,186	△1.4%	91,041,534	△0.8%
不納欠損額	246,334	△42.4%	199,829	△18.9%	153,899	△23.0%
収入未済額	1,769,760	△8.5%	1,826,150	3.2%	1,687,996	△7.6%
予算現額に対する収入率	99.8%	-	101.5%	-	101.2%	-
調定額に対する収入率	97.9%	-	97.8%	-	98.0%	-

出典：宇都宮市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況審査意見書

令和3年度の収入済額を前年度と比較すると690,652千円(0.8%)減少している。これは主に国・県・市による各種支援策の効果や海外経済の早期回復、ワクチン接種の進展などに伴う国内経済の回復による企業収益の増により法人市民税が616,874千円(8.4%)増加したものの、国の緊急経済対策における事業用家屋及び償却資産に係る軽減措置に伴い固定資産税が937,433千円(2.6%)、感染症の影響による給与所得の減などにより個人市民税が446,662千円(1.3%)減少したことによるものである。

(2) 分担金及び負担金の収入状況

(単位：千円)

区分	R 元年度		R2 年度		R3 年度	
	金額・率	増減比	金額・率	増減比	金額・率	増減比
予算現額	2,038,376	△16.9%	1,710,176	△16.1%	1,691,107	△1.1%
調定額	1,906,845	△23.5%	1,476,296	△22.6%	1,616,690	9.5%
収入済額	1,799,857	△25.4%	1,430,950	△20.5%	1,577,389	10.2%
不納欠損額	7,488	18.0%	3,641	△51.4%	2,219	△39.1%
収入未済額	99,522	39.7%	41,721	△58.1%	37,151	△11.0%
予算現額に対する収入率	88.3%	-	83.7%	-	93.3%	-
調定額に対する収入率	94.4%	-	96.9%	-	97.6%	-

出典：宇都宮市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況審査意見書

収入済額は全額が負担金である。

令和2年度の収入済額1,430,950千円の主なものは、保育費扶養者負担金904,648千円、ごみ処理施設費負担金197,838千円及びL R T事業費負担金126,945千円である。

収入済額を令和元年度と比較すると368,907千円(20.5%)減少している。これは主に対象事業費の増に伴う芳賀町からの負担金の増額によりL R T事業費負担金が92,784千円(271.6%)増加したものの、令和元年10月からの「幼児教育・保育の無償化」により、「3歳から5歳までの全ての子ども」及び「0歳から2歳児までのうち、住民税非課税世帯」の幼

稚園、保育所、認定こども園などが無償化されたことに伴って保育費扶養者負担金が 548,673 千円 (37.8%) 減少したことによるものである。

また、令和 3 年度の収入済額 1,577,389 千円の主なものは、保育費扶養者負担金 865,708 千円、LRT 事業費負担金 378,533 千円及びごみ処理施設費負担金 171,398 千円である。

収入済額を令和 2 年度と比較すると 146,439 千円 (10.2%) 増加している。これは主に保育所入所児童数の減により保育費扶養者負担金が 38,940 千円 (4.3%)、スマートインターチェンジ整備事業に係る負担金の皆減により道路新設改良費負担金が 34,226 千円 (90.5%)、エコパーク下横倉の整備に係る地域振興事業費の減額に伴う上三川町負担金の減によりごみ処理施設費負担金が 26,440 千円 (13.4%) それぞれ減少したものの、対象事業費の増に伴う芳賀町からの負担金の増額により LRT 事業費負担金が 251,588 千円 (198.2%) 増加したことによるものである。

(3) 使用料及び手数料の収入状況

(単位：千円)

区分	R 元年度		R2 年度		R3 年度	
	金額・率	増減比	金額・率	増減比	金額・率	増減比
予算現額	3,229,840	△1.4%	2,919,338	△9.6%	3,005,538	3.0%
調定額	3,179,833	△2.2%	2,785,640	△12.4%	2,915,514	4.7%
収入済額	3,165,277	△1.9%	2,775,805	△12.3%	2,909,069	4.8%
不納欠損額	3,441	△48.1%	3,694	7.4%	988	△73.3%
収入未済額	11,182	△36.1%	6,140	△45.1%	5,464	△11.0%
予算現額に対する収入率	98.0%	-	95.1%	-	96.8%	-
調定額に対する収入率	99.5%	-	99.6%	-	99.8%	-

出典：宇都宮市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況審査意見書

令和 3 年度の収入済額 2,909,069 千円の内訳は手数料 1,488,561 千円、使用料 1,371,327 千円及び証紙収入 49,182 千円であり、この主なものは一般廃棄物処理手数料 997,505 千円、市営住宅使用料 678,329 千円、戸籍住民諸証明等手数料 173,343 千円及び自転車駐車場等使用料 156,594 千円である。

収入済額を前年度と比較すると 133,264 千円 (4.8%) 増加している。これは主に入居世帯数の減により市営住宅使用料が 17,935 千円 (2.6%) 減少したものの、子どもの家使用料の創設により子どもの家使用料が 85,255 千円 (皆増)、宇都宮市営雀宮駅東口駐車場利用台数の増により自転車駐車場等使用料が 17,827 千円 (12.8%)、占用料単価改正により道路占用料が 14,127 千円 (13.8%)、通夜室利用の増により斎場使用料が 11,873 千円 (14.7%)、それぞれ増加したことによるものである。

(4) 国民健康保険特別会計の収入状況

(単位：千円)

区分	R 元年度		R2 年度		R3 年度	
	金額・率	増減比	金額・率	増減比	金額・率	増減比
予算現額	50,728,342	1.0%	48,269,272	△4.8%	49,085,044	1.7%
調定額	54,315,212	1.2%	51,588,603	△5.0%	52,368,252	1.5%
収入済額	50,158,603	1.5%	47,700,048	△4.9%	48,534,459	1.7%
不納欠損額	536,030	3.0%	332,976	△37.9%	435,926	30.9%
収入未済額	3,632,832	△3.1%	3,567,953	△1.8%	3,406,184	△4.5%
予算現額に対する収入率	98.9%	-	98.8%	-	98.9%	-
調定額に対する収入率	92.3%	-	92.5%	-	92.7%	-

出典：宇都宮市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況審査意見書

令和3年度の収入済額は48,534,459千円であり、予算現額に対する収入率は98.9%である。収入済額の主なものは、県支出金34,173,488千円、国民健康保険税9,769,911千円及び繰入金（一般会計繰入金）4,259,902千円である。一般会計繰入金は、前年度と比較すると381,196千円（8.2%）減少している。

収入済額を前年度と比較すると834,411千円（1.7%）増加している。これは主に、宇都宮市が県に納付する国民健康保険事業費納付金の減額により繰入金が419,196千円（9.0%）、被保険者数の減により国民健康保険税が239,637千円（2.4%）、それぞれ減少したものの、保険給付費の増額により県支出金が1,538,042千円（4.7%）増加したことによるものである。

(5) 介護保険特別会計の収入状況

(単位：千円)

区分	R 元年度		R2 年度		R3 年度	
	金額・率	増減比	金額・率	増減比	金額・率	増減比
予算現額	33,116,083	3.3%	34,365,545	3.8%	35,753,729	4.0%
調定額	33,194,393	3.6%	34,444,732	3.8%	35,928,862	4.3%
収入済額	32,943,504	3.7%	34,208,261	3.8%	35,706,717	4.4%
不納欠損額	67,076	△1.4%	68,734	2.5%	64,680	△5.9%
収入未済額	194,273	△0.2%	178,324	△8.2%	168,254	△5.6%
予算現額に対する収入率	99.5%	-	99.5%	-	99.9%	-
調定額に対する収入率	99.2%	-	99.3%	-	99.4%	-

出典：宇都宮市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況審査意見書

令和3年度の収入済額は35,706,717千円であり、予算現額に対する収入率は99.9%である。収入済額の主なものは、支払基金交付金8,980,222千円、介護保険料8,735,937千円、国庫支出金7,528,274千円、繰入金（一般会計繰入金）5,349,061千円及び県支出金5,006,104千円である。一般会計繰入金は、前年度と比較すると263,973千円（5.2%）増加している。

収入済額を前年度と比較すると1,498,456千円（4.4%）増加している。これは主に介護保険料が610,114千円（7.5%）、保険料改定に伴い低所得者の介護保険料軽減に係る公費負担分である介護保険料軽減繰入金が増額したことにより繰入金（一般会計繰入金）が263,973

千円（5.2%）、保険給付費の増により県支出金が 240,316 千円（5.0%）、支払基金交付金が 183,557 千円（2.1%）、国庫支出金が 151,910 千円（2.1%）、それぞれ増加したことによるものである。

(6) 後期高齢者医療特別会計の収入状況

(単位：千円)

区分	R 元年度		R2 年度		R3 年度	
	金額・率	増減比	金額・率	増減比	金額・率	増減比
予算現額	5,705,464	4.6%	5,920,404	3.8%	5,969,597	0.8%
調定額	5,704,724	4.3%	5,926,000	3.9%	6,017,948	1.6%
収入済額	5,654,273	4.2%	5,878,460	4.0%	5,964,518	1.5%
不納欠損額	4,940	2.7%	7,960	61.1%	9,748	22.5%
収入未済額	53,983	29.5%	49,658	△8.0%	51,225	3.2%
予算現額に対する収入率	99.1%	-	99.3%	-	99.9%	-
調定額に対する収入率	99.1%	-	99.2%	-	99.1%	-

出典：宇都宮市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況審査意見書

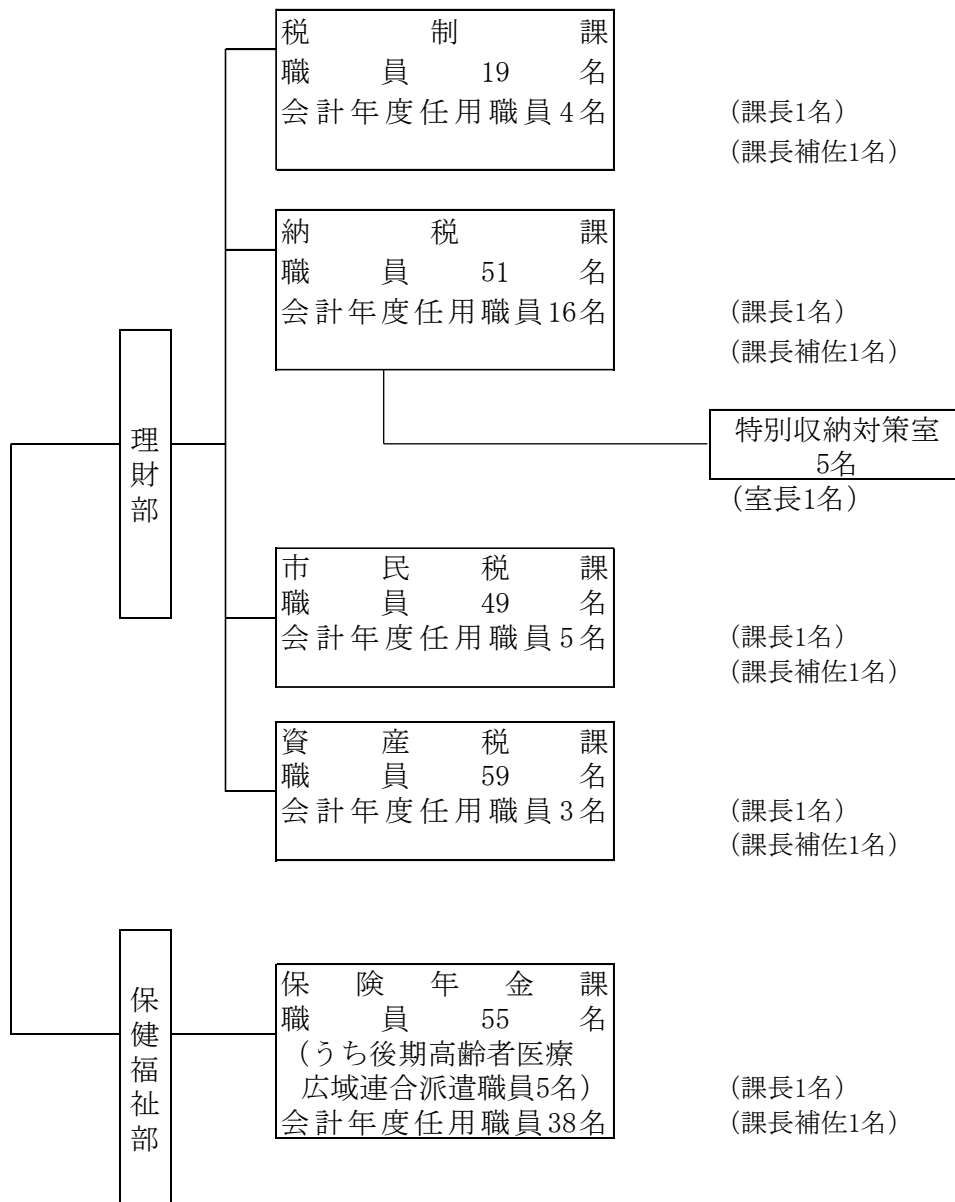
令和3年度の収入済額は5,964,518千円であり、予算現額に対する収入率は99.9%である。収入済額の主なものは、後期高齢者医療保険料4,893,964千円及び繰入金（一般会計繰入金）1,036,132千円である。一般会計繰入金は、前年度と比較すると5,160千円（0.5%）増加している。

収入済額を前年度と比較すると86,058千円（1.5%）増加している。これは主に被保険者数の増により後期高齢者医療保険料が79,382千円（1.6%）増加したことによるものである。

2 主な監査対象部署の組織図

監査対象とした主な部署の組織図と各課の事務分掌は下図のとおりである。

2.1 組織図（令和3年4月1日現在）



2.2 事務分掌（令和3年度）

2.2.1 税制課

2.2.1.1 税制グループ

- (1) 税制に関すること
- (2) 納税奨励及び納税貯蓄組合に関すること
- (3) 市税の調定管理に関すること
- (4) 市税の検査及び犯則事件の処理に関すること

- (5) 固定資産評価審査委員会の事務に関すること
- (6) 税務関係の連絡調整、税の研修の企画・実施に関すること
- (7) 全体業務の進行管理及び企画に関すること
- (8) 課業務の進行管理及び企画に関すること
- (9) 課の庶務に関すること
- (10) 他グループの主管に属しないこと

2.2.1.2 諸税証明グループ

- (1) 軽自動車税、市たばこ税、鉱産税、入湯税及び事業所税の賦課に関すること
- (2) 税関係の証明に関すること
- (3) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識交付に関すること
- (4) 市税に係る証明及び同証明手数料の徴収に関すること

2.2.2 納税課

2.2.2.1 納税管理グループ

- (1) 市税の収納管理に関すること
- (2) 市税の過誤納金の還付、充当及び過誤納返還金に関すること
- (3) 市税の口座振替に関すること
- (4) 各種納付方法による収納の運用に関すること
- (5) 市税システム（収納）業務の運用事務に関すること
- (6) 市税納付推進協力事業所制度に関すること
- (7) 課業務の進行管理に関すること
- (8) 課の予算、決算及び監査に関すること
- (9) 課の庶務、その他他のグループに属さないこと

2.2.2.2 徴収支援グループ

- (1) 納付案内センターの管理及び運営に関すること
- (2) 税の徴収、滞納整理に係る研修の企画及び実施に関すること
- (3) 督促状及び定時催告書の発送に関すること
- (4) 市税システム（滞納）業務の運用事務に関すること
- (5) 滞納整理支援システムの管理及び運用に関すること
- (6) 夜間収納の管理に関すること
- (7) 財産調査に関すること
- (8) 督促状の公示送達に関すること
- (9) 納付委託に関すること
- (10) 公金振替に関すること

2.2.2.3 徴収第1・徴収第2・徴収第3グループ

- (1) 徴収及び納税指導に関すること
- (2) 滞納処分に関すること
- (3) 執行停止の事務に関すること

2.2.2.4 滞納処分グループ

- (1) 徴収及び納税指導に関すること
- (2) 滞納処分に関すること
- (3) 公売等換価事務に関すること
- (4) 執行停止の処理に関すること

2.2.2.5 特別収納対策室徴収処分グループ

- (1) 市税等徴収金の一元徴収に関すること
- (2) 市税等納付推進本部事務局に関すること

2.2.3 市民税課

2.2.3.1 法人市民税グループ

- (1) 法人市民税の調査及び賦課に関すること
- (2) 市税の検査及び犯則事件処理の調整に関すること
- (3) 課の庶務に関すること

2.2.3.2 個人市民税第1グループ

- (1) 個人市民税・県民税の調査及び賦課に関すること
- (2) 特別徴収に関すること
- (3) 個人市民税・県民税申告事務の進行管理に関すること
- (4) 個人市民税・県民税事務の調整に関すること

2.2.3.3 個人市民税第2グループ

- (1) 個人市民税・県民税の調査及び賦課に関すること
- (2) 特別徴収に関すること
- (3) 特別徴収事務の推進及び進行管理に関すること

2.2.3.4 個人市民税第3グループ

- (1) 個人市民税・県民税の調査及び賦課に関すること
- (2) 特別徴収に関すること
- (3) 所得調査事務の進行管理に関すること

2.2.3.5 個人市民税第4グループ

- (1) 個人市民税・県民税の調査及び賦課に関すること
- (2) 特別徴収に関すること
- (3) 給与支払報告書処理事務の進行管理に関すること

2.2.4 資産税課

2.2.4.1 管理グループ

- (1) 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の調定管理及び予算決算に関すること
- (2) 国有資産等所在市町村交付金に関すること
- (3) 固定資産の納税者の宛名管理に関すること
- (4) 地籍図等の交付に関すること
- (5) 市税の検査及び犯則事件処理の調整に関すること
- (6) 課の庶務に関すること

2.2.4.2 土地評価グループ

- (1) 路線価等の作成及び公開に関すること
- (2) 評価資料の整備・調整に関すること
- (3) 土地のシステム運用等に関すること
- (4) 地籍図の管理に関すること

2.2.4.3 土地調査グループ

- (1) 土地の調査及び評価に関すること
- (2) 土地に係る固定資産課税台帳の管理に関すること
- (3) 土地に係る固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の賦課に関すること

2.2.4.4 家屋第1グループ

- (1) 家屋の調査及び評価に関すること
- (2) 家屋に係る固定資産課税台帳の管理に関すること
- (3) 家屋に係る固定資産税、都市計画税の賦課に関すること

2.2.4.5 家屋第2グループ

- (1) 家屋の調査及び評価に関すること
- (2) 家屋に係る固定資産課税台帳の管理に関すること
- (3) 家屋に係る固定資産税、都市計画税の賦課に関すること
- (4) 家屋のシステム運用等に関すること

2.2.4.6 償却資産グループ

- (1) 償却資産の申告に関する事
- (2) 償却資産の調査及び評価に関する事
- (3) 償却資産に係る固定資産課税台帳の管理に関する事
- (4) 償却資産に係る固定資産税の賦課に関する事
- (5) 償却資産のシステム運用等に関する事

2.2.5 保険年金課

2.2.5.1 管理グループ

- (1) 国民健康保険事業の企画に関する事
- (2) 補助金に関する事
- (3) 運営協議会に関する事

2.2.5.2 国保給付グループ

- (1) 保険給付に関する事
- (2) 保健事業に関する事

2.2.5.3 国保税グループ

- (1) 資格得喪に関する事
- (2) 国民健康保険税の賦課に関する事
- (3) 国民健康保険税の税率に関する事
- (4) 国民健康保険税の減免に関する事

2.2.5.4 収納グループ

- (1) 国民健康保険税の収納に関する事

2.2.5.5 滞納整理グループ

- (1) 滞納処分に関する事

2.2.5.6 後期高齢者医療グループ

- (1) 後期高齢者医療制度に関する事

2.2.5.7 国民年金グループ

- (1) 国民年金に関する事

2.2.5.8 栃木県後期高齢者医療広域連合派遣

- (1) 県内市町における後期高齢者医療制度に関する事

Ⅲ 包括外部監査の結果

1 税制課の事務事業

1.1 市税システムの安定運用及び効果的な活用事業

1.1.1 事業の概要

1.1.1.1 事業の内容

令和2年9月23日から本稼働となった新市税システムにおける不具合等の軽減を図り、その原因究明及び再発防止策を講じ、また、法改正等への確実な対応など、万全な運用体制を構築し、安定運用を確保する。

また、RPA、AI技術や税務手続のオンライン化など、市民の利便性の向上を図る最新技術について導入を検討するとともに、賦課徴収業務や収入の推計においては、EUCツールを用い、より細やかに課税データの抽出を行い、詳細な分析・統計資料を作成・活用することで、市税システムの更なる効果的な活用等を図る。

1.1.1.2 取組経過

(1) 市税システムの安定運用の確保

平成27年11月	プロジェクトチーム発足
平成28年度	パッケージシステム調査（第1回RFI実施）
平成29年度	調達仕様確定（第2回RFI実施）
平成30年8月	市税システム構築・保守等包括業務契約締結
平成30年9月	市税システム構築（要件定義・基本設計）
令和元年度	詳細設計、製造、各種テスト データ仮移行による検証及びプレリハーサル、開発用端末等調達、特定個人情報保護評価書変更
令和2年度	データ移行、操作研修、令和2年度分端末等調達 市税システム切替作業（9月18日～22日）、 本稼働（9月23日～）

パッケージシステム調査・市税システム構築・データ移行等は「第2次宇都宮市税収確保アクションプラン（平成28年3月策定）」の重点取組の一環として実施されている。

「第2次宇都宮市税収確保アクションプラン（平成28年3月策定）」（一部抜粋）

③ 税部門における電子化の推進〈拡充〉

【取組の概要】

税務行政の円滑な執行に向け、税系システムをパッケージシステムへと移行し、システム運用の効率化を図ることで、更なる適正課税の推進と滞納処分の強化を図る。併せて、システム移行期間においても各税目の業務の更なる円滑化を図るため、現在導入している電算システムの機能強化についても検討し実施していく。

【課題】

- ・パッケージシステム導入に当たっての業務横断的なシステムの構築
- ・現在の税オンラインシステムからの円滑な移行
- ・システム移行期間における現行システム機能強化の有効性とパッケージシステム移行時の対応

【具体的な取組】

＜重点取組 25＞

ア 税部門における情報システム最適化の推進

- ・ 「宇都宮市情報システム最適化取組指針」に基づく全庁的なシステムの一環として実施する。
- ・ 税制課、納税課、市民税課、資産税課、情報政策課による横断的な体制によるシステム移行の円滑化に努め、より一層の業務効率化に寄与するシステムの構築に努める。
- ・ 平成 28 年度はシステム調達に向けた基本設計の準備を行う。実施に当たっては民間事業者のノウハウを活用し、税系システムに必要な機能要件の整理やシステム開発業者への情報提供依頼、平成 29 年度の作業工程の整理について支援を受ける。

＜スケジュール＞

H27	推進体制の構築	H30	システム構築
H28	機能要件等の整理	H31	システム構築
H29	仕様書作成	H32	移行完了

イ 個人市民税電子化の指針

- ・ パッケージシステムの導入に向け、個人市民税及び法人市民税のパッケージシステムの他市事例の調査研究を実施するとともに、課税ファイリングシステムや業務改善等に係る関連システムとパッケージシステムとの連携手法の検討を行う。また、各社パッケージシステムの情報収集や機能分析を行い、必要な機能要件を整理するとともに費用対効果について検討し、有効なシステムを構築する。
- ・ エルタックスの更なる機能拡充により、納税者の利便性向上や賦課事務の業務改善等が図られることから、国や地方税電子化協議会、関係機関等からの情報収集に努め、特別徴収税額通知の電子化や扶養是正情報のデータ連携など、エルタックスの積極的な活用を検討する。

＜スケジュール＞

H27	システム調査	H30	システム構築
H28	機能要件等の整理	H31	システム構築
H29	仕様書作成	H32	システム稼働（予定）

ウ 固定資産税電子化の推進

パッケージシステムの導入に向け、家屋評価システム、土地家屋情報管理 GIS、登記済通知データとパッケージシステムとの連携手法について他市事例の調査研究を行うとともに、本市における家屋評価システム等とパッケージシステムを連携させる手法について検討する。

＜スケジュール＞

H27	システム調査	H30	新システム構築
H28	システム調査	H31	新システム構築
H29	仕様決定、予算措置	H32	新旧システム並行稼働

宇都宮市はシステムベンダにRFI (Request For Information) を実施し、市税システムに係る「機能要件対応可否一覧」及び「帳票要件対応可否一覧」など、検討に必要な情報を入手している。第1回RFIは5社に対して実施しており、「機能要件対応可否一覧」及び「帳票要件対応可否一覧」の各社の集計結果は下表のとおりとなる。

○：対応可能

△：カスタマイズ or EUC で対応

×：対応不能 or 未回答

【第1回RFI「機能要件対応可否一覧」】

No.	名称	機能数	NEC			A				
			No.	○	△	×	No.	○	△	×
①	共通機能	41	①	37	4	—	①	34	6	1
②	税宛名	15	②	7	8	—	②	12	3	—
③	軽自動車税	58	③	44	14	—	③	38	20	—
④	事業所税	42	④	16	26	—	④	26	16	—
⑤	諸税(たばこ、鉱産、入湯)	31	⑤	12	19	—	⑤	16	15	—
⑥	税証明	111	⑥	80	31	—	⑥	76	31	4
⑦	収納管理	92	⑦	54	38	—	⑦	68	19	5
⑧	滞納整理	121	⑧	87	30	4	⑧	121	—	—
⑨	個人市民税	213	⑨	167	46	—	⑨	168	41	4
⑩	法人市民税	122	⑩	57	65	—	⑩	89	32	1
⑪	固定資産税	430	⑪	234	190	6	⑪	308	109	13
	合計	1,276		795	471	10		956	292	28

B				C				D			
No.	○	△	×	No.	○	△	×	No.	○	△	×
①	39	—	2	①	35	5	1	①	38	2	1
②	15	—	—	②	12	3	—	②	13	—	2
③	39	19	—	③	52	6	—	③	43	12	3
④	27	15	—	④	42	—	—	④	19	15	8
⑤	—	31	—	⑤	26	5	—	⑤	7	—	24
⑥	92	19	—	⑥	88	23	—	⑥	80	16	15
⑦	76	15	1	⑦	69	23	—	⑦	57	21	14
⑧	109	12	—	⑧	104	17	—	⑧	83	14	24
⑨	166	45	2	⑨	166	47	—	⑨	150	38	25
⑩	105	17	—	⑩	103	18	1	⑩	71	17	34
⑪	321	74	35	⑪	332	98	0	⑪	299	54	77
	989	247	40		1,029	245	2		860	189	227

出典：監査人が税制課から入手したデータを集計

【第1回RFI「帳票要件対応可否一覧」】

No.	業務名	帳票数	NEC			A				
			No.	○	△	×	No.	○	△	×
1-1	個人宛名	9	1-1	—	9	—	1-1	3	6	—
1-2	軽自動車税	48	1-2	24	24	—	1-2	15	33	—
1-3	たばこ税	2	1-3	1	1	—	1-3	1	1	—
1-4	入湯税	2	1-4	1	1	—	1-4	1	1	—
1-5	鉱産税	2	1-5	—	2	—	1-5	—	—	2
1-6	事業所税	14	1-6	4	10	—	1-6	6	8	—
1-7	税証明	29	1-7	6	23	—	1-7	23	6	—
2-1	収納管理	93	2-1	49	43	1	2-1	43	50	0
2-2	滞納管理①	37	2-2	25	5	7	2-2	15	18	4
2-3	滞納管理②	546	2-3	240	301	5	2-3	546	—	—
2-4	国有資産等所在市町村交付金	1	2-4	—	—	1	2-4	—	1	—
3-1	個人市民税	253	3-1	88	165	—	3-1	94	159	0
3-2	法人宛名	3	3-2	—	3	—	3-2	1	—	2
3-3	法人市民税	54	3-3	13	41	—	3-3	12	—	42
4-1	固定資産税（賦課）	109	4-1	22	87	—	4-1	41	68	0
4-2	固定資産税（土地）	105	4-2	11	94	—	4-2	24	81	—
4-3	固定資産税（家屋）	44	4-3	8	36	—	4-3	15	29	—
4-4	固定資産税（償却）	87	4-4	21	66	—	4-4	29	58	—
	合計	1,438		513	911	14		869	519	50

B

No.	○	△	×
1-1	1	7	1
1-2	22	26	—
1-3	—	2	—
1-4	—	2	—
1-5	—	2	—
1-6	5	9	—
1-7	26	3	—
2-1	69	24	—
2-2	9	28	—
2-3	513	33	—
2-4	—	1	—
3-1	47	203	3
3-2	—	3	—
3-3	28	26	—
4-1	36	73	—
4-2	12	93	—
4-3	7	37	—
4-4	26	61	—
	801	633	4

C

No.	○	△	×
1-1	—	8	1
1-2	37	11	—
1-3	2	—	—
1-4	—	2	—
1-5	2	—	—
1-6	14	—	—
1-7	6	23	—
2-1	57	36	—
2-2	21	14	2
2-3	352	194	—
2-4	—	1	—
3-1	113	132	9
3-2	—	3	—
3-3	27	26	1
4-1	36	66	7
4-2	22	80	3
4-3	11	33	—
4-4	12	75	—
	711	704	23

D

No.	○	△	×
1-1	—	9	—
1-2	20	28	—
1-3	—	2	—
1-4	—	2	—
1-5	—	2	—
1-6	4	9	1
1-7	21	2	6
2-1	25	36	32
2-2	11	26	—
2-3	63	244	239
2-4	—	1	—
3-1	61	96	96
3-2	—	3	—
3-3	24	27	3
4-1	23	82	4
4-2	11	92	2
4-3	13	30	1
4-4	10	72	5
	286	763	389

出典：監査人が税制課から入手したデータを集計

第2回RFIは6社に対して実施しており、「機能要件対応可否一覧」及び「帳票要件対応可否一覧」の各社の集計結果は下表のとおりとなる。

○：対応可能

△：カスタマイズ or EUC で対応

×：対応不能 or 未回答

【第2回RFI「機能要件対応可否一覧」】

No.	名称	機能数	NEC			A				
			No.	○	△	×	No.	○	△	×
①	共通機能	51	①	47	4	—	①	49	2	—
②	税宛名	19	②	16	3	—	②	14	4	1
③	軽自動車税	69	③	56	13	—	③	50	19	—
④	事業所税	30	④	20	10	—	④	24	6	—
⑤	諸税(市たばこ、 鉱産、入湯)	29	⑤	20	9	—	⑤	19	10	—
⑥	税証明	136	⑥	96	40	—	⑥	100	32	4
⑦	収納管理	132	⑦	81	51	—	⑦	81	46	5
⑧	個人市民税	266	⑧	200	66	—	⑧	206	52	8
⑨	法人市民税	138	⑨	75	63	—	⑨	96	41	1
⑩	固定資産税	396	⑩	254	142	—	⑩	285	104	7
	合計	1,266		865	401	—		924	316	26

B				C				E				D			
No.	○	△	×	No.	○	△	×	No.	○	△	×	No.	○	△	×
①	47	3	1	①	46	5	—	①	41	9	1	①	48	3	—
②	18	1	—	②	13	6	—	②	13	6	—	②	18	1	—
③	44	22	3	③	62	7	—	③	62	5	2	③	55	12	2
④	21	9	—	④	30	—	—	④	25	5	—	④	21	6	3
⑤	—	29	—	⑤	28	1	—	⑤	13	16	—	⑤	9	—	20
⑥	117	16	3	⑥	92	44	—	⑥	95	41	—	⑥	97	12	27
⑦	73	59	—	⑦	88	44	—	⑦	69	61	2	⑦	77	51	4
⑧	212	49	5	⑧	218	48	—	⑧	232	28	6	⑧	213	43	10
⑨	108	30	—	⑨	120	18	—	⑨	96	36	6	⑨	98	19	21
⑩	312	75	9	⑩	314	82	—	⑩	321	60	15	⑩	281	80	35
	952	293	21		1,011	255	—		967	267	32		917	227	122

出典：監査人が税制課から入手したデータを集計

【第2回RFI「帳票要件対応可否一覧」】

			NEC				A			
No.	業務名	帳票数	No.	○	△	×	No.	○	△	×
①	軽自動車税	46	①	24	22	—	①	23	23	—
②	事業所税	17	②	10	7	—	②	10	7	—
③	市たばこ税	5	③	3	2	—	③	2	3	—
④	鉱産税	1	④	—	1	—	④	—	1	—
⑤	入湯税	4	⑤	3	1	—	⑤	2	2	—
⑥	税証明	24	⑥	9	15	—	⑥	7	17	—
⑦	収納管理	90	⑦	42	48	—	⑦	53	35	2
⑧	国有資産等所在市町村交付金	1	⑧	—	1	—	⑧	—	1	—
⑨	個人市民税	46	⑨	23	23	—	⑨	34	11	1
⑩	法人市民税	59	⑩	16	43	—	⑩	24	35	—
⑪	固定資産税（賦課）	55	⑪	15	40	—	⑪	18	37	—
⑫	固定資産税（土地）	49	⑫	8	41	—	⑫	16	33	—
⑬	固定資産税（家屋）	34	⑬	5	29	—	⑬	15	19	—
⑭	固定資産税（償却）	69	⑭	21	48	—	⑭	21	47	1
⑮	個人宛名	2	⑮	1	1	—	⑮	1	1	—
	合計	502		180	322	0		226	272	4

B				C				E				D			
No.	○	△	×	No.	○	△	×	No.	○	△	×	No.	○	△	×
①	18	28	—	①	34	12	—	①	20	25	1	①	27	18	1
②	12	5	—	②	17	—	—	②	15	2	—	②	9	7	1
③	—	5	—	③	5	—	—	③	3	2	—	③	2	1	2
④	—	1	—	④	1	—	—	④	—	1	—	④	—	1	—
⑤	—	4	—	⑤	3	1	—	⑤	2	2	—	⑤	2	1	1
⑥	22	1	1	⑥	7	17	—	⑥	21	3	—	⑥	10	8	6
⑦	56	34	—	⑦	57	33	—	⑦	41	48	1	⑦	23	52	15
⑧	—	—	1	⑧	—	1	—	⑧	—	—	1	⑧	—	1	—
⑨	31	14	1	⑨	37	9	—	⑨	38	7	1	⑨	25	21	—
⑩	28	31	—	⑩	23	36	—	⑩	23	36	—	⑩	24	32	3
⑪	27	28	—	⑪	26	29	—	⑪	29	26	—	⑪	18	36	1
⑫	8	41	—	⑫	14	35	—	⑫	12	37	—	⑫	10	39	—
⑬	4	30	—	⑬	6	28	—	⑬	8	24	2	⑬	10	24	—
⑭	24	45	—	⑭	9	60	—	⑭	27	42	—	⑭	15	50	4
⑮	1	1	—	⑮	—	2	—	⑮	2	—	—	⑮	—	2	—
	231	268	3		239	263	0		241	255	6		175	293	34

出典：監査人が税制課から入手したデータを集計

調達仕様の検討については、外部専門家を活用し、関連部署との協議を定期的を実施した（事務局会議：第1回RFIに係る会議を平成28年7月から平成29年3月までに20回実施、第2回RFIに係る会議を平成29年4月から平成30年3月までに25回実施）。

また、第1回RFIの事務局会議を受けて、宇都宮市は宇都宮市と同等規模の中核市でどのような市税システムを構築・運用しているかを把握するために、平成28年7月に44市に対して、税システムに係る中核市照会を実施している。照会内容は現行システムに対する質問（構築時期、処理方式、調達等の35項目）と開発等費用のコストに関する質問となっている。

さらに、平成28年11月に追加の個別質問（印刷処理、OCRの利用、滞納整理機能のカスタマイズ等）を6市に実施している。

プロポーザルは4社が参加し、提案時の各社の「機能要件対応可否一覧」及び「帳票要件対応可否一覧」の集計結果は下表のとおりとなる。

○：対応可能

△：カスタマイズ カスタマイズ金額（単位：千円）

E：EUCで対応

代：代替案で対応

×：対応不能 or 未回答

【プロポーザルにおける「機能要件対応可否一覧」】

No.	業務名	機能数
①	共通機能	51
②	税宛名	17
③	軽自動車税	75
④	事業所税	31
⑤	諸税(市たばこ, 鉱産, 入湯)	28
⑥	税証明	125
⑦	収納管理	125
⑧	個人市民税	235
⑨	法人市民税	119
⑩	固定資産税	381
	合計	1,187

NEC

No.	○	△	カスタマイズ金額	E	代	×
①	49	2	3,000 千円	—	—	—
②	15	2	6,750 千円	—	—	—
③	60	8	19,800 千円	7	—	—
④	27	2	2,250 千円	2	—	—
⑤	27	1	1,500 千円	—	—	—
⑥	104	15	22,200 千円	2	4	—
⑦	110	8	18,300 千円	6	1	—
⑧	201	19	18,675 千円	15	—	—
⑨	93	18	25,050 千円	8	—	—
⑩	349	24	36,525 千円	4	4	—
	1,035	99	154,050 千円	44	9	—

A

No.	○	△	カスタマイズ金額	E	代	×
①	50	—	— 千円	—	1	—
②	13	3	2,627 千円	—	1	—
③	68	4	6,157 千円	—	3	—
④	28	2	3,182 千円	—	1	—
⑤	27	1	— 千円	—	—	—
⑥	112	13	17,067 千円	—	—	—
⑦	113	12	15,863 千円	—	—	—
⑧	228	7	7,574 千円	—	—	—
⑨	111	8	— 千円	—	—	—
⑩	347	18	17,976 千円	8	8	—
	1,097	68	70,448 千円	8	14	—

C

No.	○	△	カスタマイズ金額	E	代	×
①	50	1	4,000 千円	—	—	—
②	17	—	— 千円	—	—	—
③	72	1	800 千円	1	1	—
④	31	—	— 千円	—	—	—
⑤	28	—	— 千円	—	—	—
⑥	100	21	15,040 千円	1	3	—
⑦	118	7	7,040 千円	—	—	—
⑧	227	6	10,400 千円	1	1	—
⑨	109	6	5,440 千円	1	3	—
⑩	333	27	29,600 千円	18	3	—
	1,085	69	72,320 千円	22	11	—

D

No.	○	△	カスタマイズ金額	E	代	×
①	49	—	— 千円	—	2	—
②	15	1	2,177 千円	—	1	—
③	58	10	5,206 千円	3	4	—
④	21	4	1,432 千円	4	2	—
⑤	6	22	32,634 千円	—	—	—
⑥	92	19	25,546 千円	—	14	—
⑦	82	38	17,840 千円	4	1	—
⑧	210	18	31,056 千円	6	—	1
⑨	102	11	6,632 千円	6	—	—
⑩	299	37	37,888 千円	11	33	1
	934	160	160,411 千円	34	57	2

出典：監査人が税制課から入手したデータを集計

【プロポーザルにおける「帳票要件対応可否一覧」】

No.	業務名	帳票数
①	軽自動車税	52
②	事業所税	16
③	市たばこ税	4
④	入湯税	4
⑤	税証明	18
⑥	収納管理	78
⑦	国有資産等所在市町村交付金	1
⑧	個人市民税	42
⑨	法人市民税	58
⑩	固定資産税（賦課）	47
⑪	固定資産税（土地）	49
⑫	固定資産税（家屋）	34
⑬	固定資産税（償却）	68
	合計	471

NEC

No.	○	△	カスタマイズ金額	E	代	×
①	34	3	975 千円	15	—	—
②	12	2	1,350 千円	2	—	—
③	3	—	— 千円	1	—	—
④	3	1	750 千円	—	—	—
⑤	16	2	600 千円	—	—	—
⑥	60	7	4,950 千円	11	—	—
⑦	1	—	— 千円	—	—	—
⑧	27	6	5,400 千円	9	—	—
⑨	27	2	975 千円	29	—	—
⑩	18	4	3,600 千円	25	—	—
⑪	15	7	5,250 千円	27	—	—
⑫	14	—	— 千円	20	—	—
⑬	39	11	8,250 千円	18	—	—
	269	45	32,100 千円	157	—	—

A

No.	○	△	カスタマイズ金額	E	代	×
①	49	3	－千円	－	－	－
②	13	3	3,796千円	－	－	－
③	4	－	－千円	－	－	－
④	3	1	3,776千円	－	－	－
⑤	10	8	8,383千円	－	－	－
⑥	65	13	21,410千円	－	－	－
⑦	1	－	－千円	－	－	－
⑧	37	5	6,300千円	－	－	－
⑨	49	9	19,539千円	－	－	－
⑩	39	8	5,274千円	－	－	－
⑪	45	4	2,512千円	－	－	－
⑫	32	2	1,256千円	－	－	－
⑬	56	12	9,106千円	－	－	－
	403	68	81,354千円	－	－	－

C

No.	○	△	カスタマイズ金額	E	代	×
①	47	4	2,400千円	1	－	－
②	16	－	－千円	－	－	－
③	4	－	－千円	－	－	－
④	4	－	－千円	－	－	－
⑤	8	10	8,000千円	－	－	－
⑥	72	4	1,600千円	2	－	－
⑦	－	1	800千円	－	－	－
⑧	41	1	－千円	－	－	－
⑨	36	22	12,400千円	－	－	－
⑩	41	6	4,400千円	－	－	－
⑪	41	8	3,600千円	－	－	－
⑫	26	5	2,600千円	3	－	－
⑬	37	20	10,400千円	11	－	－
	373	81	46,200千円	17	－	－

D

No.	○	△	カスタマイズ金額	E	代	×
①	37	12	10,575 千円	1	2	—
②	8	3	5,242 千円	5	—	—
③		4	— 千円	—	—	—
④		4	— 千円	—	—	—
⑤	3	15	24,904 千円	—	—	—
⑥	59	13	5,750 千円	6	—	—
⑦	—	—	— 千円	—	—	1
⑧	31	11	13,448 千円	—	—	—
⑨	22	19	12,646 千円	13	4	—
⑩	32	12	11,233 千円	—	3	—
⑪	24	20	12,979 千円	—	5	—
⑫	23	9	5,195 千円	—	2	—
⑬	25	31	17,517 千円	—	12	—
	264	153	119,489 千円	25	28	1

出典：監査人が税制課から入手したデータを集計

【プロポーザルにおけるカスタマイズ金額と見積金額】

(単位：千円)

	NEC	A	C	D
機能要件に係るカスタマイズ金額	154,050	70,448	72,320	160,411
帳票要件に係るカスタマイズ金額	32,100	81,354	46,200	119,489
カスタマイズ金額合計	186,150	151,802	118,520	279,900

(単位：千円)

	NEC	A	C	D
ハードウェア、ソフトウェア等（見積金額）	205,236	355,000	90,849	175,808
システム構築（カスタマイズ含む）・保守等包括業務（見積金額） （ハードウェア、ソフトウェア等を除く）	1,961,907	2,069,694	1,920,672	2,470,000
見積合計	2,167,143	2,424,694	2,011,522	2,645,808

出典：監査人が税制課から入手したデータを集計

第1回RFI、第2回RFI及びプロポーザル方式による比較検討（提案者の業務体制、業務実績、実施方針、提案内容、プレゼンテーション等を点数にて評価し、総合的に判断）の結果、宇都宮市は日本電気株式会社を最優秀提案者として決定し、当該業者と「宇都宮市市税システム構築・保守等包括業務」を締結している（後述の「1.1.1.3 業務委託等」参照）。

(2) システムの効果的な活用等

宇都宮市は、市税システムの導入後、EUC 機能を活用している。

① EUC 機能の活用

令和元年 9 月	当初課税や統計資料作成の一部に EUC 機能を組み込み運用
令和元年 10 月	予算編成の際の分析等に業種別の実績を出力するなど、保有データを活用

② 市税システムにおける EUC 機能について

EUC (End User Computing) とは、情報システム部門の担当者ではない、業務部門の利用者自身が、表計算ソフトや簡易データベースソフトなどを活用し、業務を遂行することである。市税システムにおける主な EUC 機能は以下のとおりである。

a. システムとデータの安全性

EUC 専用サーバと EUC 専用データベースを用意し、データ抽出処理で本番業務に影響を与えることを回避し、誤操作による本番データの破損を防止する。

(EUC 専用データベースに対しては、本番系データベースの内容を日次で自動反映する。)

b. 一元管理

SimpWright (BI ツール) は、権限グループごとに処理の参照範囲を指定することができる。管理者権限を持つ利用者は各課で作成した処理を監視することができ、新システム全体で一元的な管理をすることが可能である。

c. バッチ適用

SimpWright (BI ツール) は、定型検索をバッチ (大量一括処理) 起動し、検索結果を CSV ファイルや Excel ファイルで生成することができる。運用管理ソフトを利用することで、毎日定時刻に自動実行するなどの運用が可能のため、深夜にバッチ自動実行し、朝出来上がったファイルを利用する運用ができる。

③ 現在のデータ活用状況

市税システムから過去の賦課情報や収入情報を抽出し、状況の把握・分析を行うとともに、それらを基に将来の市税歳入を推計するなど、中期財政計画策定等における市税歳入の推計に活用している。具体的な活用例は以下のとおりである。

<活用例>

- ・ 市税システムにより収入状況を抽出し、状況の把握を行うとともに、中期財政計画策定時の推計のベースとして活用している。
- ・ 市税システムから、課税状況調を出力し、中期財政計画策定時の推計のベースとしている。
- ・ 市税システムから、産業分類別の法人税割額を抽出し、これに、職員が別に調査し

た「日銀短観」の経常利益の前年度比を乗じたものを基に、推計している。
 ・市税システムにより、過去数年の賦課情報から地目別の評価や家屋の新築・滅失などの傾向を分析し、中期財政計画策定時の推計ベースとして活用している。

1.1.1.3 業務委託等

(1) 宇都宮市市税システム構築・保守等包括業務

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市税システムの構築（カスタマイズ含む）、現行システムからのデータ移行、新システムへの運用切替え ・システムの保守及び運用支援 ・RPAのトライアルライセンスによる導入
受託者	日本電気株式会社
委託期間	平成30年9月1日～令和13年3月31日（12年7月）
契約金額	2,156,278千円 ※消費税率改定後（8%から10%）

(2) 市税システム構築管理支援業務

業務内容	システム構築プロジェクトを円滑に推進するために、構築プロジェクトの進捗管理を支援するとともに、本稼働後における不具合等の管理を支援する。また、RPAの導入など、業務効率化に係る取組に対する支援を行う。
受託者	有限責任監査法人トーマツ
委託期間	平成30年5月1日～令和3年3月19日（2年11月）
契約金額	58,212千円 ※消費税率改定後（8%から10%）

(3) 市税システム機器等の賃借

① 令和元年度

賃貸人	NEC キャピタルソリューション株式会社
委託期間	令和元年7月1日～令和6年6月30日（60か月・長期継続契約）
契約金額	156,978千円（月額2,616千円）

② 令和2年度

賃貸人	NEC キャピタルソリューション株式会社
委託期間	令和2年9月1日～令和7年8月31日（60か月・長期継続契約）
契約金額	103,620千円（月額1,727千円）

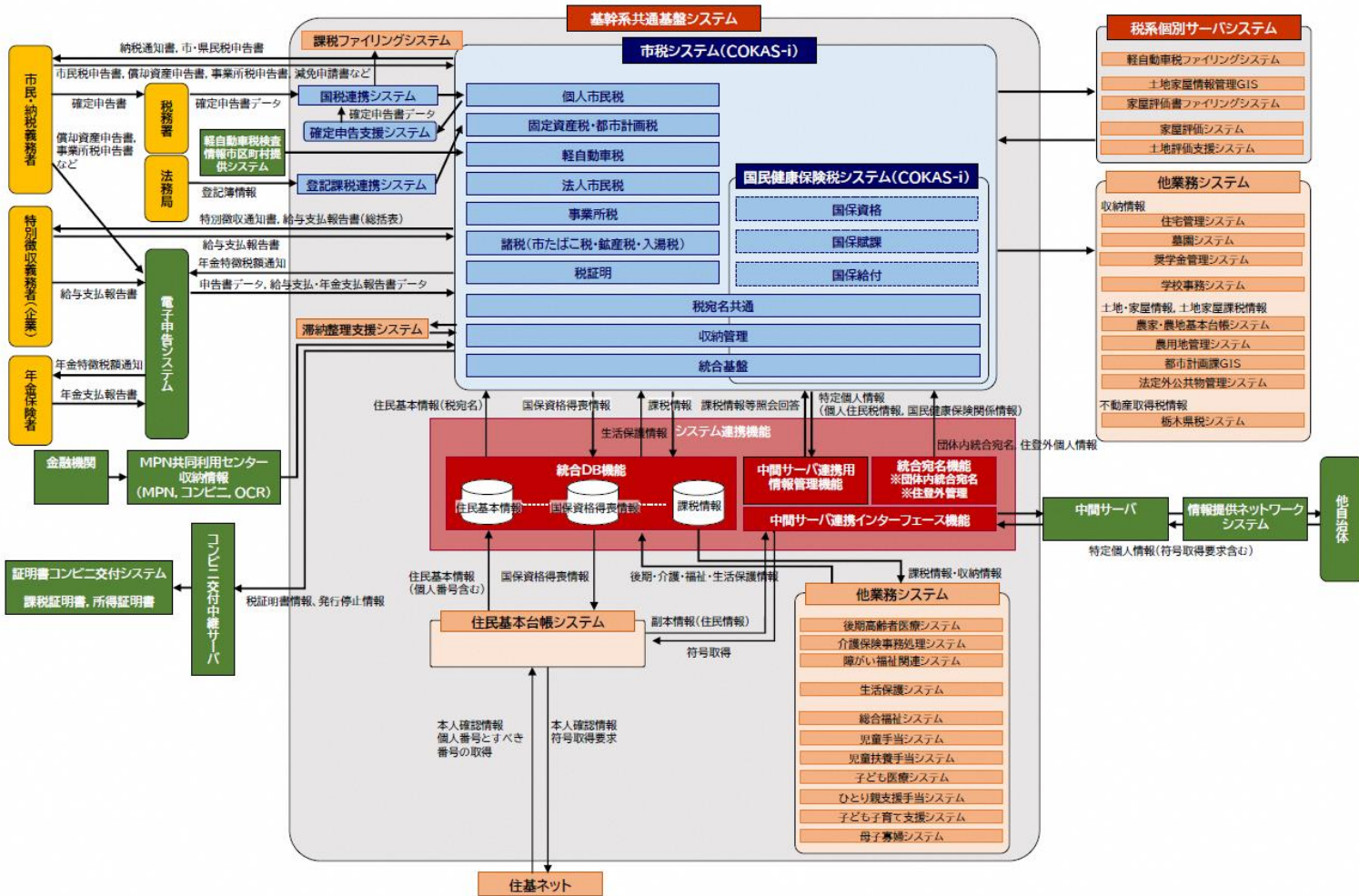
※令和2年度については、国民健康保険特別会計と併せて執行
 情報政策課がホストコンピュータ用にリースしていた端末等の流用あり
 （契約期間は令和4年8月まで）

(4) 導入後のカスタマイズ

所管課	追加機能	費用（税込）	時期
市民税課	住宅借入金特別控除のシステム自動計算、限度額判定機能 給与支払報告書取込時のデータ突合機能	5,280 千円	令和4年度に実施

1.1.1.4 市税システムの概要

(1) 市税システム連携図



(2) 市税システムの概要

分類	業務領域	システム
共通	宛名管理	COKAS-i
	収納管理	COKAS-i
	統合基盤	COKAS-i
業務	個人市民税	COKAS-i
	国税連携システム	eLTAX
	確定申告支援システム	The 確定申告 V
	固定資産税・都市計画税	COKAS-i
	登記課税連携システム	エキスパート 9PLUS
	軽自動車税	COKAS-i
	法人市民税	COKAS-i
	事業所税	COKAS-i
	諸税（市たばこ税・鉱産税・入湯税）	COKAS-i
	税証明	COKAS-i
	課税ファイリングシステム （個人、軽自、固定）	Tomas Force（個人） 軽自動車税課税台帳電子フ ァイリングシステム（軽自） 家屋評価調書ファイリング システム（固定）
	滞納整理支援システム	THINK CreMas Cloud

出典：監査人が税制課にヒアリングして作成

(3) 市税システムの所管部署

旧システムはホストコンピューターにて稼働していたため、所管は情報政策課（現：経営管理課）であったが、新システムからはパッケージソフトのため、税制課所管で管理が行われている。

1.1.1.5 セキュリティ

(1) セキュリティポリシー

宇都宮市においては、市が保有する情報資産を様々な脅威から防御し、機密性、完全性及び可用性を維持するため、統一かつ普遍的な宇都宮市情報セキュリティポリシー基本方針（以下、「基本方針」という。）を定めている。

基本方針は、市が管理する情報資産に関する業務に携わる職員、非常勤職員及び臨時職員並びに外部委託者を対象としている。

基本方針に基づき、情報セキュリティ対策を具体的に実施するに当たっての遵守すべき事項、判断等の基本的な基準として対策基準を定めている。さらに、基本方針及び対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するため、個々の情報システムについて、具体的に実施手順を明記した「情報セキュリティ実施手順」を策定している。

(2) アクセス管理

職員の所属情報に基づき、共通基盤システム及び市税システムにおいて、業務に携わる職員の権限の範囲でシステムが使用できるよう、事務分掌に基づく操作権限の付与と指静脈システムによるシステム端末のログイン制御を行っている。アクセスログの保存期間は共通基盤システムは3か月、市税システムは1か月となっている。

アクセス権の棚卸は毎事業年度の期初に行われ、対象者のアクセス権の更新をベンダに依頼している。

(3) バックアップデータの管理

共通基盤システム、市税システムそれぞれのサーバにおいて、毎日夜間にバックアップデータを取得している。

1.1.2 実施した監査手続

事業の目的、内容、予算・決算等に関して担当者からのヒアリングを実施するとともに、入札関連資料の閲覧を実施した。

1.1.3 監査の結果

1.1.3.1 市税システム導入後の運用について（意見）

市税システムの導入は汎用ソフトを基本としたホスト系システムからの移行を課題としていたが、システムベンダ各社の「機能要件対応可否一覧」及び「帳票要件対応可否一覧」を確認したところ、カスタマイズを前提とした機能説明が散見された。

プロポーザル方式で最優秀提案者と評価された日本電気株式会社のシステム構築案でも、カスタマイズ対応数が相当程度あり、汎用パッケージを導入しても、導入後に追加でカスタマイズ費用がかかるか、宇都宮市担当者がシステムのEUC機能を駆使し、SQL等を作成する必要性が生じる可能性が想定される。

この点に関して、特にシステムの機能数が多い市民税課の担当者に旧ホスト系システムと新たに導入された市税システムでの業務量等について確認したところ、旧ホスト系システムで出力されたデータが抽出されないため、独自でSQLを作成し対応しているとのことであった。新システムを導入する場合、既存業務を新システムに対応する業務内容に変更する必要があるが、どこまでを想定し、標準化できたかは疑問である。

システム導入時に、カスタマイズせずにできるだけ汎用ソフトを用いることは、国の自治体情報システムへの移行を想定すると一定の合理性はある。他方、システムのEUC機能を用いて、担当者が独自に表計算ソフトなどを活用して業務を遂行することで、人為的なミスが生じるリスクも相当程度高くなるため、それを防止するための機能を充実させなければならない。また、システム導入当初に、一時的に業務量が増加するのはやむを得ないが、システム導入の主眼の一つである事務の効率化の実現に向け、今後も継続して業務量を削減する必要がある。市税システムの構築費用の予算には限りがあるとしても、旧ホスト系システム利用時よりも担当者に負担（業務量増加の負担や人手による集計等の精神的負担）が掛かってはならないと考える。そのためには、市税システムの追加カスタマイズや既存業務の標準化の議論、ITリテラシーに関する教育研修の一層の充実が望まれる。

1.1.3.2 EUCの一元管理について（指摘）

今回導入された市税システムは EUC を利活用し、各課で業務を遂行している。監査時点での税 4 課（税制課、納税課、市民税課、資産税課）での EUC 機能の利用状況は下表のとおりである。

	EUC機能を利用した業務数（件）
税制課	30
納税課	13
市民税課	27
資産税課	162
合計	232

出典：監査人が税制課から入手したデータを集計

市税システムはパッケージシステムであるため、宇都宮市が必要とする機能が全て網羅されているわけではなく、業務に応じて EUC 汎用検索や SQL 作成により機能を拡張することが基本となる。つまり、業務課では必要に応じて、機能を随時、独自で活用していくことになるが、この EUC 機能から出力されるデータの完全性等が常に担保されなければならない。データの完全性等をもってはじめて市税システムの EUC 機能を利用した業務が有効となる。

この点に関し、税制課に税 4 課の EUC の一元管理の状況を確認したところ、市税システムの所管部署である税制課は一元管理を行っておらず、EUC の出力データの完全性等の検証は、利用の重要性に応じて、ベンダーSE の支援を得ながら各業務課において実施しているとの回答を聴取した。

EUC 機能を利用した業務の有効性を確保するために、税 4 課の一元管理と EUC 機能から出力される全データの完全性等を定期的に検証すべきである。

1.1.3.3 経営管理課との連携について（意見）

システム要員を擁した経営管理課は、ホストコンピューターなどの全庁の IT 統制以外の案件（汎用ソフトの導入案件等）に、積極的な介入はしていない。市税システムは汎用ソフトのため、導入業務が税制課主導で行われていた。

市税システムの投資額は 21 億円以上と僅少な金額ではない。汎用ソフトの導入でも一定金額以上の案件には経営管理課がもっと積極的にかかわることが望まれる。

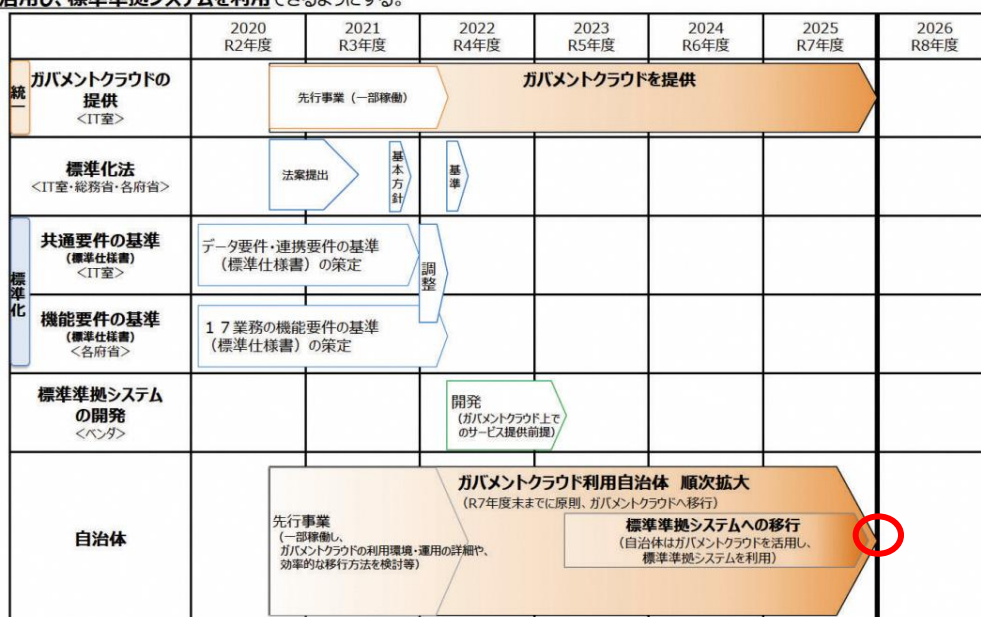
また、市税システムの EUC の利活用の場面でも、システムの複雑性等により、IT リスクが常に存在している。経営管理課が研修会等を開催し、定期的なコミュニケーションの場を設けるなど、業務課の業務運営が円滑になるように連携をとることが望まれる。

1.1.3.4 自治体情報システムの標準化に向けて（意見）

令和 3 年 9 月 1 日に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が施行され、地方自治体の業務システムの統一・標準化のスケジュールが国から示された。「地方自治体の業務プロセス・情報システムの標準化の作業方針の見直しについて（令和 3 年 1 月内閣官房 IT 室）」によると、下図のとおり、令和 7 年度末に標準準拠システムに移行となっている。

地方自治体の業務システムの統一・標準化 スケジュール

○ ～R7年度末：すべての自治体で、主要な住民向け手続はワンストップ可能で、緊急時に迅速なシステム改修を可能な状態にするため、原則、自治体の基幹系業務システム（17業務）については、R7年度末までに、デジタル庁が調達するガバメントクラウドを活用し、標準準拠システムを利用できるようにする。



※ 自治体の標準化対象業務（17業務）：住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、児童手当、生活保護、健康管理、就学、児童扶養手当、子ども・子育て支援

自治体情報システムの標準化のメリットは、①コスト削減・ベンダロックインの解消、②行政サービス・住民の利便性の向上、③行政運営の効率化等が挙げられている。

自治体情報システムの標準化には、クラウド化の検討が必須となるが、令和元年8月時点での導入実績として、単独クラウドが指定都市で6団体（千葉市、相模原市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市）、中核市で8団体（函館市、福島市、前橋市、高崎市、越谷市、柏市、八尾市、尼崎市）となっている。自治体クラウド（複数の地方自治体による共同クラウド）では中核市で2団体（豊橋市、岡崎市）となっている（「総務省 自治体システム等標準化検討会（第1回）」参考資料より引用）。全体としてのクラウド導入実績は鈍い状況である。

宇都宮市においては、市税システムを導入して2年目である。国の目標とする移行期間まではあと3年であるが、標準化されたプラットフォームを用いての業務運営には相当程度時間を要すると考える。標準準拠システムへの移行に当たっては、宇都宮市の業務の在り方と市民の利便性を最優先として、万全の準備が望まれる。

1.2 軽自動車税種別割（普通税・賦課税）の課税事務

1.2.1 事業の概要

1.2.1.1 事業の内容

軽自動車税は、原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車及び二輪の小型自動車を所有している者に対して課税される地方税である。課税事務の主な内容は以下のとおりである。

(1) 毎年4月1日現在、軽自動車等を所有又は使用している者に対する賦課

- (2) 原動機付自転車・小型特殊自動車の標識（ナンバープレート）の交付（標識交付申請）及び標識返納（廃車申告）の受付
- (3) 減免申請書等の受付
- (4) 納税通知書返戻者に係る宛先等調査
 - 〈市外分〉 関係自治体への住民登録状況の照会
 - 〈市内分〉 庁内関係課の情報に基づく宛先調査
訪問による居住実態調査
- (5) 転出者や死亡者名義車両の所有世帯に対する名義変更等の依頼
- (6) 所有者に対する制度や納税についての広報
- (7) 制度改正への対応

1.2.1.2 関係法令等

- (1) 地方税法第 442 条～第 463 条の 30
- (2) 地方税法施行令第 52 条の 18～23
- (3) 地方税法施行規則第 15 条の 8～15・第 16 条
- (4) 宇都宮市税条例第 82 条～第 93 条
- (5) 宇都宮市税条例施行規則第 7 条

1.2.1.3 軽自動車税の構成

令和元年 10 月 1 日から、軽自動車税に「環境性能割」が創設され、現行の軽自動車税は「種別割」という名称に変更となった。この改正に伴い、軽自動車税は「環境性能割」と「種別割」の 2 つで構成されることになった。

(1) 軽自動車税種別割

項目	内容
納税義務者	毎年 4 月 1 日に市内を定置場とする原動機付自転車，小型特殊自動車，軽自動車（二輪，三輪，四輪）等を所有又は使用する者
税率 (年税額)	平成 28 年度より適用の新税率 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原動機付自転車(125 cc 以下・ミニカー) 2,000 円～3,700 円 ・ 小型特殊自動車(農耕用・フォークリフトなど) 2,400 円・5,900 円 ・ 軽自動車（二輪【125cc～250cc】・三輪・四輪）3,600 円～12,900 円 ・ 二輪小型自動車（250cc 超）6,000 円 ※ 三輪以上の軽自動車については以下の税率が適用 ①重課：初度検査後 13 年を経過した車両 ②軽課：適用期間中（平成 27 年 4 月 1 日～）に初めて車両番号の指定を受けた一定の環境性能を有する車両
納税通知書 発送時期	・ 毎年 5 月上旬（納期限は 5 月末日）
減免	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者等 身体障がい者等、車体の形状（「車いす移動車」記載車両）、公益専用車 ・ 申請期限等 納期限の 7 日前まで

項目	内容
	自動車税種別割（県税）と併せて1人1台限り
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車税種別割と異なり、年度途中の譲渡や廃車による月割課税なし ・ 所有権移転、定置場変更等に伴う課税台帳への登録及び廃止を通年で随時処理

(2) 軽自動車税環境性能割

項目	内容
制度概要・導入の経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年10月1日の消費税の税率引上げに合わせ、県税である自動車取得税が廃止され、市税として、新たに三輪以上の軽自動車の取得者に課税する「軽自動車税環境性能割」が創設された。 ・ 同時に、現行の軽自動車税の名称が「軽自動車税種別割」に変更となった。 ・ 環境性能割の賦課徴収については、地方税法の規定により、これまでの自動車取得税と同様に当分の間、県が行う。減免についても同様の規定に基づき県が行う。（減免等の範囲は県の自動車税環境性能割の範囲に合わせ、県内市町で統一） <p>※ 環境性能割の導入は、当初は平成29年4月1日の予定であったが、消費税の税率引上げの延期に伴い、令和元年10月1日導入に変更となった。</p>
納税義務者	三輪以上の軽自動車を取得した者
課税標準額	取得価格（50万円以下は、課税対象外）
税率	<p>燃費性能及び用途に応じ、最大2.0%の税率を適用</p> <p>※ ただし、「臨時的軽減措置」による税率軽減あり</p> <p>→自動車の取得時の負担感を緩和するため、令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得した自家用乗用車（登録車及び軽自動車）について、環境性能割の税率を1%分軽減するもの</p>

1.2.1.4 軽自動車税種別割事務の流れ

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
当初賦課業務	○賦課期日 (4月1日)	○当初納付通知書送付 (5月初旬)	← 返戻書返戻調査 5月～8月			○不明公示					← 次年度減免申請書（継続用）内容確認	
不明調査・課税保留関係業務		← 減免申請受付（納期限7日前まで）	○減免決定通知書送付 (6月初旬)		← 納付書返戻現地調査（市内分）、住所照会等（～8月まで）							← 転出・死亡者への名義変更勧奨

1.2.1.5 取組経過・実績等

(1) 歳入決算（現年度分）

（単位：千円）

		R 元年度	R2 年度	R3 年度
調定額		1,141,707	1,209,880	1,260,103
(内訳)	種別割	1,131,928	1,176,425	1,222,732
	環境性能割	9,778	33,454	37,370
(対前年度比)		105.03%	105.97%	104.15%
課税標準（課税台数）		159,784 台	162,235 台	164,431 台
(内訳)	種別割	159,221 台	160,411 台	162,420 台
	環境性能割	563 台	1,824 台	2,011 台
(対前年度比)		101.37%	101.53%	101.35%

※ 税制改正に伴い、令和元年 10 月登録分から種別割及び環境性能割を課税
 なお、従来の軽自動車税は、種別割に相当する。

(2) 課税調査実績

① 納税通知書返戻者に対する宛先等調査

合計	725 件	（うち新規分	544 件）
宛先判明	567 件	（	” 447 件）
不明公示	158 件	（	” 97 件）

② 転出者、死亡者に係る名義変更等の依頼

転出者、死亡者に係る名義変更等依頼通知 新市税システム移行後は毎月実施

1.2.1.6 軽自動車税種別割の推移

（単位：台、千円）

		R 元年度	R2 年度	R3 年度	
原動機付自転車	50cc 以下	課税台数	12,719	12,068	11,582
		調定額	25,438	24,136	23,164
	50cc 超 90 cc 以下	課税台数	1,540	1,539	1,528
		調定額	3,080	3,078	3,056
	90cc 超 125cc 以下	課税台数	4,081	4,229	4,398
		調定額	9,794	10,149	10,555
	ミニカー	課税台数	268	283	313
		調定額	991	1,047	1,158
	小計	課税台数	18,608	18,119	17,821
		調定額	39,304	38,410	37,933

			R 元年度	R2 年度	R3 年度		
軽自動車及び小型特殊自動車	二輪車		課税台数	6,871	6,891	7,132	
			調定額	24,735	24,807	25,675	
	三輪車		課税台数	4	4	5	
			調定額	18	18	22	
	四輪以上	乗用	営業用	課税台数	11	8	14
			営業用	調定額	75	53	93
			自家用	課税台数	96,224	97,772	99,438
			自家用	調定額	882,618	925,413	967,524
		貨物	営業用	課税台数	864	924	962
			営業用	調定額	2,971	3,294	3,488
			自家用	課税台数	21,940	21,900	22,018
			自家用	調定額	109,828	111,010	112,838
	小型特殊	農耕用		課税台数	4,368	4,315	4,293
				調定額	10,483	10,356	10,303
		その他		課税台数	925	950	955
				調定額	5,457	5,605	5,634
小計			課税台数	131,207	132,764	134,817	
			調定額	1,036,188	1,080,556	1,125,577	
二輪の小型自動車			課税台数	9,406	9,528	9,782	
			調定額	56,436	57,168	58,692	

1.2.1.7 減免件数及び金額の推移

(単位：件、千円)

	R 元年度		R2 年度		R3 年度	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額
軽四輪	1,027	8,954	1,150	10,265	1,200	11,139
原付	5	10	6	12	6	12
小型二輪	0	-	0	-	1	6
軽二輪	1	3	0	-	0	-
軽三輪	0	-	0	-	0	-
小型特殊自動車	2	4	2	4	2	4
計	1,035	8,972	1,158	10,283	1,209	11,162

軽自動車税の種別割の減免は、宇都宮市税条例施行規則第7条に規定されている。減免が受けれる軽自動車等は、次の(1)、(2)、(3)に該当し、専ら障がい者の通院、通学、通勤などに使用されるものである。

- (1) 障がい者の方が所有若しくは使用する軽自動車等又は障がい者の方のために使用される軽自動車等（障がい者と生計を一にする方又は障がい者を常時介護する方が所有する方が所有等する軽自動車等を含む。）
- (2) 自動車検査証の車体の形状欄に「身体障がい者輸送車」又は「車いす移動者」と記載された軽自動車（専ら障がい者の利用に供するために特別の使用や改造がなされたもの。）
- (3) 社会福祉法人等が公益のため直接専用する軽自動車

減免申請の手續の周知については、広報紙（5月号）、宇都宮市ホームページ及び納税通知書に同封するチラシにて行っている。

1.2.1.8 ナンバープレートの管理状況

ナンバープレートは本庁での取扱いのほか、市内に17ある地域行政機関でナンバープレートを取り扱っている。車種ごとのナンバープレートの枚数は台帳にて管理している。現物はキャビネット等に施錠して保管している。

17の地域行政機関におけるナンバープレートの保管状況は下表のとおりである。

No	名称	登録ナンバープレート	廃車ナンバープレート
1	宝木出張所	書庫	随時、本庁に送送
2	陽南出張所	キャビネット	
3	平石地区市民センター	書庫	
4	清原地区市民センター	書庫	
5	横川地区市民センター	キャビネット	
6	瑞穂野地区市民センター	書庫	
7	城山地区市民センター	キャビネット	
8	国本地区市民センター	キャビネット	
9	富屋地区市民センター	書庫	
10	豊郷地区市民センター	書庫	
11	篠井地区市民センター	書庫	
12	姿川地区市民センター	キャビネット	
13	雀宮地区市民センター	書庫	
14	駅東出張所	キャビネット	
15	上河内地区市民センター	キャビネット	
16	河内地区市民センター	書庫	
17	バンバ出張所	書庫	

1.2.2 実施した監査手續

事業の目的、内容、予算・決算、減免制度等に関する担当者からのヒアリングを実施するとともに、無作為抽出による標識交付申請書及び譲渡証明書のサンプルチェック（20件）を実施した。

1.2.3 監査の結果

1.2.3.1 標識交付申請書の受付事務について（指摘）

無作為抽出による標識交付申請書及び譲渡証明書のサンプルチェック（20件）を実施した結果、下表のとおり、証明書日が申告書の販売（譲渡）証明書欄に記載されていない状況で申請書を受け付けているものが3件あった。

Sample No	販売（譲渡）証明書日	登録日
3	証明書日の記載なし	令和3年3月30日
4	証明書日の記載なし	令和3年3月31日
14	証明書日の記載なし	令和3年4月5日

宇都宮市の担当者は、窓口で原動機付自転車等の標識交付申請書（以下、「申請書」という。）を紙媒体で受け付け、販売（譲渡）証明書等との内容を照合している。

納税義務者は4月1日の賦課期日に軽自動車等を所有する者であり、納税義務発生日を明確にするため「申請書」の販売（譲渡）証明書欄に日付を記載することが要請されている。

今回の事例は、受付の際に口頭で販売（譲渡）日を確認したとのことであるが、申請書の販売（譲渡）証明書欄の証明書日は空欄であり、書類上の不備であると言える。販売（譲渡）証明書日は、納税義務発生日を確定させるための重要な判断基準となるため、受付事務で記載漏れがないかの確認を徹底すべきである。

1.2.3.2 標識交付申請書の取扱いについて（意見）

無作為抽出による標識交付申請書及び譲渡証明書のサンプルチェック（20件）を実施した結果、下表のとおり、令和3年4月1日以前の証明書日となっているが、登録日は令和3年4月2日以降となっているものが3件あった。

Sample No	販売（譲渡）証明書日	登録日
9	令和3年3月1日	令和3年4月2日
11	令和3年3月27日	令和3年4月2日
17	令和3年3月20日	令和3年4月5日

いずれの事例も賦課期日は令和3年4月1日のため、令和3年度に課税されず、令和4年度から課税となる。

この点に関し、宇都宮市の担当者に確認したところ、いずれの事例も販売（譲渡）証明書日以降に、整備等に日数が掛かり、所有者への引渡し日を登録日としているとのことであった。

販売（譲渡）証明書日と登録日に乖離が生じる場合には、課税業務の適切な遂行のためにも、引渡し日を申請者からの口頭確認ではなく、物品受領書等で確認し、標識交付申請書の備考欄に「引渡し日を物品受領書等で確認」等のコメントを付し、担当者以外が検証しても分かるような書類の整備が望まれる。

1.3 市たばこ税（普通税・申告税）の課税事務

1.3.1 事業の概要

1.3.1.1 事業の内容

市たばこ税は、製造者等から小売販売業者等に売渡し等された、製造たばこに課税される地方税である。課税事務の主な内容は以下のとおりである。

- (1) 卸売販売業者が市内の小売販売業者などに売り渡したたばこに対する課税
- (2) 適正課税のための調査

項目	内容
申告納税義務者	たばこの製造者，輸入業者等
税率	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年9月30日まで たばこ1,000本につき5,692円 ・令和2年10月1日から令和3年9月30日まで たばこ1,000本につき6,122円 ・令和3年10月1日から たばこ1,000本につき6,552円
申告納税期限	市内の小売販売業者，消費者に売り渡した月の翌月末日まで

1.3.1.2 関係法令等

- (1) 地方税法第464条～第485条の14
- (2) 地方税法施行令第53条～第53条の7
- (3) 地方税法施行規則第16条の2～第16条の4の5
- (4) 宇都宮市税条例第94条～第104条

1.3.1.3 取組経過・実績等

- (1) 歳入決算（現年度分）

（単位：千円）

		R元年度	R2年度	R3年度
調定額		3,581,384	3,435,069	3,673,422
	うち手持ち品課税	398	13,595	14,498
（対前年度比）		100.40%	95.91%	106.9%
課 税 標	売渡本数	631,797,298本	616,022,291本	615,934,884本
	（対前年度比）	95.81%	97.50%	100.00%
	手持ち品課税	235,526本	31,618,776本	33,718,860本
申告納税義務者数		8	9	10

- (2) 税率の変遷

改正時期	税率
平成22年10月1日～	たばこ1,000本につき4,618円 （旧3級品は2,190円）
平成25年4月1日～	たばこ1,000本につき5,262円 （旧3級品は2,495円）

改正時期	税率
平成 28 年度～令和元年度	特例税率廃止に伴い、旧 3 級品の税率を段階的に引上げ <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 28 年 4 月 1 日～ 1,000 本につき 2,925 円 ・ 平成 29 年 4 月 1 日～ 1,000 本につき 3,355 円 ・ 平成 30 年 4 月 1 日～ 1,000 本につき 4,000 円 ・ 令和元年 10 月 1 日～ 旧 3 級品以外と同率
平成 30 年 10 月 1 日～	たばこ 1,000 本につき 5,692 円
令和 2 年 10 月 1 日～	たばこ 1,000 本につき 6,122 円
令和 3 年 10 月 1 日～	たばこ 1,000 本につき 6,552 円

1.3.2 実施した監査手続

事業の目的、内容、予算・決算、減免制度等に関する担当者からのヒアリングを実施し、関係資料を閲覧した。

1.3.3 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

1.4 事業所税（目的税・申告税）の課税事務

1.4.1 事業の概要

1.4.1.1 事業の内容

事業所税とは、都市環境の整備及び改善に必要な事業の財源とするために、事業所等において行われる事業活動の規模に応じて課税される目的税である。栃木県では宇都宮市のみ課税される。課税事務の主な内容は以下のとおりである。

- (1) 市内で事業を行う法人又は個人に対して、事業活動の規模に応じて課税
- (2) 課税客体の把握のための調査

項目	内容
申告納税義務者	決算期末日の現況で、市内の事業用床面積が 1,000 m ² 超 又は従業者数が 100 人超の事業主
税率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資産割 : 1 m²につき 600 円 ・ 従業者割 : 給与支給総額の 0.25%
申告納税期限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人 : 決算後 2 か月以内 ・ 個人 : 翌年の 3 月 15 日 (個人は昭和 51 年の制度開始以来適用実績なし)
用途	都市環境の整備及び改善事業

1.4.1.2 関係法令等

- (1) 地方税法第 701 条の 30～第 701 条の 74
- (2) 地方税法施行令第 56 条の 14～第 56 条の 84

- (3) 地方税法施行規則第 24 条の 2～第 24 条の 29
- (4) 宇都宮市事業所税条例
- (5) 宇都宮市事業所税条例施行規則

1.4.1.3 事業所課税事務の流れ

(1) 毎月の業務

事業所税の申告義務者は、事業年度末日から 2 か月以内に事業所税申告書（以下、「申告書」という。）を提出し、申告期限までに納付を行う。

税制課担当者は申告書の記載内容について、計算方法等に誤りがないか検算を行った上で申告書の受付を行い、記載内容を市税システムに入力する。入力確認は諸税証明グループの職員が複数で行い、係長のチェックを経て、調定書が作成される。

資産割、従業者割共に、基本的には申告書のとおり申告を受け付けているが、新規納税義務者や課税標準となる床面積に変動等があった納税義務者には根拠資料となる図面や賃貸借契約書の写し等の添付を依頼しており、根拠資料の内容と申告内容に疑義がある場合は事業所にヒアリングを行う。

(2) 新規の納税義務者の把握

毎年、固定資産課税台帳データから抽出した調査対象物件の未申告調査に加え、新聞報道、建築確認申請データ及び貸付申告から新規納税義務者を随時把握している。

(3) 事業所税の減免事務

事業所税の減免を申請する事業者は、申告納付期限の 7 日前までに減免申請書（以下、「申請書」という。）を提出する必要がある。

税制課担当者は申請書の記載内容について、減免対象施設等に誤りがないか確認を行った上で申請書の受付を行い、記載内容を市税システムへ入力する。課内決裁後、減免申請者に事業所税減免決定通知書を送付する。

また、新規減免申請者には根拠資料となる図面や賃貸借契約書の写し等の添付を依頼しており、内容を確認した上で申請を受理している。

なお、減免に関する具体的な取扱いについては、事業所税の減免に関する要綱及び事務マニュアルにより規定されている。

① 事業所税の減免に関する要綱

第 1 条 事業所税の減免に関する事項については、条例又は規則に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第 2 条 宇都宮市事業所税条例（昭和 51 年条例第 44 号）第 13 条第 1 項第 1 号の場合において減免する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

- (1) 課税標準の算定期間の中途において災害により事業を行うことができなくなった事業所用家屋で当該課税標準の算定期間の中途において事業を再び行うことができるようになったもの 資産割額に事業を行うことができなくなった日の属する月の翌月から事業を再び行うことができるようになった日の属する月までの月数の当該課税標準の算定期間の月数に対する割合を乗じて得た額

(2) 課税標準の算定期間の中途において災害により事業を行うことができなくなった事業所用家屋で当該課税標準の算定期間の末日後において事業を再び行うことができるようになったもの 次に掲げる課税標準の算定期間の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア 事業を行うことができなくなった日の属する課税標準の算定期間 資産割額に事業を行うことができなくなった日の属する月の翌月から当該課税標準の算定期間の末日の属する月までの月数の当該課税標準の算定期間の月数に対する割合を乗じて得た額

イ 事業を再び行うことができるようになった日の属する課税標準の算定期間 資産割額に当該課税標準の算定期間の開始の日の属する月から事業を再び行うことができるようになった日の属する月までの月数の当該課税標準の算定期間の月数に対する割合を乗じて得た額

ウ ア及びイに掲げるもの以外の課税標準の算定期間 資産割額の全部

第3条 宇都宮市事業所税条例施行規則（昭和51年規則第74号）第3条第1項の表第15号に規定する市長が特に認めるものは、次に掲げる者が原材料、半製品又は製品の保管のために要する倉庫（同表第7号、第11号及び第13号に掲げるものを除く。）とする。この場合において、市長が認める減免の割合は、資産割の2分の1とする。

(1) 資本の額若しくは出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の個人であって、工業、鉱業、運送業又はその他の業種（次項及び第3項に規定する業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

(2) 資本の額若しくは出資の総額が3,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

(3) 資本の額若しくは出資の総額が1,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の個人であって、小売業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

1.4.1.4 課税補足

宇都宮市は未申告調査を実施している。未申告調査の手順や詳細等は下表「(1) 未申告調査の概要及びスケジュール」のとおりである。

宇都宮市内において所有する家屋の床面積の合計が一定以上となる者を抽出し、家屋の使用状況及び使用面積の調査をすることによって申告納付義務の有無を判定する。

(1) 未申告調査の概要及びスケジュール

手順	調査の詳細	時期（目安）
庁内データ取得	EUCにより固定資産課税台帳のデータ（家屋の延床面積合計が1,000㎡を超える者）を取得する。	年度当初
処理時間	即時	
机上調査	<ul style="list-style-type: none"> 事業所税の申告有無を確認する。 現況把握を行う。 （営業実態の有無、家屋の使用者、使用状況等） ※ 宇都宮市地理情報システム、法人市民税申告状況、住宅地図、事業所ホームページ等を確認 <ul style="list-style-type: none"> 机上調査により営業実態等が把握できない場合、外観調査を実施する。 【外観調査】 <ul style="list-style-type: none"> 現地訪問による現況把握を行う。 （営業実態の有無、家屋の使用者、使用状況等） ※ 看板、照明、車や人の出入り等を確認	5月頃～
処理時間	約1か月（見込み）	
調査票発送	机上調査及び外観調査を行って、申告納付義務者を有する可能性がある者と判断した者に対して調査票を発送する。 ※ 調査事項は事業規模（直前期末の現況）の把握を行うため、主に以下の項目となる。 （1）家屋貸付の有無及び貸付先 （2）事業所の延床面積 （3）市内事業所に属する従業者数	～7月末頃
回答期限	1か月程度	
免税点判定	調査票の回答に基づき免税点判定を実施する。	～9月末頃
実施時期	回答が届き次第、随時	
指導・催告	申告義務が判明した者に対し、指導及び催告を実施する。	10月頃～
処理時間	免税点判定後、随時	
決定課税	指導及び催告によっても申告納付に至らない場合、調査に基づき事業所税額を決定し、課税する。	～3月末
実施時期	決定予告の催告期限経過後	

(2) 調査票の回答状況

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
調査票送付件数	228件	73件	9件	1件	7件
回答件数	228件	73件	9件	1件	7件
新規申告件数	7件	9件	1件	—	3件

平成 29 年度より以前は、所有家屋の延べ床面積の規模ごとに年度を決めて調査票を発送し、調査を行っていたが、平成 30 年度以降はそれが一巡し、送付件数が縮減している。

令和元年度と令和 3 年度について、回答済みの調査票と新規申告に係る課税判断資料を閲覧し、適切に処理されていることを確認した。

宇都宮市は令和 4 年度以降の取組として、家屋の用途種類を調査対象の抽出条件とし、2 種類ずつ 3 年 1 サイクル (※) の計画で未申告調査を実施する。

※ 「①店舗・事務所、②ホテル・工場、③倉庫・その他」の順で 2 種類ずつ 3 年 1 サイクルのローテーションで調査を実施する。

(3) 指導・催告の件数

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
指導・催告の件数	7件	9件	1件	—	3件

(4) 決定課税の件数

平成 29 年度から令和 3 年度までにおいては、電話や文書催告を実施した結果、申告に至っているため、決定課税の実績はない。

1.4.1.5 取組経過・実績等

(1) 歳入決算 (現年度分)

(単位：千円)

		R 元年度	R2 年度	R3 年度
調定額	資産割	2,955,597	2,965,609	2,908,499
	従業者割	615,827	606,620	585,049
	更正	—	▲1,485	▲33,658
	合計	3,571,425	3,570,745	3,459,890
(対前年度比)		102.91%	99.98%	96.89%
調定件数	資産割	843 件	846 件	844 件
	従業者割	201 件	198 件	188 件
	重複事業者	178 件	175 件	168 件
	更正	0 件	4 件	2 件
	合計	866 件	873 件	866 件
(対前年度比)		101.41%	100.81%	99.20%

(2) 減免額及び減免件数の推移

(単位：件、千円)

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
件数	104	104	104	102	103
減免額	89,237	87,767	99,953	85,075	89,128

(3) 課税調査の取組

- ① 各種庁内資料を活用した未申告調査
- ② 未申告事業者に対する指導及び決定課税の実施
- ③ 函面等根拠資料の提出勧奨
- ④ 関係課との連携強化
- ⑤ 適正課税の推進に寄与する情報発信手段の拡充

1.4.2 実施した監査手続

事業の目的、内容、予算・決算、減免制度等に関する担当者からのヒアリングを実施するとともに、関係資料を閲覧した。

1.4.3 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

2 納税課の事務事業

市税は、地方税法及び地方税法 331 条 6 項等で準用される国税徴収法により賦課徴収され、納税者は納付又は納入の告知に基づき納税し、市は収納を行う。宇都宮市における市税の収納事務は、納税者から市税の納付を受けた後、理財部納税課（以下、「納税課」という）において必要な事務手続が進められている。

納税課各グループの主な分掌事務は下表のとおりである。

グループ	主な分掌事務
納税管理グループ	<ul style="list-style-type: none"> 市税の収納管理、市税システム（収納）業務の運用に関する事務 過誤納金の還付、充当及び過誤納返還金に関する事務 口座振替に関する事務 各種納付方法による収納の運用に関する事務 課の業務進行管理、課の予算、決算及び監査に関する事務 課の庶務、税広報に関する事務
徴収支援グループ	<ul style="list-style-type: none"> 納付案内センターの管理、運営に関する事務 税の徴収、滞納整理に係る研修の企画、実施に関する事務 督促状、定時催告書の発送に関する事務 滞納整理支援システム等、システム管理、運用に関する事務 夜間収納に関する事務 督促状の公示送達に関する事務 納付委託、公金振替に関する事務
徴収グループ	<ul style="list-style-type: none"> 徴収及び納税指導に関する事務 滞納処分に関する事務 執行停止の処理に関する事務
滞納処分グループ	<ul style="list-style-type: none"> 徴収及び納税指導に関する事務 滞納処分に関する事務 公売等換価に関する事務 執行停止の処理に関する事務
特別収納対策室	<ul style="list-style-type: none"> 市税等徴収金の一元徴収に関する事務 市税等納付推進本部事務局に関する事務

2.1 納税管理グループの事務事業

2.1.1 事業の概要

納付された市税を市税システムに反映させ、財務会計との整合性を図りながら、日計、月計を作成し、収納管理を行う。また、市税の過誤納金及び過誤納返還金の発生に伴う、還付、充当処理等の事務を行う。さらに、課の予算、決算及び監査対応事務等を実施する。収納管理、還付・充当処理の主な事務としては以下のとおりである。

- (1) 収入額調の作成
- (2) 県民税の送納

- (3) 収入原符の分類集計
- (4) 延滞金の調定
- (5) 還付口座振込依頼書の送付、還付口座の登録・入力
- (6) 還付、充当処理
- (7) 調書作成、決裁
- (8) 過誤納還付金、過誤納返還金、還付加算金の予算決算

2.1.1.1 市税収入の推移

(単位：千円)

年度	予算額	調定額	収入額	収入率 (%)
H29	92,894,000	96,527,420	93,344,064	96.7
H30	92,856,000	95,466,227	93,111,521	97.5
R元	93,231,000	95,086,024	93,075,369	97.9
R2	90,356,000	93,750,585	91,732,186	97.8
R3	90,003,000	92,878,680	91,041,534	98.0

2.1.1.2 市税収入率の中核都市比較

(単位：%)

年度	収入率	順位	中核市最大	中核市最小
R元	97.9	16位	99.4	94.2
R2	97.8	13位	99.0	94.0
R3	98.0	24位	99.5	95.0

※ R元年度、R2年度、R3年度それぞれ中核都市58市、60市、62市の順位

2.1.1.3 根拠法令等

- (1) 地方税法第17条、第17条の2
- (2) 宇都宮市過誤納返還金交付規則
- (3) 地方自治法第232条の2
- (4) 宇都宮市会計規則

2.1.2 市税の納付方法に応じた収納事務

宇都宮市では、市税の納付について幅広い納税手段を準備している。各種納付方法に応じた収納データの消込等、運用管理を行う。

2.1.2.1 根拠法令

- (1) 地方自治法施行令第155条、第158条の2
- (2) 地方自治法第231条の2の2
- (3) 市税条例施行規則第3条の2
- (4) 宇都宮市会計規則第46条、第52条、第87条、第166条

2.1.2.2 口座振替

市税の口座振替の申込みから登録、請求までの一連の処理を行うとともに、キャッシュレス納付全体の周知促進を図り、また納期内納付を推進するため、口座振替の勧奨を行う。ここでキャッシュレス納付とは、口座振替、ペイジー収納、クレジットカード納付、スマートフォン決済を言う。

口座振替による納付割合を納税課では納税義務者数総数の30%を目標としている。口座振替による納付を推奨する一方で、市民の納税の利便性を高めるために口座振替以外のキャッシュレス納付の導入が進んでおり、令和3年度からスマートフォン納付が可能となった。

名寄せ後の口座振替の口座加入数は下表のとおりである。

(単位：者)

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
納税義務者数	262,459	264,176	266,058	267,392	267,265
加入者総数	81,184	81,308	81,914	82,145	81,029
加入率(全体)	30.93%	30.78%	30.79%	30.72%	30.32%
加入率(市普)	19.26%	18.59%	18.58%	18.22%	18.92%
〃(固定)	42.23%	42.19%	42.19%	42.05%	41.39%
〃(償却)	32.09%	31.55%	32.38%	32.51%	32.71%
〃(軽自)	11.48%	11.21%	11.32%	11.30%	10.87%
新規加入件数	5,880	5,465	6,262	5,853	8,204

2.1.2.3 ペイジー収納

銀行ATM、パソコン、携帯電話からのインターネットバンキングから、金融機関が共同で構築、運営しているマルチペイメントネットワークを活用し、税金等を支払うことができるキャッシュレスによる納付方法。エルタックスによる納付を含む各年度4月1日から3月31日収入日分までの集計は下表のとおりである。

税目	年度	利用金額 (千円)	利用件数 (件)	金額割合 (%)	件数割合 (%)
市県民税 (普徴)	R元	880,522	14,806	25.4	23.1
	R2	1,003,610	15,522	20.9	20.6
	R3	1,015,646	23,152	13.3	18.6
市県民税 (特徴)	R元	158,270	3,270	4.6	5.1
	R2	491,897	6,954	10.2	9.2
	R3	1,702,362	16,208	22.2	13.0
法人市民税	R元	24,740	245	0.7	0.4
	R2	332,570	729	6.9	1.0
	R3	1,658,349	2,122	21.7	1.7
固定資産税 (土・家)	R元	2,091,710	32,178	60.3	50.3
	R2	2,460,740	36,691	51.2	48.7
	R3	2,415,412	67,205	31.5	53.9
固定資産税 (償却)	R元	147,980	825	4.3	1.3
	R2	236,839	992	4.9	1.3
	R3	162,243	1,835	2.1	1.5

軽自動車税	R元	91,312	12,605	2.6	19.7
	R2	108,611	14,442	2.3	19.2
	R3	106,871	13,981	1.4	11.2
入湯税	R元	753	12	0.0	0.0
	R2	593	11	0.0	0.0
	R3	467	8	0.0	0.0
事業所税	R元	73,325	28	2.1	0.1
	R2	171,968	39	3.6	0.0
	R3	595,730	126	7.8	0.1
合計	R元	3,468,612	63,969		
	R2	4,806,828	75,380		
	R3	7,657,080	124,637		

2.1.2.4 クレジットカード収納

パソコンやスマートフォン等からインターネット上の納付サイトにアクセスし、納付書の納付番号やクレジットカード情報等を入力し、納付手続を行う。令和2年度は12月1日から3月31日収入分、令和3年度は4月1日から3月31日収入分までの集計は下表のとおりである。

税目	年度	利用金額 (千円)	利用件数 (件)	金額割合 (%)	件数割合 (%)
市県民税 (普徴)	R2	2,320	44	34.1	35.8
	R3	117,010	2,400	33.0	28.5
固定 (土地・家屋)	R2	4,342	77	63.8	62.6
	R3	220,120	4,426	62.1	52.6
固定 (償却)	R2	142	2	2.1	1.6
	R3	5,295	104	1.5	1.2
軽自	R2	0	0	0	0
	R3	11,847	1,492	3.4	17.7
合計	R2	6,804	123		
	R3	354,272	8,422		

2.1.2.5 スマートフォン決済

令和3年度より拡充された決済方法で、パソコンやスマートフォン等から決済アプリを利用し、納付書のバーコードを読み込み、納付手続を行う。令和3年4月1日から令和4年3月31日収入日までの集計は下表のとおりである。

税目	年度	利用金額 (千円)	利用件数 (件)	金額割合 (%)	件数割合 (%)
市県民税 (普徴)	R3	219,484	7,158	41.6	31.7
固定 (土地・家屋)	R3	269,766	10,673	51.1	47.2
固定 (償却)	R3	3,399	84	0.7	0.4
軽自	R3	34,870	4,674	6.6	20.7
合計	R3	527,519	22,589		

2.1.2.6 コンビニ収納

コンビニエンスストアを介して納付する方法で、店員に対して現金納付する事からキャッシュレス納付ではない。各年度4月1日から3月31日収入分までの集計は下表のとおりである。

税目	年度	利用金額 (千円)	利用件数 (件)	金額割合 (%)	件数割合 (%)
市県民税 (普徴)	R元	1,998,452	75,254	31.1	26.9
	R2	2,178,554	79,787	31.1	26.8
	R3	1,985,216	93,976	31.0	25.1
市県民税 (特徴)	R元	58,139	2,964	0.9	1.1
	R2	64,647	3,245	0.9	1.1
	R3	49,867	2,732	0.8	0.7
法人市民税	R元	10,274	291	0.1	0.1
	R2	10,176	334	0.2	0.1
	R3	9,168	354	0.1	0.1
固定資産税 (土地 ・家屋)	R元	3,738,038	120,419	58.2	43.0
	R2	4,092,639	130,805	58.4	44.0
	R3	3,721,310	193,819	58.1	51.8
固定資産税 (償却)	R元	43,033	1,169	0.7	0.4
	R2	48,383	1,319	0.7	0.5
	R3	42,743	1,944	0.7	0.5
軽自動車税	R元	575,674	79,812	9.0	28.5
	R2	610,388	81,794	8.7	27.5
	R3	594,974	81,349	9.3	21.8
合計	R元	6,423,610	279,909		
	R2	7,004,787	297,284		
	R3	6,403,278	374,174		

2.1.3 実施した監査手続

事業概要を把握し、関連する資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

2.1.4 監査の結果

2.1.4.1 納付方法に応じたコスト・メリットの定量的分析について（意見）

納税課は、収納率や納期内納付率の向上のため幅広い納税手段を納税者に提供しており、その中でもキャッシュレス納付を推進している。キャッシュレス納付の代表である口座振替の目標加入率は30%であり、納税課の取組により目標加入率を過去5年間連続して達成している。口座振替は納税者が指定した口座から自動で引き落とされ納付忘れを防止できることから、今後も継続して口座振替の勧奨を継続すべきである。

一方で、納税者の自主納付の利便性を高めるため、クレジットカード収納、スマートフォン決済等の納付手段の拡充を進めてきたが、今後は、収納手数料についてのコスト分析を踏まえたキャッシュレス納付の勧奨が望まれる。

ここで、市税の収納手数料のうち、金融機関窓口収納、口座振替、ペイジー収納については、他の徴収金と合わせて出納室の予算で全体的に管理され、納税課の予算で管理されているのは、市税に関するクレジットカード収納、スマートフォン決済、コンビニ収納の3つである。

今年度、出納室において市全体の収納・支出の合理化に係るワーキンググループが立ち上げられ、納税課もメンバーとして参加していることから、その場を活用し、コスト・メリットを踏まえた効果的・効率的なキャッシュレス納付の勧奨を推進する事が望まれる。

2.2 市税の徴収支援に関する事務事業

2.2.1 事業の概要

市税の徴収支援のために、納付案内センターの管理及び運営、督促状及び定時催告書の発送、督促状の公示送達、財産調査、滞納整理支援システムの運用に関する事務等、徴収支援のための一連の事務を行う。

2.2.1.1 関連法令等

- (1) 地方税法第16条の2、第20条の2、第329条、第335条、第371条、第463条の25、第485条、第539条、第611条、第701条の16、第701条の63又は第702条の8
- (2) 国税徴収法第129条第1項及び第3項、第141条

2.2.2 納付案内センターの管理及び運営に関する事務

市税その他の徴収金の納付勧奨を効率的かつ早期に行う手段として、宇都宮市納付案内センターを設置し、現年度初期滞納分等について重点的に自主納付の呼びかけを行うことで、納付意識の高揚を図り累積滞納を防止し、歳入の根幹である市税その他の徴収金収入の確保を図る。宇都宮市納付案内センターの委託業者は3年間の複数年契約により選定する。初年度は指名競争入札を実施し、2年目、3年目は一者随意契約としている。

2.2.2.1 業務概要

導入時期	平成21年9月1日
委託業者	平成21～26年度：株式会社ベルシステム 平成27年度～：株式会社セゾンパーソナルプラス 令和2年度～：株式会社セゾンパーソナルプラス

現委託業者 選定方法	初年度：指名競争入札（単年度契約，債務負担行為設定し前年度に契約） 2年目・3年目：随意契約（複数年度契約）
業務体制	管理者1名，オペレーター6名（平成26年度～）
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> 現年度課税分滞納者に対し，電話による納付勧奨（リスト2巡以上）を行うとともに，電話不通者に対し文書による納付勧奨を行う。文書発送後に納付がない場合は再度電話による納付勧奨を行う。 なお，携帯電話への納付勧奨による電話不通者に対してはショートメールによる納付勧奨を行い，反応がない場合には，文書による納付勧奨を行う。
取扱徴収金	市税，国民健康保険税（平成21年度～） 奨学金及び入学一時金（平成24年度～） 介護保険料，後期高齢医療保険料（平成25年度～） 母子父子寡婦福祉資金貸付事業償還金，墓園共用施設管理手数料（平成28年度～）
委託金額 （令和3年度）	27,588,000円 （市税：14,590,810円、国保：5,738,304円、介護：6,295,582円、後期高齢：497,066円、母子寡婦：195,875円、墓園：74,488円、奨学金：195,875円）

2.2.2.2 実績

（単位：千円）

	R元年度	R2年度	R3年度
納付勧奨数	31,121件	30,447件	29,676件
（内訳）	電話 ^{※1}	7,944件	7,509件
	文書	22,831件	22,167件
納付勧奨額	858,898	887,849	743,633
納付勧奨後納付額 ^{※2}	461,287	509,640	459,783
納付勧奨後納付率	53.7%	57.4%	61.8%

※1 ショートメール送信数含む

※2 納付勧奨実施2か月後までに納付となった金額

2.2.3 督促状及び定時催告書の発送に関する事務

(1) 督促状

督促状は、納期限までに完納がない納税者に対し、地方税法に基づき、納期限後 20 日以内に発送するもの。督促は、租税債務の履行を催促する行為であるとともに、その後の滞納処分手続を行うための前提要件となる。また、効果的な納付勧奨のため、滞納者へ納付を促すチラシを同封している。

過去 3 年の実績は下表のとおりである。

	R 元年度	R2 年度	R3 年度
件数	156,469 件	142,255 件	134,947 件
金額	4,498,417 千円	4,298,376 千円	4,012,817 千円

(2) 定時催告書

定時催告書は、対象者に滞納状況を知らせるため、宇都宮市が独自に発送する催告書であり、例年 6 月、10 月、1 月に発送している。原則として過年度に滞納がある滞納者に対して送付している（現年度のみ滞納者は除外）。休日相談窓口開設日前に発送することで、来庁・相談を促す効果を持たせている。

過去 3 年の実績は下表のとおりである。

(単位：件、千円)

発送月	R 元年度		R2 年度		R3 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
6 月	8,941	789,600	10,049	934,058	9,659	910,724
10 月	7,319	656,706	7,420	826,383	7,798	855,035
1 月	5,005	527,004	6,049	680,721	6,156	722,445
合計	21,266	1,973,311	23,518	2,441,163	23,613	2,488,205

2.2.4 督促状の公示送達に関する事務

送付先が不明等の理由で相手方に送達できない（返戻された）督促状について、公示送達を行うもの。公示送達は、送達すべき書類（督促状）を保管し、「請求があれば送達を受けるべき者に交付する」旨を掲示場に掲示して行う。掲示を始めた日（公示送達日）から起算して 7 日を経過したとき、その効力が生じる。効力が生じると、公示送達日が新たな「督促状発送日」となり、公示送達日の翌日から 10 日経過した日の翌日から差し押さえが可能となる。

過去 3 年の実績は下表のとおりである。

(単位：件)

税目	R 元年度	R2 年度	R3 年度
個人市県民税（普通徴収）	673	774	535
個人市県民税（特別徴収）	68	69	102
法人市民税	11	28	23
固定資産税（土地・家屋）	600	683	794
固定資産税（償却資産）	3	6	7
軽自動車税	299	346	172
合計	1,654	1,906	1,633

2.2.5 財産調査に関する事務

滞納者の納付資力等を調査するため、預貯金、生命保険、給与に関する調査を取りまとめ実施することにより効果的・効率的に財産調査を実施する。

(1) 預貯金調査

徴収グループ等から依頼を受けた預貯金調査を取りまとめ、金融機関へ照会する。

令和4年2月から、預貯金調査電子照会システム（pipitLINQ）を利用した調査を導入しており、導入に伴い随時調査が可能となるなど、調査頻度の見直しを行った。

預貯金調査の実績と調査に対応する手数料は下表のとおりである。

（単位：件、千円）

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
調査件数	43,543	41,709	37,383	39,744	51,185
手数料	1,134	767	831	941	1,018

(2) 生命保険調査・給与調査

徴収グループ等から依頼を受けた生命保険調査・給与調査を取りまとめ、生命保険会社及び勤務先へ照会する。

（単位：件）

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
生命保険調査	1,389	1,500	984	619	520
給与調査	1,903	2,199	1,955	1,306	1,578

(3) 遠隔地滞納者実地調査

滞納者の生活状況及び資力等を的確に把握し、滞納整理の強化を図るため、遠隔地に居住する滞納者の実地調査を民間企業に委託する。調査内容、件数は以下のとおりである。

- ① 現地訪問により居住の有無、建物概要、生活状況等の確認の実施
- ② 連絡依頼文書を直接接触又は投函により送達
- ③ 上記を総括した報告書の作成、提出

（単位：件）

課名	対象徴収金/年度	H29	H30	R元	R2	R3
納税課	市税	240	330	380	200	180
特別収納対策室	国保、後期高齢、介護、保育	110	180	200	150	110
生活安心課	墓園共用施設管理手数料	10	11	10	10	10
子ども家庭課	母子父子寡婦福祉資金貸付金	12	12	5	—	—
計		372	533	595	360	300

※ 納税課実施分について、R2年度より新規の市外転出案件を対象としている。

2.2.6 滞納整理支援システムの運用に関する事務

滞納整理事務の円滑化を図るため、滞納整理支援システムの管理、運用業務を行う。市税システムとの同期（日次、月次）を行い、年次の電算運用（執行停止、欠損の更新、データ連携）を確実にを行うとともに、法改正対応やプログラム不具合解消のためのシステムのバージョンアップを適切に実施する。

端末設置台数は下表のとおりである。

所 管 課		所管課以外の利用課			合計
納税課	保険年金課	税制課	資産税課	市民税課	
51 台	28 台	11 台	12 台	10 台	112 台

※ 納付案内センター5 台分を含む。（納税課 3 台、保険年金課 2 台）

2.2.7 実施した監査手続

事業概要を把握し、関連する資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

2.2.8 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

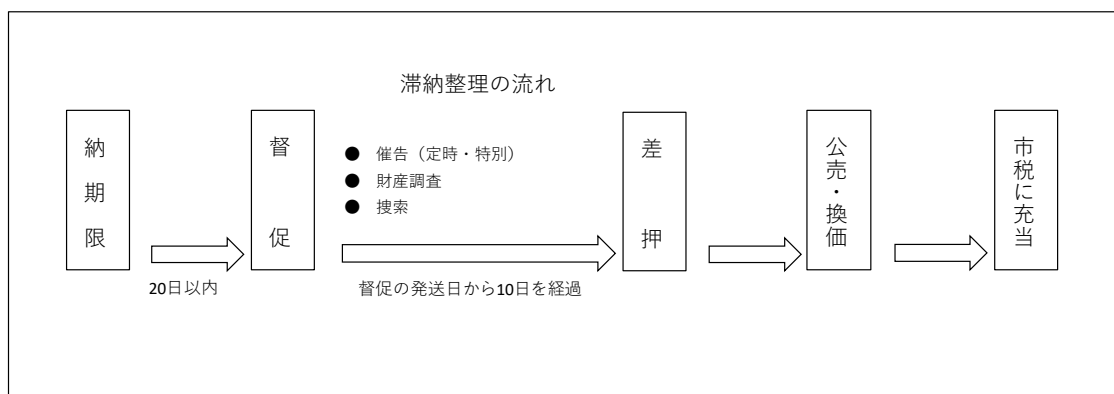
2.3 市税の滞納整理に関する事務事業

2.3.1 事業の概要

市税の滞納整理は、納税者から納期限までに市税の納付が行われていなかった際に滞納処分を行うための手続であり、納税課において実施される手続の総称である。実際の徴収、差押えに代表される滞納処分は徴収グループの中に地域ごとに細分化された第 1・2・3 グループと、滞納処分グループにて実施される。なお、徴収第 1 グループは宇都宮市中心部、東部、第 2 グループは北部、西部、第 3 グループは南部を担当している。

また徴収グループ、滞納処分グループは、滞納者の納税資力がない場合、強制徴収を停止する執行停止の手続についても実施する。

主な滞納整理の流れは下図のとおりである。



2.3.1.1 関連法令等

- (1) 地方税法第 2 条、第 15 条の 7、第 331 条、第 373 条
- (2) 国税徴収法第 47 条、第 82 条、第 94 条、第 106 条の 2、第 141 条、第 142 条
- (3) 国税徴収法第二款

2.3.2 徴収及び納税指導に関する事務

2.3.2.1 主な事務

市税の滞納者（特別収納対策室に係る案件を除く）に対し、滞納整理を行い収納率の向上と滞納額の縮減を図る。

徴収グループは、滞納者を地域毎に各担当別に分けて管理し、各種催告書を送付するなど窓口への来庁や電話等による早期完納に向けた納税指導の機会拡充を図るとともに、分割納付等の納付状況の管理を徹底する。また、滞納処分グループは、不動産差押処分及び交付要求された案件を引継ぎ、滞納解消に向け換価事務等を行う。

2.3.2.2 取組経過・実績等

(1) 特別催告書の送付

滞納者に対し、給与や不動産の財産差押予告書など、滞納状況に応じた各種催告書等（特別催告書）を送付する。夜間・休日相談窓口を開設し、納税指導を実施する。

	R2 年度	R3 年度
発送件数	4,255 件	4,806 件

(2) 納付及び納税指導の機会拡大

来庁が困難な者を対象に、平日午後 5 時から午後 7 時までの夜間窓口及び年 5 回休日相談による窓口収納を行う事で納付及び納税指導の機会の拡大を図る。

① 夜間窓口実績

	R2 年度		R3 年度	
	案件数	収納額	案件数	収納額
総数	2,806 件	69,551 千円	2,637 件	56,103 千円

② 休日窓口実績

	R2 年度		R3 年度	
	案件数	収納額	案件数	収納額
総数	39 件	1,161 千円	49 件	2,892 千円

(3) 収納率向上月間の設定

市税の更なる収納確保を図るため、年間 5 回の「収納率向上月間」を設定し、月間ごとに集中して取り組むテーマを定め、給与照会、催告書発送、休日納税相談、電話催告、訪問催告を一体的に実施する。

5 月：現年度

7 月：過年度

10 月：法人・個人事業主

11 月：現年度

2 月：過年度

① 収納対策強化月間実績

	R2 年度			R3 年度		
	訪問数	収納件数		訪問数	収納件数	
			収納額			収納額
総数	227 件	2 件	81 千円	353 件	1 件	105 千円

(4) 遠隔地滞納者実地調査

遠隔地に居住する滞納者を対象とし、民間企業（債権回収会社）に実地（現地）調査を委託し、効率的・効果的に納税者の生活状況及び資力等を把握した上で滞納整理を行う。

	R2 年度		R3 年度	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
対象案件	200	24,415	180	17,765
滞納 整理	納付済	98	95	5,701
	執行停止	9	4	161
滞納整理済額	107	8,409	99	5,863

(5) 県外訪問実施

主に9月から12月までの期間に、2人1組で県外訪問を実施し、現地において実態調査や財産調査、訪問による徴収、債権差押処分等を行う。

(6) 実態調査

市外居住者や、市外へ転出した滞納者を対象に、市町村に実態調査を行い、居住の有無、連絡先や勤務先を確認する。

(7) 徴収の猶予・換価の猶予

納税者が、災害や課税遅延等の事由に該当し、その事実により地方団体の徴収金を一時に納めることができないと認めるときは、地方税法に基づき徴収の猶予や換価の猶予を行う。

2.3.3 滞納処分に関する事務

2.3.3.1 事務の概要・目的

市税が納期限までに納付されない場合、滞納の状況等を勘案し、適宜、滞納処分を執行し、市税の確保を行う。

差押処分の執行は、地方税法第331条第1項・第373条第1項等の規定により原則として督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないときは、国税徴収法に基づき滞納者の所有する財産に対し滞納処分を行う。

2.3.3.2 主な事務

(1) 財産調査

国税徴収法第141条・第142条により、滞納者の財産調査を実施する。

(2) 滞納処分の執行

当初納税通知書による納税の告知を前提に、督促状や各種催告送付状況、納税相談状況を確認し、優先順位を見極めながら適時適切な滞納処分を執行する。

督促状や各種催告書による催告書を行っても、なお、滞納解消に至らない滞納者に対して、差押執行する。

(3) 積極的な搜索等の実施

滞納処分を執行しても、納付に至らず滞納解消に至らない悪質な滞納者に対し、積極的に搜索を行い、自動車のタイヤロックやミラーズロック、自動二輪を含む動産の差押えを執行する。

(4) 処分後の事務処理

差押等処分後は、換価、配当の一連の事務処理を行う。預金や生命保険等の処分債権については、早期に取り立てを行い、換価・配当を行う。

(5) 交付要求事務

競売事件や破産事件が発生した際は、裁判所等に対し迅速に交付要求を行うとともに、定期的に事件の進捗状況を裁判所に確認し管理していく。

2.3.3.3 取組経過・実績

(1) 滞納整理状況

(単位:件)

項 目		R 元年度	R2 年度	R3 年度
訪問		800	235	392
分納誓約		8,848	7,816	8,361
催告	催告書	2,220	2,308	2,138
	差押警告書	1,521	694	318
	差押予告書	3,766	1,737	3,014
	給与差押事前通告書	180	48	97
	小計	7,687	4,787	5,567
差押	債権	2,592	1,806	2,521
	不動産	21	23	26
	その他	11	1	5
	小計	2,624	1,830	2,552
参加差押		21	18	20
交付要求		308	211	240
搜索		14	1	4
調査	給与	2,081	1,370	1,551
	生命保険	1,211	1,078	1,427
	自動車	291	18	28
	不動産（商業登記簿含む）	1,879	1,823	1,521
	預金	37,598	39,744	56,554
	年金	25	13	34
	その他（関係機関等）	884	1,329	2,392
	小計	43,969	45,375	63,507
合計		64,271	60,273	80,643

2.3.4 公売等換価に関する事務

2.3.4.1 事務の概要・目的

滞納処分グループにおいて、滞納市税を徴収するという公売の趣旨に基づき、差押処分された不動産・動産等財産について、公売を実施する。

2.3.4.2 取組経過・実績

(1) 搜索の実施（タイヤ・ミラーズロック含む）

実施件数	自宅	店舗	アパート等	法人	ロック
2 件	2 件	0 件	0 件	0 件	0 件
公売	2 件	0 件	0 件	0 件	0 件
納付	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
その他	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

(2) 公売の実施

① 不動産

年度	回数	公売 件数	落札 件数	市税充当額	公売財産
H29	2	2	2	6,872 千円	八千代 2 丁目, 清原台 3 丁目
H30	2	2	2	3,518 千円	下戸祭 1 丁目, 鶴田町
R 元	1	1	1	2,214 千円	西川田町
R2	1	1	1	468 千円	末広 2 丁目
R3	0	0	0	-千円	未執行

② 動産

年度	回数	公売 件数	落札 件数	市税充当額	公売財産
H29	3	29	21	898 千円	版画, 貴金属, おもちゃ他
H30	5	32	25	2,200 千円	貴金属, バイク, 自動車他
R 元	5	28	15	274 千円	自転車, ゲーム機, バイク, 腕 時計他
R2	1	1	1	291 千円	腕時計
R3	2	5	4	30 千円	軽自動車, 釣竿

2.3.5 執行停止に関する事務

2.3.5.1 事務の概要・目的

執行停止（滞納処分の停止）とは、徴収の緩和制度の一環であり、滞納処分の停止の一定条件に当てはまるものが認められた場合、地方税法第 15 条の 7 に基づき職権で強制徴収の手続を停止することができる。滞納処分の停止指針に従い、将来的に徴収不能が明らかな場合は不納欠損処理をする等、適時適切な事務処理を行う。

2.3.5.2 主な事務

(1) 実態調査の実施

滞納者の生活状況や所在、処分をすることができる財産の有無について財産調査や現地調査により徹底した実態の把握に努める。

(2) 執行停止の事務処理

7 月から翌月 2 月までの期間に「滞納整理支援システム」にて執行停止調書を作成し、執行停止の処分を行う。

(3) 取組結果・実績

年度	執行停止額	不納欠損額
R 元	105,253 千円	246,334 千円
R2	46,839 千円	199,829 千円
R3	103,177 千円	153,898 千円

2.3.6 実施した監査手続

- (1) 事業概要を把握し、関連する資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。
- (2) 令和3年3月15日現在の滞納者全件リストを入手し滞納者リストから以下①から④までの条件に該当する滞納者を合計20者抽出し、滞納者に対する経過詳細一覧を入手、滞納整理の実施状況を確認した。抽出した20者のうち徴収グループ・滞納処分グループの案件は15者該当し、残り5者は特別収納対策室の移管案件である。
 - ① 現年度・過年度の両方を滞納している滞納者のうち、滞納金額上位5件
 - ② 過年度のみ滞納している滞納者のうち、滞納金額上位5件
 - ③ 滞納最古年度が最も古い滞納者のうち、滞納金額上位5件
 - ④ 滞納に係る延滞金のうち、延滞金額上位5件
- (3) 令和3年3月15日現在の滞納者全件リストを入手し滞納者リストから執行停止となった者のうち、滞納金額上位5者を抽出し、滞納処分の停止決議書、経過詳細一覧を入手、滞納整理の実施状況を確認した。抽出した5者のうち徴収グループ・滞納処分グループの案件は4者該当し、残り1者は特別収納対策室の移管案件である。

2.3.7 監査の結果

2.3.7.1 延滞金の時効消滅が発生した場合の対応（指摘）

監査人の抽出したサンプルのうち、自営業で延滞金を滞納している滞納者（現時点で死亡）の滞納整理状況を確認したところ、平成27年度から平成30年度までにかけて約40万円の延滞金が時効消滅していた。

納税課が滞納整理を実施する上で、本税・延滞金（徴収金）の履行を求める権利（徴収権）は原則、法定納期限の翌日から起算して5年間行使しないと時効消滅する。

納税課は、本税・延滞金の滞納整理の過程で督促状の送付、交付要求、差押え、滞納者に一部納付の実施を求める等の手段により時効中断をする事で、時効消滅を防止している。

当該サンプルは、時効対象となった延滞金の金額（約40万円）及び滞納整理の状況を総合的に鑑み、本税の納付を優先して時効消滅を容認したものである。

ここで、時効消滅を納税課が容認する事は例外的な対応であるが、時効消滅を容認する判断に至った経緯・結果が、経過詳細一覧に記載されていなかった。

滞納管理システムの経過詳細一覧は、納税課、所管課全体で情報を共有するための有用なツールであることから、例外的な事情により時効消滅を容認した場合には、その過程・結果を経過詳細一覧に記載する体制作りが必要である。

2.3.7.2 滞納者の属性の分類と分析（意見）

監査人の抽出したサンプルから滞納発生時の滞納者の事業を確認をしたところ、25件のうち約7割に固定資産税の滞納があり、内5件が不動産関連事業者であった。

高額滞納者が、高額の固定資産所有者や不動産関連事業者で多くを占めている傾向を踏まえ、不動産の差押や公売などの滞納整理事務に特化したマニュアルの作成や研修等を計画・実施することで、より効果的・効率的な滞納整理が可能となると考える。

2.4 特別収納対策室に関する事務

2.4.1 事業の概要

平成22年4月から、納税課内に「特別収納対策室」を設置し、市税徴収金の一元徴収に関する事務及び市税等納付推進本部事務局に関する事務を実施している。

(1) 市税等徴収金の一元徴収に関する事務

地方税法の例により滞納処分ができる債権で、長期・高額・対応困難な滞納案件を特別収納対策室が市税等徴収金の担当課より移管を受け、重複する市税（関連者含む）の滞納とともに効率的・効果的に一元徴収を行う。なお、地方税法の例により滞納処分ができる債権で特別収納対策室が移管を受けている徴収金は、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育費扶養者負担金の4徴収金及び重複する市税である。

(2) 市税等納付推進本部事務局に関する事務

自主財源の確保や市税及び使用料・手数料の負担の公平性の観点から、市税等徴収金の収納対策を強力に推進するため、平成11年11月25日に市税等収納対策本部（本部長＝副市長）を設置し、税・使用料及び負担金等の収納対策の推進に取り組んでいる。平成22年度からは、財政課と特別収納対策室が事務局を運営し、令和2年度からは、名称を市税等納付推進本部と改称、本部が進行管理する以下の13徴収金の収納対策に取り組んでいる。

①市税、②墓園共用施設管理手数料、③生活保護費返還金・徴収金、④介護保険料、⑤国民健康保険税、⑥後期高齢者医療保険料、⑦母子父子寡婦福祉資金貸付金、⑧保育費扶養者負担金、⑨市営住宅使用料、⑩市営住宅専用駐車場使用料、⑪水道料金、⑫下水道使用料、⑬奨学資金貸付金

2.4.2 市税等徴収金の一元徴収に関する事務

2.4.2.1 主な事務

毎年4月に新規移管案件を所管課に照会し、回答された案件の内容を対策室にて移管基準、記事、滞納整理の状況等を基に精査する。精査の結果、移管相当と判断した移管受入予定者に対して、所管課より移管予告通知を送付する。移管相当と判断されない場合は、正式の移管決定前に所管課に差戻す。移管予定通知に反応のない移管受入予定者に対しては、5月下旬に移管決定通知を送付した後に対策室へ移管され、6月上旬から順次、財産調査・滞納処分・納税相談、執行停止等の判断を行う。

また、市外に居住する滞納者で、接触が図れない滞納者について、遠隔地滞納者実地調査を行い、具体的な滞納整理を判断する。

(1) 移管債権の共通基準

納付資力を有し、長期・高額滞納となっている以下の条件の案件

- ・ 給与、年金等を含め収入の申告が行われており、預貯金の調査が実施されている案件
- ・ 真に室での滞納処分を必要とし、所管課において十分な催告が実施されている案件
- ・ 所管課において、納付指導等を行うも完納に至らない案件
- ・ 所管課による最終催告兼業務移管予告通知に反応のない案件（反応のあった案件については所管課にて対応）

(2) 債権別の基準

取扱債権	基準		
	要件	繰越年数	金額
介護保険料	制度説明を十分行っているにもかかわらず、納付意思のない滞納者	滞納繰越 1年以上	10万円以上
国民健康保険税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長期にわたり納付意思が無く、市税滞納と重複している高額滞納者 ・ 市税と重複がなくても、高額・悪質であると思われる者 	滞納繰越 1年以上	50万円以上
後期高齢者医療保険料	市税滞納と重複する、納付意思のない滞納者	滞納繰越 1年以上	20万円以上
保育費扶養者負担金	納付意思がなく、完納に至らない滞納者	滞納繰越 1年以上	なし

2.4.2.2 関連法令等

- (1) 宇都宮市行政組織規則第8条
- (2) 地方自治法第231条の3
- (3) 介護保険法第144条
- (4) 児童福祉法第56条
- (5) 高齢者の医療の確保に関する法律第113条
- (6) 地方税法第728条

2.4.2.3 取組経過・実績

(1) 特別収納対策室の5か年の取組状況

項目	単位	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
移管滞納者 ※1	人	634	498	480	463	428
		返還 68 新規移管 13	返還 160 新規移管 24	返還 55 新規移管 37	返還 48 新規移管 31	返還 80 新規移管 45
	金額 (千円)	838,459	641,845	561,092	456,354	464,988
滞納整理済 ※2	人	614	462	403	410	346
	%	96.8	92.8	84.0	88.6	80.8
	金額 (千円)	572,870	381,571	320,169	281,648	260,697
	%	68.3	59.4	57.1	61.7	56.1
徴収済 ※3	人	555	428	402	408	354
	%	87.5	85.9	83.8	88.1	82.7
	金額 (千円)	109,109	101,009	106,964	81,621	80,628
	%	13.0	15.7	19.1	17.9	17.3

※1 人数及び金額は前年度の継続案件を含む。

※2 差押等の処分（下段徴収済含む）

※3 滞納者の自主納付、差押預金・生命保険・給与等の取立て分や交付要求配当金

(2) 令和3年度移管債権の状況

① 移管債権の状況

移管債権	件数	移管金額(千円)
国民健康保険税	189	243,571
保育費扶養者負担金	17	5,453
介護保険料	32	7,327
後期高齢者医療保険料	12	6,729
市税(上記債権と重複滞納者・関連者)	178	201,907
合計	428	464,988

② 滞納整理済の状況

移管債権	件数	滞納整理済額(千円)
国民健康保険税	166	128,390
保育費扶養者負担金	15	2,387
介護保険料	19	2,457
後期高齢者医療保険料	8	2,608
市税(上記と重複滞納者・関連者)	138	124,853
合計	346	260,697

③ 徴収済の状況

移管債権	件数	徴収済額(千円)
国民健康保険税	159	31,180
保育費扶養者負担金	11	1,741
介護保険料	15	2,302
後期高齢者医療保険料	6	1,119
市税(上記と重複滞納者・関連者)	163	44,285
合計	354	80,628

2.4.3 市税等納付推進本部事務局に関する事務

2.4.3.1 主な事務

自主財源の確保や市税及び使用料・手数料の負担の公平性の観点から、市税等徴収金の収納対策を強力的に推進するため、平成11年11月25日に市税等収納対策本部(本部長＝副市長)を設置し、税・使用料及び負担金等の収納対策の推進に取り組んでいる。平成22年度からは、財政課と特別収納対策室が事務局を運営し、令和2年度からは、名称を市税等納付推進本部と改称、本部が進行管理する13徴収金の収納対策に取り組んでいる。

事務局として運営している会議は下表のとおりである。

項目	会議内容	開催頻度
本部会議	収納対策に係る基本方針や重要度の高い取組の決定(収納対策の基本方針・実施計画の策定)	年2回 (8月、2月)
企画会議	収納対策に係る基本方針案や具体的な事案の調整(収納対策の基本方針・実施計画の策定)	年2回 (8月、2月)

項目	会議内容	開催頻度
推進班会議	各徴収金全てに関する具体的な施策の実施に向けた検討（各徴収金の実行計画の策定と進行管理、収納対策に関する情報共有）	年4回 （4、8、10、2月）
ワーキンググループ	各課の収納対策における個別事案や収納対策に係る課題等の検討（収納対策に関する情報共有）	随時

2.4.3.2 取組経過・実績

(1) 納付案内センターの活用

早期に滞納整理に着手するため、平成21年度から市税、国民健康保険税の催告業務を同センターが担い、電話・文書による催告を行い現年度収納率の向上を図っている。

平成24年度に奨学資金貸付金、平成25年度に介護保険料・後期高齢者医療保険料、平成28年度に墓園共用施設管理手数料・母子父子寡婦福祉資金貸付金に拡大した。

(2) 納付環境の整備

① コンビニ収納の導入

「いつでも」、「どこでも」納付できる納付環境の整備として、平成20年度から市税（軽自動車税の現年分）のコンビニ収納を導入し、以降、各徴収金へ拡大し納期内納付の促進を図っている。平成27年度に介護保険料、令和2年度に後期高齢者医療保険料・母子父子寡婦福祉資金貸付金・奨学資金貸付金、令和3年度には、市営住宅使用料・専用駐車場使用料に拡大。

② ペイジー収納の導入

市税・国民健康保険税において、平成27年1月から納付書再発行分、平成27年4月に「ペイジー収納」を開始し、納付環境の整備に努めている。

(3) 遠隔地滞納者実地調査の活用

遠隔地に居住する滞納者の生活状況等の実態把握について民間活力を活用し、平成26年度から特別収納対策室が取り扱う4徴収金（国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・保育費扶養者負担金・市税重複部）に導入し、効率的・効果的な滞納整理の促進を図っている。

(4) 適正な債権管理の推進

新任徴収担当職員等が早期に専門知識やノウハウを身に付け、滞納整理事務を執行できるよう本部に研究会を設置し、平成24年度に非強制徴収公債権・私債権「債権管理マニュアル」を、平成25年度には強制徴収公債権「滞納整理マニュアル」を作成し、これらのマニュアルを活用した研修会を実施している。

ワーキンググループにおいては、平成29年度に債権管理の事務処理基準を作成し基準の運用を開始。基準に基づく法的措置等に係るミニ研修会を開催し、担当職員のスキルアップに努めた。

令和元年度には「債権管理基準」に基づく運用の具体化を図るため、対応に苦慮している事例等を盛り込んだ解説書「宇都宮市債権管理基準のガイドライン」を作成し運用を開

始した。

2.4.4 実施した監査手続

- (1) 事業概要を把握し、関連する資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。
- (2) 令和3年3月15日現在の滞納者全件リストを入手し滞納者リストから以下①から④までの条件に該当する滞納者、合計20者を抽出し、滞納者に対する経過詳細一覧を入手、滞納整理の実施状況を確認した。抽出した20者のうち特別収納対策室の移管案件は5者が該当した。
 - ① 現年度・過年度の両方を滞納している滞納者のうち、滞納金額上位5件
 - ② 過年度のみ滞納している滞納者のうち、滞納金額上位5件
 - ③ 滞納最古年度が最も古い滞納者のうち、滞納金額上位5件
 - ④ 滞納に係る延滞金のうち、延滞金額上位5件
- (3) 令和3年3月15日現在の滞納者全件リストを入手し滞納者リストから執行停止となった者のうち、滞納金額上位5者を抽出し、滞納処分の停止決議書、経過詳細一覧を入手、滞納整理の実施状況を確認した。抽出した5者のうち特別収納対策室の移管案件は1者が該当した。
- (4) 特別収納対策室で作成している令和3年度移管案件一覧のうち、上記(2)(3)で抽出したサンプルを除き、移管決定時の滞納額（市税以外を含む滞納額合計）合計5百万円超の7件及び保育費扶養者負担金の滞納者上位2件の合計9件を抽出し、当該滞納者に対する経過詳細一覧を入手し、滞納整理の実施状況を確認した。
- (5) 令和3年特別収納対策室で作成した所管課からの新規移管案件の判定一覧を調査し、内容の検討を行った。

2.4.5 監査の結果

2.4.5.1 経過詳細一覧の記載漏れ（指摘）

監査人の抽出したサンプルについて、令和2年11月29日以降の滞納整理の活動が低下していたため、理由を質問したところ、経過詳細一覧の更新漏れが発見された。

これは、担当者は特別収納対策室で共有されている管理シートに滞納整理の状況を記載していたが、滞納管理システム内で記載する経過詳細一覧の更新を失念していた事が原因であった。

滞納管理システムは納税課と保険年金課（国民健康保険税）で情報を共有するための有用なツールであることから、滞納者の情報を適時に滞納管理システム上で更新する事は重要である。

今後は特別収納対策室で共有される管理シートに納税管理システムの更新状況を確認したかどうかの欄を設ける等の仕組みを構築すべきである。

2.4.5.2 新規移管案件の特別収納対策室から所管課への返還について（意見）

特別収納対策室では毎年4月に新規移管案件を所管課に照会し、回答内容を精査する。当該精査の過程で特別収納対策室が作成した令和3年度の所管課からの新規移管案件に対する判定一覧に「担当課で執停（執行停止）すべき案件」のコメントが発見された。

これは、移管債権の共通基準に該当せず、所管課が対応すべき案件であると判断し、移管決定前に担当課へ差戻した案件であった。

特別収納対策室は市税以外にも横断的に滞納がある者への滞納整理を専門に行う部署である。そのため移管債権の共通基準に従い、取扱債権が横断的で、金額が大きい、滞納者の納付意思がない、悪質等、特殊な案件を専門で取り扱うべきであり、移管債権基準に該当しない案件は事務の効率的・効果的实施の観点から特別収納対策室に移管すべきではない。

今後は、事前に所管課で特別収納対策室に移管すべき案件か、十分協議し、所管課の責任で慎重に判断した上で、移管案件の差戻しを受けないような体制を整えるべきである。

2.4.5.3 特別収納対策室の人事ローテーションについて（意見）

特別収納対策室は、地方税法の例により滞納処分ができる国民健康保険税など4徴収金及び重複する市税の滞納整理を担うことから納税課で必要とされる市税の知識以外にも国民健康保険税等、他の所管課の知識も必要となる。そのため、幅広い知識と滞納整理の経験を有する職員を配置する事で特別収納対策室の事務をより効果的・効率的に進める事ができると考えられる。

事務を効果的・効率的に実施する観点から、人事ローテーションを長期的な視点から実施することが望まれる。

3 市民税課の事務事業

3.1 個人住民税の課税

3.1.1 事業の概要

個人住民税は、前年1年間の給与や公的年金、個人事業の売上げ、アパートの賃貸料、土地建物の譲渡益などの所得に対して課税される税で、1月1日（賦課期日）に住所のある市町村で県民税と併せて課税される。

3.1.1.1 納税義務者

納税義務者	納める税金
市内に住所のある個人	均等割と所得割の合計額
市内に事務所、事業所や家屋敷(※)のある個人で、市内に住んでいない人（別の市町村で住民税が課税されている人）	均等割額

※ 家屋敷とは、自己又は家族の居住の用に供する目的で住所地以外の場所に設けた独立性のある住宅で、常に居住しうる状態にあるものをいい、必ずしも自己所有のものであることを要しない。

3.1.1.2 税率

(1) 均等割

市民税	県民税	合計
3,500円	2,200円	5,700円

※ 平成20年度から、従前の県民税均等割額1,000円に「とちぎの元気な森づくり県民税」700円が加算（令和9年度まで）

※ 平成26年度から、東日本大震災からの復興を図ることを目的として、市民税・県民税の均等割税額にそれぞれ500円が加算（令和5年度まで）

(2) 所得割

	市民税	県民税	合計
税率	6%	4%	10%

① 税額の計算

$$\begin{array}{c} \boxed{\text{課税総所得金額}} \\ \text{(前年中の所得金額－所得控除額)} \end{array} \times \boxed{\text{税率}} - \boxed{\text{税額控除}} - \boxed{\text{配当割額・株式等}} \\ \text{譲渡所得割額控除}$$

② 個人住民税が課税されない人

均等割、所得割が課税されない人	① 賦課年の1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている人 ② 障がい者、未成年者、ひとり親、寡婦で、前年の合計所得金額が135万円以下の人 ③ 前年の合計所得金額が条例で定める金額以下（市税条例24②） （扶養親族がいない人） ⇒ 前年中の合計所得金額が32万円+10万円以下の人 （扶養親族がいる人） ⇒ 前年中の合計所得金額が32万円×（本人+同一生計配偶者+控除対象扶養親族の数+年少扶養親族の数）+10万円+19万円以下の人
所得割が課税されない人	・ 前年の総所得金額等が法で定める基準以下（地税法附則3の3①④） （扶養親族がいない人） ⇒ 前年中の総所得金額等が35万円+10万円以下の人 （扶養親族のいる人） ⇒ 前年中の総所得金額等が35万円×（本人+同一生計配偶者+控除対象扶養親族の数+年少扶養親族の数）+10万円+32万円以下の人

3.1.2 実績等

3.1.2.1 当初賦課額（令和4年6月1日現在）

（単位：人、千円）

項目	令和3年度		令和4年度		増減	
	納税義務者数 (A)	税額 (B)	納税義務者数 (C)	税額 (D)	納税義務者数 (C) - (A)	税額 (D) - (B)
普通徴収	45,999	5,017,526	46,910	5,432,137	911	414,611
特別徴収（年金）	33,217	1,387,323	33,499	1,390,299	282	2,976
特別徴収（給与）	191,536	26,900,329	192,798	26,994,834	1,262	94,505
合計	270,752	33,305,178	273,207	33,817,270	2,455	512,092

3.1.2.2 予算調定額及び決算見込額（令和4年5月27日決算調定）

（単位：千円、%）

項目	令和3年度	令和4年度	増減	
	税額(A)	税額(B)	増減額 (B) - (A)	増減率 (B) / (A)
予算額	33,834,106	33,544,804	1,976,404	6.26%
決算額（見込）	33,910,639	—	—	—
増減額	76,533	—	—	—
増減率（%）	100.23	—	—	—

3.1.2.3 令和3年度における所得区分別所得割額（令和3年7月1日現在）

区分 所得区分	総所得金額等	市民税所得割額	構成比 (%)
	金額（千円）	金額（千円）	
給与	755,094,412	27,418,684	84.9
営業等	33,973,542	1,333,505	4.1
農業	1,917,645	66,761	0.2
その他	70,448,218	2,178,424	6.8
小計	861,433,817	30,997,374	
分離課税	17,916,766	1,290,287	4.0
合計	879,350,583	32,287,661	100.0

3.1.2.4 納期

- ・ 普通徴収 6月、8月、10月、翌年1月
- ・ 給与特別徴収 徴収した月の翌月10日まで
- ・ 年金特別徴収 4月、6月、8月の翌月10日まで（仮徴収）
10月、12月、翌年2月の翌月10日まで（本徴収）

3.1.3 関係法令等

- (1) 地方税法第294条（市町村民税の納税義務者等）
- (2) 地方税法第295条（個人の市町村民税の非課税の範囲）
- (3) 地方税法第310条（個人の均等割の税率）
- (4) 地方税法第314条の3（所得割の税率）
- (5) 宇都宮市税条例第23条（市民税の納税義務者等）
- (6) 宇都宮市税条例第24条（個人の市民税の非課税の範囲）

3.1.4 年間のスケジュール

月 例 事 務	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 確定申告書、市県民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書入力作業 ・ 給与特別徴収異動届出書等、退職所得入力作業、不一致リスト調査 ・ 年金特別徴収停止通知及び特別徴収税額変更通知送受信（エルタックス、5日頃） ・ 年金特別徴収結果通知の受信（エルタックス、偶数月5日頃） ・ 普通徴収納税通知書等発送（8日頃） ・ 公示送達、決定処理（15日頃） ・ 給与特別徴収税額決定通知書等発送（25日頃）

年 間 事 務	
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合算・確定申告書情報取込・税額計算処理 ・ 給与特別徴収当初賦課決定処理、通知書印字・封入（アウトソーシング）
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所への給与特別徴収通知書発送 ・ 普通徴収当初賦課決定処理、納税通知書印字・封入（アウトソーシング） ・ 公的年金からの特別徴収対象者データの受信（エルタックス） ・ 給与支払報告書未提出事業所調査通知の発送

年 間 事 務	
6月	<ul style="list-style-type: none"> 普通徴収納税通知書発送 扶養不一致調査
7月	<ul style="list-style-type: none"> 公的年金からの特別徴収依頼データの送信（エルタックス）
8月	<ul style="list-style-type: none"> 市民税追加申告受付
9月	扶養是正等情報のデータ連携（扶養控除誤り等に関する提供）
10月	<ul style="list-style-type: none"> 未申告調査・給与支払報告書未提出事業所の現地調査等開始（～12月）
11月	<ul style="list-style-type: none"> 給与支払報告書総括表発送
1月	<ul style="list-style-type: none"> 給与支払報告書受付（紙・エルタックス、提出期限：1月末日） 給与支払報告書等の当初課税資料データパンチ（～3月） 年金支払報告書の電子データ受信（エルタックス）
2月	<ul style="list-style-type: none"> 当初個人住民税申告書発送 当初個人住民税申告書、確定申告書受付（2/16～3/15） 個人特定、確認項目の更正作業（～4月）

3.1.5 実施した監査手続

事業概要を把握し、関連する資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

3.1.6 監査の結果

3.1.6.1 税額計算の検証

当初課税の過程で要確認リストを基に処理を行った納税者から特定の生年月日を条件として抽出した32名について課税資料及び計算結果を入手し、税額計算が適正に行われているか検証したところ、全てにおいて指摘すべき事項はなかった。

3.1.6.2 当初課税段階での確認項目への対応（指摘）

宇都宮市においては、令和2年度から NEC 製の新市税システムを使用しているが、この新市税システムでの当初課税処理においては、様々な確認項目をリストで出力している。市民税課において当該リストを1件1件確認した上で処理しているが、当該リストの数が従来のシステムと比べ膨大である（約9万件）ため税額計算までの限られた期間で全て対応しなければならず、人員がひっ迫している。当該リストは税額計算のために重要なものもあれば、税額計算上影響のないものもある。現状において、下表の備考に掲げた部分につき、除外したとしても問題が少ないと考えられる確認項目の一例は同表のとおりである。

No.	確認メッセージ	チェック内容	備考
1	生命保険料控除不一致	申告書と給与支払報告書（以下、「給報」という）があるとき、申告書の生命保険料より給報の生命保険料が大きい	控除額計算時の端数計算により1円違いとなったものまで出力される。
2	損害・地震保険料控除不一致	申告書と給報があるとき、申告書の地震保険料より給報の地震保険料が大きい	控除額計算時の端数計算により1円違いとなったものまで出力される。

No.	確認メッセージ	チェック内容	備考
3	乙欄給報のみ	合算の対象が乙欄給報のみ	乙欄給報一件のみで、他に合算すべき資料がないものまで多数出力される。
4	年金収入の入力がありません。	雑所得計の入力があり、かつ年金収入がない	年金の受給開始年齢に達していないものまで大量に出力される。 (令和4年度より修正済)
5	未成年区分の入力に誤りがあります。	本人未成年区分が入力されており、賦課期日年齢が未成年判定年齢より大きい	生年月日で自動判定することが望ましい。
6	未成年に該当しますが、未成年区分に入力がありません。	賦課期日年齢が未成年判定年齢より小さく、本人未成年区分が入力されていない。(同配・控配・配特・配専・寡婦・ひとり親区分、課税対象者の配偶者宛名番号のいずれも入力がない場合)	生年月日で自動判定することが望ましい。
7	入力値と計算値が異なります。	生命保険料控除(所得税入力値)と生命保険料控除(所得税計算値)が同額でないもの	控除額計算時の端数計算により1円違いとなったものまで出力される。
8	入力値と計算値が異なります。	損害保険料控除(所得税入力値)と損害保険料控除(所得税計算値)が同額でないもの	控除額計算時の端数計算により1円違いとなったものまで出力される。

これらの確認項目についても重要な確認項目と同様に1件1件確認せざるを得ないため、結果として重要な確認項目への対応の時間が確保できないおそれがある。出力される要確認リストが膨大であるためシステムへの入力について担当者以外によるダブルチェックやその対応結果についての記録の作成までは行えていない。確認項目についての処理が完了しているかの確認については、例えば要確認リストの「1~50」までといった50枚ごとのまとまった単位で、処理した担当者を把握しているにとどまっている。

問題が少ない確認項目は除外した上で、重要度に応じて分類し、重要な確認項目については、どのような対応を行ったかについて記録を残すべきである。

3.1.6.3 新市税システムにおけるEUCの利用(指摘)

宇都宮市においては、適正課税の確保のため新市税システムからEUCにより、様々なリストを抽出して、確認・対応している。現在の利用状況は下表のとおりである。

No.	リスト名・概要	処理の内容	対応手法
1	家屋敷対象者個人基本確認 ・居住区分が家屋敷課税対象者で課税資料有り	本市に課税資料の提出があり、今年度は本市に住居があると思われるが、前歴から家屋敷課税もされている者を抽出し、通常課税に修正する。	SQL作成

No.	リスト名・概要	処理の内容	対応手法
2	給報住宅借入金等特別控除額チェック ・住民税への適用対象可否の確認 <u>(令和4年度中にシステムによる対応へ移行)</u>	①「住宅借入金等特別控除可能額」と「住宅借入金等特別控除の額」が同額で、「源泉徴収税額」がゼロの給報又は②「住宅借入金等特別控除可能額」 \geq 「住宅借入金等特別控除の額」で、「源泉徴収税額」がゼロよりも大きい給報を抽出し、必要に応じて「住宅借入金等特別控除の額」を是正し、所得税で引ききれない住宅ローン控除の住民税への適用を適正に行う。	SQL 作成
3	住登外課税者給報チェック ・給報による住登外課税の対象者確認	本市への再転入などにより遡って住登者として登録された者がいないか、今年度に住登外課税されている者を抽出・確認し、住登者としての課税に修正する。	EUC 汎用検索
4	退職給報又は乙欄給報で普徴指定なし ・退職給報で特徴になっていないか確認	退職給報及び乙欄給報で普徴扱いが入力されていない給報を抽出し、特別徴収不可の場合は普徴扱いを入力し、正しい徴収区分にする。	SQL 作成
5	資料合算時の専従者給報取消チェック ・確申専給登録との整合性確認	事業主の確申から登録を行った専従者を抽出し、事業主の確申の専従者給与と提出された専従者給報での重複や支払額の相違がないかを確認し、修正する。	SQL 作成
6	資料合算時の専従者給与存在チェック ・専従者給与の有無を確認	専従主に専従者控除の入力があるが、専従者側に専給の入力がない人を抽出・確認し、修正する。	SQL 作成
7	合算結果が普徴で非合算特徴給報有り ・徴収区分の確認	特徴給報が非合算処理されたことにより、普通徴収となっていないかを確認し、修正する。	SQL 作成
8	生命保険支払額入力リスト ・更正対象者の抽出・処理	確申で生命保険支払額を源泉のとおりで省略している人に対し、給報の記載金額を抽出し入力する。	合算結果 CSV 抽出
9	電子提出給報の前職区分整合性チェック ・前職給与が含まれるかの確認	前職欄に金額の記載がない電子給報で摘要欄に前職に係る記載がある給報を抽出し、必要に応じて前職欄に金額を入力し前職漏れを是正する。	EUC 汎用検索
10	特徴異常リスト ・特徴税額と所得を比較	特徴税額が特徴給与所得の2割を超えている者を抽出し、特徴給与から徴収不能か否かを調査し、徴収区分を修正する。	SQL 作成
11	対前年比所得異常リスト ・前年所得の10分の1以下	主に桁ずれ入力を防止するため、今年度の所得が前年所得の10分の1以下である者を抽出・確認し、入力誤りを修正する。	SQL 作成

No.	リスト名・概要	処理の内容	対応手法
12	対前年比所得異常リスト ・前年所得の10倍以上	主に桁ずれ入力を防止するため、今年度の所得が前年所得の10倍以上になっている者を抽出・確認し、入力誤りを修正する。	SQL作成
13	退職給報の事業所で特別徴収	退職給報の事業所で普徴事由の記載漏れなどにより誤って特徴になっている者を抽出し、徴収区分を修正する。	SQL作成
14	確申に特定配当等の申告不要制度適用の指定あり	確定申告書第二表_住民税・事業税に関する事項の「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」の欄にチェックがあるものを全て抽出し、申告不要制度が正しく当初賦課算定で適用されるよう、抽出した全件について確認し、必要に応じて課税内容を修正する。	SQL作成
15	徴収区分の希望有り	過去に徴収区分についての要望があった者を抽出し、確認する。	EUC 汎用検索
16	調査状況に「他の宛名存在」の登録有り	名寄せされていない複数の宛名を持つ者を抽出し、正しい宛名で課税されているか確認し、修正する。	EUC 汎用検索
17	調査状況に「疑似照合注意」の登録有り	同性同名で同生年月日の者など、課税の取り違え等が起きやすい者を抽出し確認する。	EUC 汎用検索
18	調査状況に「徴収区分注意」の登録有り	過去に徴収区分についての苦情や要望があった者を抽出し、徴収区分の状況を確認する。	EUC 汎用検索
19	調査状況に「課税内容注意」の登録有り	給報の合算誤りなど、過去の課税処理に誤りがあった者を抽出し、新年度の課税内容を確認・修正する。	EUC 汎用検索
20	調査状況に「資料併合注意」の登録有り	同上	EUC 汎用検索
21	特徴給報重複チェック ・同一事業所から支払金額等が異なる給報が複数提出されているものの確認（令和4年度中にシステムによる対応へ移行）	同一事業所から支払金額等の内容が異なる給報が同一人物に複数枚提出されているものを抽出し、訂正分か合算するものなのかを判断し必要に応じて合算処理する。	SQL作成
22	給報重複提出チェック ・同一事業所から同一支払金額の給報が複数提出されているものの確認（令和4年度中にシステムによる対応へ移行）	同一事業所から同じ内容の給報が同一人物に複数枚提出されているものを抽出し、給報の2重提出であるか判断し必要に応じて非合算処理をする。	SQL作成

No.	リスト名・概要	処理の内容	対応手法
23	確申 寄付金有り 全件抽出 ・ 寄付金控除の確認	確定申告書第一表_寄附金控除の欄に記載があるものを全件 (16,154 件) 抽出し、当該金額が確定申告書第二表_住民税・事業税に関する事項の「都道府県、市区町村への寄附 (特例控除対象)」に記載の金額から二千元を減じた額が第一表の寄附金控除額と不一致となった 2,899 件について、確定申告書の画像イメージを確認し、寄附金の内訳から必要に応じて寄附金控除適用額の修正を行うもの	SQL 作成
24	ひとり親チェック ・ 扶養の有無等の不整合有り	ひとり親控除の適用が有り、扶養控除の適用がない課税データを抽出し、専従者の子や年少扶養を含む子の扶養控除漏れの有無や寡婦控除への付け替え、ひとり親の否認など、必要に応じて課税内容の修正を行うもの	SQL 作成
25	少額配当コードで入力有り	確定申告書第二表_住民税・事業税に関する事項の「非上場株式の少額配当等」の欄に記載があるものを全件抽出し、確定申告書の画像イメージを確認し、必要に応じて少額配当から一般の配当所得への所得情報の付け替えや配当割額控除額等の記入欄誤りなどについて確認するもの	SQL 作成
26	譲渡所得マイナス確認 ・ 居住用財産譲渡損失の損益通算確認	譲渡収入があるが、譲渡所得がマイナス、ゼロ又は空欄となっている申告書情報を抽出し、その全件について確認するもの	SQL 作成
27	確申 外国税額等控除整合性確認 ・ 控除額内容確認	確定申告書第一表_外国税額控除等の欄に記載があるものを全件抽出し、外国税額控除の適用可否及び住民税控除額を確認し、必要に応じて控除額を修正するもの	SQL 作成

上記のリストは紙で出力して担当者毎に割り振って対応しているが、処理を行った後はリストを廃棄してしまい残っていないものもある。事後的に適切な対応が行われているかを確認するためにも、対応したリストは保存期間を定めて保管すべきである。

3.2 給与所得に係る特別徴収事務

3.2.1 事務の概要

給与所得者の住民税について、会社などの給与支払者（特別徴収義務者）が、税額を6月から翌年の5月までの12回に分けて、毎月の給与支払の際に、納税義務者の給与から天引きし、納税義務者に代わって納めるもの。

3.2.1.1 納税義務者

前年中に給与の支払いを受け、かつ、4月1日現在給与の支払いを受けている給与所得者

3.2.1.2 特別徴収義務者

特別徴収によって住民税を徴収し、かつ、納入する義務を負う事業者

3.2.1.3 特別徴収義務者の指定

宇都宮市は、給与支払者が給与所得者の住民税を特別徴収の方法で納入しようとする場合、給与支払者を条例によって特別徴収義務者として指定しなければならない。

3.2.2 実績等

3.2.2.1 給与特徴による納税の当初賦課額及び納税義務者の推移（令和4年4月30日現在）

	R2 年度	R3 年度	R4 年度
当初賦課額	27,401,869 千円	26,912,420 千円	27,029,872 千円
納税義務者数	192,358 人	193,402 人	192,055 人
給与所得者に占める特徴者の割合	90.4%	90.1%	89.5%

3.2.2.2 特別徴収義務者の推移（令和3年4月30日現在）

	R2 年度	R3 年度	R4 年度
特別徴収義務者数	20,201 事業者	21,204 事業者	21,472 事業者

3.2.3 関係法令等

- (1) 地方税法第 321 条の 3（給与所得に係る個人の市町村民税の特別徴収）
- (2) 地方税法第 321 条の 4（給与所得に係る特別徴収義務者の指定等）
- (3) 宇都宮市税条例第 45 条（給与所得に係る個人の市民税の特別徴収）

3.2.4 年間のスケジュール

通 年 事 務	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 給与特徴税額納入期限（毎月 10 日） ・ 事業者から提出された異動届出書等の入力 ・ 更正決定通知の事業者への発送（毎月 25 日頃） ・ 調定額と収納額が不一致となった事業者に対する電話連絡等 	
年 間 事 務	
4 月	当初賦課処理、「給与所得等に係る特別徴収税額の決定通知書」、「納入書」等の印刷及び封入封緘（アウトソーシング）
5 月	当初「給与特徴関係書類」の事業者への発送

3.2.5 実施した監査手続

事業概要を把握し、関連する資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

3.2.6 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

3.3 年金所得に係る特別徴収事務

3.3.1 事務の概要

65歳以上の年金受給者の公的年金等に係る個人住民税について、年金支給時に年金から引落しをすることで、納税者の利便性向上、自治体における徴収事務の効率化を図る。

3.3.1.1 対象となる人

以下の全ての要件を満たす人

- ・ その年の4月1日現在65歳以上の人
- ・ 前年中に公的年金等を受給していて、公的年金等に係る個人住民税が課税になる人
- ・ 宇都宮市の介護保険料特別徴収の対象となる人

3.3.1.2 対象となる税額

公的年金等に係る雑所得の金額から計算した個人住民税（均等割及び所得割）

3.3.1.3 特別徴収の対象となる年金

公的年金のうち、老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金など

※ 障害年金や遺族年金は非課税所得のため対象外

3.3.1.4 徴収方法

(1) 前年度から引き続き年金特徴の対象者となる「継続者」

- ・ 4、6、8月支給の年金から、前年度の年金所得に係る年税額の2分の1の額を3回に分けて各支給月に引落し（仮徴収）
- ・ 10、12月、翌年2月支給の年金から、6月に決定した公的年金に係る税額から仮徴収した税額を差し引いた残りの額を、3回に分けて引落し（本徴収）

	年金からの引落し（計6回）					
徴収月	仮徴収			本徴収		
	R4年4月	R4年6月	R4年8月	R4年10月	R4年12月	R5年2月
徴収税額	前年度の年金所得に係る年税額の2分の1の額を3回に分けて各支給月に引落し			年金所得に係る税額から仮徴収税額を差し引いた残りの額を3回に分けて各支給月に引落し		

(2) 新年度から新たに年金特徴の対象者となる「新規者」

- ・ 前年度の年金所得に係る年税額の2分の1の額を2回に分けて普通徴収
- ・ 残りの2分の1の額を10、12月、翌年2月支給の年金から3回に分けて引落し

徴収方法	納付書又は口座振替で納付		年金からの引き落とし（計3回）		
徴収月	R4年6月	R4年8月	R4年10月	R4年12月	R5年2月
徴収税額	年金所得に係る税額の2分の1の額を2回に分けて納付書等で納付		年金所得に係る税額の2分の1を3回に分けて各支給月に引落し		

3.3.2 実績等

年金特徴による納税の当初賦課額及び納税義務者の推移（令和3年6月11日現在）

	R2年度	R3年度	R4年度
当初賦課額	1,520,972千円	1,387,322千円	1,390,299千円
納税義務者数	33,851人	33,217人	33,499人

3.3.3 関係法令等

- (1) 地方税法第321条の7の2(公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収)
- (2) 地方税法第321条の7の8(年金所得に係る仮特別徴収税額等)
- (3) 宇都宮市税条例第48条の2(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)
- (4) 宇都宮市税条例第48条の5(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

3.3.4 年間のスケジュール

通 年 事 務	
年金支払者とのデータ送受信（エルタックス，毎月初旬） 「特別徴収停止通知」、「特別徴収税額等変更通知」、「特別徴収結果通知」（偶数月のみ）、「特別徴収税額等変更処理結果通知」	
年 間 事 務	
4月	仮徴収（15日）
5月	年金支払者からの「年金特徴対象者情報通知データ」をエルタックスにより受信（下旬）
6月	・ 税額決定通知書、納付書発送（10日） ・ 仮徴収（15日）
7月	年金支払者に「特別徴収税額通知データ」をエルタックスで送信（中旬）
8月	仮徴収（15日）
10月	本徴収（15日）
12月	本徴収（15日）
1月	年金支払者からの「公的年金等支払報告書データ」をエルタックスにより受信（下旬）
2月	本徴収（15日）

3.3.5 実施した監査手続

事業概要を把握し、関連する資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

3.3.6 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

3.4 個人市民税の未申告調査

3.4.1 事務の概要

個人市民税の公平かつ適正な課税のため、未申告者や給報未提出事業所に対し、電話等による調査を実施する。

3.4.2 実績等

3.4.2.1 未申告調査

(1) 所得不明者に対する追加申告書の送付

当初の市申告書発送者のうち、7月12日現在の未申告者を対象に7月28日付けで市申告書（追加申告）を発送する。

【令和3年度追加市申告書送付・申告結果】

当初発送件数（1月下旬）	14,587件
追加発送件数	6,922件
申告件数（当初分を除く）	2,690件
市県民税増額分	36,878,200円

(2) 訪問及び電話による申告指導

「現年度課税資料がなく、前年度・前々年度のいずれか又は両方の年度に課税資料があるか被扶養者になっている18歳から65歳までの者」を臨戸調査対象者、「現年度、前年度、前々年度の3年間連続して課税資料がなく被扶養者にもなっていない18歳から65歳までの者」をその他調査対象者とし、9月1日に調査対象者カードを出力する。さらに、不明給報調査、被扶養者調査及び法定資料調査において結果が判明していない者を対象に調査を実施する。

	実施期間
調査期間	10月1日～12月末
休日臨戸調査	11月21日(日)、12月5日(日)
夜間電話調査	(A) 10月第4週 (B) 11月第3週

【令和3年度臨戸及びその他調査結果】

No.	調査結果	件数(件)	割合(%)	備考
①	申告済・課税	233	4.1	市申告書・確定申告書が提出され課税 ※法定資料等による配当所得や外交員報酬等の決定課税含む

No.	調査結果	件数(件)	割合(%)	備考
②	申告済・非課税	1,480	26.2	市申告書・確定申告書が提出され非課税 ※法定資料等により申告したが所得が少額のため課税に至らなかった決定非課税含む。
③	状況判明	695	12.2	本人や家族への聞き取りや、水道契約者調査により判明した連絡先への連絡から生活状況が判明
④	特殊事情判明	32	0.6	長期療養や障害年金による生計など本人に関する記事により、特殊事情が判明
⑤	申告指導	419	7.4	本人や家族に申告を指導
⑥	継続調査 1	2,558	45.3	差置き又は電話催告 1 回
⑦	継続調査 2	140	2.5	差置き又は電話催告 2 回
⑧	継続調査 3	94	1.7	差置き又は電話催告 3 回以上
⑨	合計	5,651	100.0	
⑩	未調査件数	0	0.0	
⑪	接触人数	2,859	—	本人や家族と連絡が取れた件数(①～⑤の合計)
⑫	判明件数・判明率	2,440	85.3	判明件数：⑫＝①～④の合計 判明率：⑫÷⑪

(3) 住所不明の給与支払報告書の住民登録地の調査

当初課税時の個人特定において、不明のため特定保留となっている給与支払報告書（以下、「給報」という。）について端末による調査や事業所に対する照会、住基ネットによる住登地調査等の調査を行う。

【令和3年度不明給報追跡調査結果】

判明（課税）	50 件
他市町村へ回送	1,742 件
居所不明	45 件
合計	1,837 件
判明（課税）の市県民税増額分	1,132 千円

(4) 給報未提出事業所に対する調査

前年度に特別徴収の実績があり、本年度に給報未提出の事業所を端末から抽出し、提出依頼文（提出状況連絡票を同封）を送付するとともに、連絡票による回答がなかった事業所に対しては電話や現地訪問による調査及び提出指導を行う。

【令和3年度給報未提出事業所調査結果】

調査結果			令和3年度
判明	提出指導	提出済	259件
		未提出	28件
	提出不要	課税権のある従業員なし (課税対象者なし)	832件
		事業所廃止	61件
		指定番号取消・変更	43件
未判明			12件
合計			1,235件
判明率			99.0%

※ 未提出の28件については、その後の指導により24件については提出等の対応がされており、4件については現地調査を実施し事業所がないことを確認されている。

(5) 法定資料に係る調査

法定資料により、配当所得や報酬の申告が漏れている場合は、追加申告書を発送し申告を促している。追加申告書を発送しても未申告の者については、その後通知文を送付しているが、それでも申告がない者には臨戸調査を実施している。臨戸調査を実施する者については、臨戸調査を実施してもなお申告のない場合は、決定課税することとしている。

【令和3年度法定資料に係る調査結果】

	件数	市県民税増額分
追加申告課税額	96件	3,788千円
未申告調査課税額	25件	2,226千円
合計	121件	6,015千円

【未申告調査の結果の推移】

(単位：人、件)

		R元年度	R2年度	R3年度
ア 訪問及び電話による調査 (令和3年12月末現在)	接触人数	2,257	2,127	2,859
	判明件数	1,943	1,754	2,440
	判明率	86.1%	82.5%	85.3%
	税額	19,353千円	22,065千円	25,484千円
イ 不明給報調査 (令和3年12月末現在)	調査件数	1,302	1,282	1,837
	判明件数	1,293	1,263	1,792
	判明率	99.3%	98.5%	97.6%
	税額	1,777千円	1,773千円	1,132千円

		R 元年度	R2 年度	R3 年度
ウ 給報未提出事業所調査 (令和4年3月31日現在)	調査件数	2,713	3,292	1,235
	判明件数	2,671	3,195	1,223
	判明率	98.5%	97.1%	99.0%
	税 額	20,096 千円	105,944 千円	87,628 千円
合 計	調査件数	6,272	6,701	5,931
	判明件数	5,907	6,212	5,455
	判明率	94.2%	92.7%	92.0%
	税 額	41,226 千円	129,782 千円	114,244 千円

3.4.2.2 申告内容調査

控除対象配偶者及び扶養親族について、課税資料により所得調査を実施し、扶養要件が非該当となった場合、扶養否認を実施している。

(1) 市内在住の被扶養者に対する所得調査の実績（令和3年12月末現在）

	R 元年度	R2 年度	R3 年度
更正件数	1,725 件	2,059 件	1,522 件
更正金額	40,982 千円	46,531 千円	36,117 千円

【令和3年度市内在住被扶養者の所得調査更正結果】

配偶者控除	老人配偶者控除	配偶者特別控除	特定扶養親族控除	同居老人扶養親族控除	老人扶養親族控除	一般扶養親族控除
74 件	90 件	2 件	307 件	123 件	139 件	472 件
同居特別障害者控除	特別障害者控除	普通障害者控除	寡婦控除	ひとり親控除	勤労学生控除	年少扶養
21 件	25 件	25 件	3 件	34 件	0 件	207 件
合計				1,522 件		
市県民税増額分				36,117 千円		

(2) 市外在住の被扶養者に対する所得調査の実績（令和3年12月末現在）

	R 元年度	R2 年度	R3 年度
更正件数	5 件	0 件	2 件
更正金額	113 千円	0 千円	66 千円

【令和3年度市外在住被扶養者の所得調査更正結果】

配偶者控除	老人配偶者控除	配偶者特別控除	特定扶養親族控除	同居老人扶養親族控除	老人扶養親族控除	一般扶養親族控除
0件	0件	0件	0件	0件	0件	2件
同居特別障害者控除	特別障害者控除	普通障害者控除	寡婦控除	ひとり親控除	勤労学生控除	年少扶養
0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
合計			2件			
市県民税増額分			66千円			

3.4.3 関係法令

(1) 地方税法第298条（徴税吏員の市町村民税に関する調査に係る質問検査権）

3.4.4 年間のスケジュール

年 間 事 務	
5月	不明給報調査（～12月） 給報未提出事業所調査（～12月）
6月	市内・市外在住被扶養者調査，法定資料調査（～12月）
7月	追加申告書発送（下旬）
8月	追加申告書受付（月上旬）
9月	未申告者調査対象者の抽出
10月	・ 電話・訪問等による未申告者調査（～12月） ・ 次年度以降の方向性検討（～1月）

3.4.5 実施した監査手続

事業概要を把握し、関連する資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

3.4.6 監査の結果

3.4.6.1 未申告調査（意見）

宇都宮市は、個人市民税の未申告調査として臨戸及び電話調査を実施しているが、接触することができていない件数が2,792件と調査対象件数の49%を占めている。システム上電話番号の登録がなく、水栓調査でも電話番号が判明しない、電話番号の登録があっても現在使われていなかったり別人が使用している、現地へ行っても表札がない、などの理由により接触することすらできず、課税対象者になるか否かについて判断できていない。また、接触できた件数のうち申告指導にとどまっているものが419件ある。これらについてもその後連絡が取れず申告状況の追跡調査が十分に行われていない。

臨戸及び電話による未申告調査は、「現年度課税資料がなく、前年度・前々年度のいずれか又は両方の年度に課税資料があるか被扶養者になっている18歳から65歳までの者」と「現年度、前年度、前々年度の3年間連続して課税資料がなく被扶養者にもなっていない18歳から65歳までの者」を調査対象者として選定しているが、調査の結果、申告・課税となった割

合は調査対象全体の4.1%となっており、接触できていない調査対象者が約半数に及んでいることを踏まえると、調査対象者の選定や調査の方法が効果的でないと考えられる。例えば、過去の未申告調査の結果、申告・課税につながったケースや他の自治体の状況及び国税の所得税調査等の状況を分析し、課税につながる未申告が見込まれる事案について重点的に調査を行うなど、より効果的な調査対象者の選定及び調査を検討すべきである。

3.4.6.2 被扶養者調査（意見）

宇都宮市は、普通徴収の第2期に更正ができるよう6月下旬から7月上旬までにかけて、新市税システムより「扶養チェックリスト」と「扶養更正リスト」を出力し、被扶養者の要件に該当するか、扶養者と被扶養者間のデータの紐付けが正しく設定されているかの確認を行っている。出力される「扶養チェックリスト」は、10,000件以上になるため、個々のチェックリストについて対応した内容について記録を残していない。また、出力された「扶養チェックリスト」の対応状況についても個々に管理できていないため、対応が漏れているものが存在するおそれがある。課税計算に重要な影響を及ぼす恐れのある確認項目については、その対応状況を把握できる体制の整備が望ましい。

3.5 家屋敷・事業所課税

3.5.1 事務の概要

事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、当該市町村に住所を有してはいないが、応益性の見地から均等割のみを課税する。

3.5.2 実績等

(令和2年12月末現在)

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
課税者数	255名	259名	229名	192名	292名
税額(市民税)	892千円	906千円	801千円	672千円	1,022千円

3.5.3 関係法令

- (1) 地方税法第24条（道府県民税の納税義務者等）
- (2) 地方税法第294条（市町村民税の納税義務者等）
- (3) 宇都宮市税条例第23条（市民税の納税義務者等）

3.5.4 年間のスケジュール

通年事務	
家屋敷・事業所課税の申告受付・入力作業	
年間事務	
7月	事業所課税調査（～11月）
8月	前年実績・課税権通知・住登外課税者の扶養情報による家屋敷・事業所課税対象者の調査及び課税処理（～12月）
10月	次年度以降の方向性検討（～12月）

3.6 法人市民税の課税

3.6.1 法人市民税の概要

法人市民税は、市内に事務所や事業所などのある法人が納める税金で、資本金や従業者数に応じて負担する均等割と、法人の利益に応じて算定された国税である法人税額を算定基礎とする法人税割とがあり、それぞれの法人の事業年度終了後2か月以内に申告し納税する。

3.6.1.1 納税義務者

納税義務のある法人	区 分	
	均等割	法人税割
市内に事務所や事業所などがある法人	○	○
市内に保養所などのみがある法人	○	—
公益法人などで、収益事業を行うもの	○	○
公益法人などで、収益事業を行わないもの	○	—

3.6.1.2 税率 [宇都宮市は制限税率を採用]

(1) 均等割（標準税率の1.2倍）10段階税率

法人の区分		税 率 (年額)
資本金等の額	市内事業所等の従業者数	
50億円を超える	50人を超える	3,600,000円
	50人以下	492,000円
10億円を超え50億円以下	50人を超える	2,100,000円
	50人以下	492,000円
1億円を超え10億円以下	50人を超える	480,000円
	50人以下	192,000円
1千万円を超え1億円以下	50人を超える	180,000円
	50人以下	156,000円
1千万円以下	50人を超える	144,000円
	50人以下	60,000円
公益法人、人格のない社団等（収益事業を行うもの）		60,000円

※ 人格のない社団等が収益事業を行わない場合は非課税

※ 均等割は赤字法人であっても課税

※ 資本金等の額が資本金及び資本準備金の合算額に満たない場合は、資本金及び資本準備金の合算額により税率を算定

(2) 法人税割

税率 8.4% (標準税率は 6.0%)

- ・ 宇都宮市だけに事務所がある

$$\text{法人税額 (国税)} \times \text{税率 (8.4\%)}$$

- ・ 宇都宮市以外の市町村にも事務所がある

$$\text{法人税額 (国税)} \div \text{全従業者数} \times \text{市内事務所の従業者数} \times \text{税率 (8.4\%)}$$

【計算例】法人税額 1,000 万円、法人従業者数 100 人 (宇都宮市 30 人、A 市 50 人、B 市 20 人・標準税率)

	法人税額	従業者数按分	課税標準額	税率	法人税割額
宇都宮市	1,000 万円	$\div 100 \times 30$	300 万円	8.4%	25 万 2 千円
A 市	1,000 万円	$\div 100 \times 50$	500 万円	8.4%	42 万円
B 市	1,000 万円	$\div 100 \times 20$	200 万円	6.0%	12 万円

※ 他の市町村に事務所や事業所などを設置する法人は、法人税額を市町村ごとの従業者数で按分し課税標準を求め、市町村ごとの税率により法人税割額を算出

○ 税制改正に伴う税率変更

平成 26 年 9 月 30 日以前に開始した事業年度は 14.7% (制限税率)、12.3% (標準税率)

令和元年 9 月 30 日以前に開始した事業年度は 12.1% (制限税率)、9.7% (標準税率)

令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度は 8.4% (制限税率)、6.0% (標準税率)

※ 引下げ分は『地方法人税』として国が徴収し、地方交付税の原資となる。

(地域間の税源の偏在是正のため)

3.6.1.3 申告の種類

(1) 中間 (予定) 申告

- ・ 事業年度開始から 6 か月分の申告
- ・ 前事業年度申告額の 2 分の 1 を申告する予定申告と、中間仮決算による中間申告の 2 種類があり、法人で選択可能

中間 申告	予定申告	前年申告額の 2 分の 1 の税額を申告
	中間申告	上半期分の中間仮決算により税額を申告

- ・ 前年の決算が赤字の法人は予定申告の義務はなく確定申告のみ

(2) 確定申告

1 年分の決算による申告

(3) その他の申告等

① 修正申告

既に申告した税額より増加する場合の申告

② 更正の請求

既に申告した税額が過大であるときに、税額の還付を受けるための請求

③ 更正、決定

国税資料、県税資料により、申告額が異なる場合や申告がない場合に職権で実施

3.6.1.4 申告・納付期限

- (1) 中間申告、納付は中間決算後 2 か月以内
- (2) 確定申告、納付は本決算後 2 か月以内

3.6.1.5 申告期限の延長の特例について

法人税（国税）の申告は株主総会で承認を受けた決算書に基づいて行う必要があるが、会計監査に時間を要する連結子法人が多数に上ることなどにより、本来の申告期限までに決算が確定しない場合、特例により申告期限を延長することができる。

3.6.1.6 納付と還付

確定申告をする法人が中間申告をしている場合は、中間納付額を差引精算する。

【中間申告額（小）＜確定申告額（大）のとき】

	中間申告（上期分）	確定申告（1年分）
申告額	50万円	80万円
納付額	50万円	30万円

【中間申告額（大）＞確定申告額（小）のとき】

	中間申告（上期分）	確定申告（1年分）
申告額	50万円	30万円
納付額	50万円	▲20万円（還付）

3.6.1.7 控除

(1) 法人税における繰戻還付額の控除

法人税で欠損金の繰戻還付を受けた場合には、当該法人税還付金に対応する法人税割の還付を行わず、「控除対象還付法人税額」として、その後 10 年以内の各事業年度における法人税割の課税標準額となる法人税額から順次繰越して控除する。

(2) 外国税額控除

内国法人が、外国で生じた所得に対して外国の法令により法人税及び法人市民税法人税割に相当する税を課された場合、二重課税防止のため一定額を限度として、法人税割から外国で課された税額を控除する。

法人税額から控除→地方法人税額から控除→県民税の法人税割額から控除→市民税の法人税割額から控除（控除しきれない額を順次控除する。）

※ 控除しきれない額は、3年に限り繰越控除する。

3.6.1.8 不均一課税（企業の本社機能移転や拡充に対する支援）

企業の本市への本社機能移転を支援する取組の一環として法人市民税（法人税割額）を減税する取組を実施しており、減税内容は以下のとおり。

(1) 対象となる企業

「とちぎ本社機能立地促進プロジェクト」の認定を受けた企業のうち、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県から本社機能移転を完了し、本市の不均一課税適用の決定を受けた企業が対象となる。

(2) 減税内容

① 対象企業からの申請に基づき、本社機能移転に伴って増加した従業者数（供用開始日以降の増加分）を対象に3年間減税を実施

② 減税率は、1年目90%、2年目75%、3年目50%

【実績】1社 ⇒ 3年間実施済み

3.6.1.9 減免措置

宇都宮市は、公益社団法人及び公益財団法人又は公益上その他特別の事由があるものとして必要があると認めるものに対して、法人市民税を減免する条例を設けている（宇都宮市税条例第52条第1項）。

具体的な減免対象は以下のとおりである。

① 公益社団法人又は公益財団法人

② 管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、認可地縁団体（自治会）、特定非営利活動法人で収益事業を営まないもの

③ 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（社会福祉事業又は公益事業を行うものに限るものとし、収益事業を営むものを除く。）

市民税の減免を受けようとするものは、納期限前7日までに減免申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して提出しなければならないとなっている。

【令和3年度法人税均等割減免の件数と減免税額】

（単位：件、千円）

法人の種類	法人数	減免税額
自治会（地縁による団体）	208	12,480
特定非営利活動法人	92	5,345
公益社団・公益財団、その他	51	3,035
計	351	20,860

3.6.2 実績等

3.6.2.1 調定額（現年度分）

(1) 令和3年度（令和4年5月31日決算調定）

	予算調定額 (A)	決算調定額 (B)	増減額 (B) - (A)	予算比 (B) / (A)
調定額	7,274,385 千円	7,901,311 千円	626,926 千円	108.6%

(2) 令和2年度と令和3年度の比較（令和4年5月31日決算調定）

	令和2年度 決算調定額 (A)	令和3年度 決算調定額 (B)	増減額 (B) - (A)	前年度比 (B) / (A)
調定額	7,326,447千円	7,901,311千円	574,863千円	107.8%

(3) 令和3年度と令和4年度の比較（令和4年4月1日現在）

	令和3年度 予算調定 (A)	令和4年度 当初予算調定 (B)	増減額 (B) - (A)	前年度比 (B) / (A)
調定額	7,274,385千円	7,552,341千円	277,956千円	103.8%

3.6.2.2 電子申告利用率

(1) 法人全体

年度	全申告件数(a)	うち電子申告件数(b)	b/a(%)
令和3年度	20,390	17,540	86.0
令和2年度	20,152	16,676	82.8
令和元年度	20,525	16,193	78.9

※ 電子申告開始：平成22年12月から

(2) 資本金等の額が1億円を超える法人

法人市民税の確定申告書等の電子申告について、資本金額（出資金額）が1億円を超える大法人に義務付け【令和2年4月から適用】

年度	資本金等 1億円以上(a)	左のうち電子 申告件数(b)	b/a(%)
令和3年度	1,932	1,932	100.0
令和2年度	1,992	1,696	85.1
令和元年度	1,964	1,541	78.5

3.6.3 関係法令

- (1) 地方税法第294条（市町村民税の納税義務者等）
- (2) 地方税法第312条（法人の均等割の税率）
- (3) 地方税法第314条の4（法人税割の税率）
- (4) 地方税法第321条の8（法人の市町村民税の申告納付）
- (5) 宇都宮市税条例第23条（市民税の納税義務者等）
- (6) 宇都宮市税条例第31条（均等割の税率）
- (7) 宇都宮市税条例第36条の2（法人税割の税率）
- (8) 宇都宮市税条例第49条（法人の市民税の申告納付）

3.6.4 年間のスケジュール

月 例 事 務	
上旬	電子申告書取込、申告書発送（前月が決算期の法人）
中旬	調定処理、申告書出力・発送準備（決算期の法人～翌月上旬）、未申告・未登録調査（～下旬）
下旬	申告書入力（申告期限の法人～翌月上旬）
年 間 事 務	
4月	減免申請受付、第1回地方交付税資料作成
5月	中期財政計画推計
6月	税理士へ顧問先照会、工業団地調定額調べ
7月	課税状況調べ
8月	税務概要作成、補正予算検討に向けた決算見込推計
9月	予算編成事務（歳入予算推計、消耗品費等の歳出予算要求）
10月	宇都宮県税事務所による地方交付税検査
12月	第2回地方交付税資料作成（調定額見込み）、認可地縁団体対応打合せ（みんなでまちづくり課）
1月	認可地縁団体の状況調査（みんなでまちづくり課）
3月	減免申請書等発送

※ 部内主要事業：未申告・未登録法人調査

3.6.5 実施した監査手続

事業概要を把握し、関連する資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

3.6.6 監査の結果

3.6.6.1 均等割額の検証（意見）

法人市民税の均等割の額は、資本金等の額と従業者数で決められている。宇都宮市においては、申告書をシステムに取り込む際に、従業者数、資本金等と均等割額のチェックを行っており、取込内容が異なった場合には内容を確認し、修正・入力を行っているが、申告書に記載されている従業者数や資本金等の額が正しいか否かの検証を行っていない。全ての法人を対象とすることは効率的ではないが、例えば均等割額の大きい法人については、個別に他の資料との突合を行うなど、正確性を検証することも検討すべきと考える。

3.6.6.2 減免申請書の検証（指摘）

令和3年度の法人市民税均等割について減免を受けたものについて、減免申請関連の資料を確認したところ、「減免を受けようとする事由を証明する書類」の添付がないものが9件あった（うち1件については「減免申請書」においての「事由」のチェックもなかった。）。

また、他の申請についても減免申請書の他に「減免を受けようとする事由を証明する書類」として何らかの資料の添付があるが、事業報告書や事業計画書であったり統一された資料ではない。宇都宮市は、県税からの情報等により収益事業を営んでいるか否かの確認はできたとしているが、どのような事由で減免したかについてその根拠資料が不明確であり、宇都宮市の判断の過程及び結果が確認できない。

減免の事由に該当するかについて添付すべき資料を明確にし、どのような事由によって減免したかについて決裁を受けた上でその過程を文書にて保管すべきである。

なお、現時点では宇都宮市において、上記9件のうち8件については、減免時点における減免を受けようとする事由を証明する書類が揃っていることを確認し、残り1件については、法人が解散していたが、市民税課の職員が法人の所轄庁に出向き、書類を閲覧して、当時収益事業を行っていなかったことを確認したとのことである。

3.7 法人市民税の調査

3.7.1 事務の概要

法人市民税の公平かつ適正な課税のため、申告書が申告期限までに提出されない法人（未申告法人）や設立届出等が提出されていない法人（未登録法人）に対し、電話等による調査を実施する。

3.7.2 実績等（令和4年3月末現在）

3.7.2.1 未申告調査

(1) 調査内容

① 調査対象

申告期限後2か月を経過しても申告のない法人

② 調査手法

- ・ 文書、電話による申告指導
 - ・ 文書、電話による申告指導後に未申告の場合、現地調査を実施
 - ・ 現地調査後、営業実態が確認でき、未申告の場合、決定課税を実施
- ※ 営業実態の確認については、保健所の営業許可情報等により実施

(2) 調査結果

	R 元年度	R2 年度	R3 年度
調査対象件数	283 件	247 件	259 件
判明件数	248 件	227 件	241 件
判明率	87.6%	91.9%	93.1%
指導による申告額	9,847 千円	8,482 千円	9,380 千円

※ 判明件数は申告書、解散、休業届の提出、営業実態等が判明したもの

【令和 3 年度調査結果内訳】

課内調査判明 69 件	① 申告あり	36 件		
	② 廃止	33 件		
申告指導 208 件	電話・文書指導	162 件	③ 申告あり	49 件
			④ 廃止	33 件
			⑤ 決定課税	44 件
			⑥ 決定課税予定	18 件
			⑦ 現地調査予定	18 件
	現地調査	46 件	⑧ 申告あり	3 件
			⑨ 廃止	20 件
			⑩ 決定課税	23 件
			⑪ 決定課税予定	0 件
	⑫ 未指導		0 件	

※ 調査対象件数：①+②+③+④+⑤+⑥+⑧+⑨+⑩+⑪=259 件

※ 判明件数：①+②+③+④+⑤+⑧+⑨+⑩=241 件

※ 決定課税予定の法人 18 件は、令和 4 年度に処理済み。

※ 現地調査予定の法人 18 件のうち、13 件は令和 4 年度に申告書提出又は決定課税を行い、5 件は廃止処理がされている。

3.7.2.2 未登録調査

(1) 調査内容

① 未登録法人の抽出

- ・ 国・県の資料から抽出（宇都宮県税事務所の課税標準額通知）
- ・ 新市税システムを活用し、他税目データ（特別徴収事業者・固定資産税（償却資産税）・事業所税・軽自動車税）との突合により抽出

※ 抽出された法人について、保健所の営業許可情報で営業実態を確認

② 調査方法

- ・ 文書、電話による申告指導
- ・ 文書、電話による申告指導後に未申告の場合、現地調査を実施
- ・ 現地調査後、営業実態が確認でき、未申告の場合、決定課税を実施

(2) 調査結果

	R 元年度	R2 年度	R3 年度
調査対象件数	10 件	8 件	10 件
判明件数	9 件	8 件	10 件
判明率	90.0%	100.0%	100.0%
指導による申告額	5,369 千円	1,206 千円	5,301 千円

※ 判明件数は、設立届や申告書の提出件数

【令和3年度調査結果内訳】

未登録 10 件	届出指導 10 件	電話・文書 指導	10 件	① 届出あり	9 件
				② 申告義務なし と判明	1 件
				③ 現地調査予定	0 件
	④ 未指導	0 件			

3.7.3 関係法令

(1) 地方税法第 298 条（市町村民税に係る徴税吏員の質問検査権）

3.7.4 年間のスケジュール

通 年 事 務	
【未申告・未登録調査】文書・電話による調査，現地調査（毎月 15 日頃～月末に実施）	
【未申告・未登録調査】決定課税（毎月 20 日過ぎ頃）	
年 間 事 務	
4 月	【未登録調査】宇都宮地方法務局へのチラシ依頼・設置
6 月	【未申告調査】前年度分の決定課税処理（～8 月） 【未登録調査】宇都宮県税事務所へのチラシ依頼・設置 【未申告調査】宇都宮地区税務協議会賦課部会への出席 → 三税連携による調査手法の検討・調整
7 月	【未申告調査】現地調査の開始（～3 月） 【未登録調査】市税システム EUC による抽出調査（～3 月） 【未申告・未登録調査】マニュアル整備（7～9 月、1～2 月）
2 月	【未申告・未登録調査】集計・検証（～3 月）

3.7.5 実施した監査手続

事業概要を把握し、関連する資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

3.7.6 監査の結果

3.7.6.1 未申告調査（意見）

宇都宮市は、申告期限後 2 か月を経過しても申告がない法人について未申告調査を実施しているが、営業実態がない場合は廃止として処理している。また、休業届が提出された法人については、そもそも未申告調査の対象としていない。過去の未申告調査で廃止処理された場合や休業届が提出された場合は、未申告調査の対象から外れることになる。

廃止・休業とされた法人の事業活動の再開については、税務署から県税事務所を介して送信される課税標準通知から、再開の有無を確認しているにすぎない。廃止・休業となった法人は多いが、その実態については一度の調査のみにとどまっている。

廃止・休業とされた法人の事業活動の再開について、サンプリングによる調査や数年にかけたローテーションによる調査など、独自の調査方法を検討すべきと考える。

4 資産税課の事務事業

4.1 固定資産税

4.1.1 固定資産税の概要

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）現在で、市内に土地・家屋・償却資産（総称して固定資産という）を所有している人が、その固定資産の価格をもとに算出される税額を納める税金である。

【納期限】

- 第1期： 4月30日
- 第2期： 7月31日
- 第3期： 12月28日
- 第4期： 2月末日

4.1.2 根拠法令

- (1) 地方税法第341条～第441条（第三章 市町村の普通税 第二節 固定資産税）
- (2) 地方税法第740条～第747条
（第五章 都等及び固定資産税の特例 第二節 固定資産税の特例）
- (3) 宇都宮市税条例第55条～第81条（第2章 普通税 第2節 固定資産税）
- (4) 宇都宮市税条例施行規則第6条（固定資産税の減免）

4.1.3 固定資産税の種類

- 【土地】…田・畑・宅地・山林・雑種地など
- 【家屋】…居宅・店舗・事務所・工場・倉庫・物置など
- 【償却資産】…事業のために用いている構築物・機械・車両・器具など

4.1.4 固定資産税を納める人

土地	登記簿又は土地（補充）課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
家屋	登記簿又は家屋（補充）課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

4.1.5 固定資産税の税額計算

固定資産税は、次のような手順で税額を決定

① 固定資産を評価し、その価格を決定

② 決定した価格（評価額）をもとに課税標準額を算出

※ 課税標準額とは、税額計算の基になる額のことをいい、原則として固定資産の価格が課税標準額となる。ただし、土地については負担調整措置などにより、価格と異なることがある。

③ 税額の計算

$$\text{課税標準額} \times \text{税率 (1.4\%)} = \text{税額}$$

4.1.6 固定資産税の免税点

市内に同一人が所有する土地・家屋・償却資産のそれぞれの課税標準額の合計が次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されない。

土地	家屋	償却資産
30 万円	20 万円	150 万円

4.1.7 評価額の据置措置

土地・家屋の価格は、原則として基準年度（3年ごと、平成30年度・令和3年度がこれに当たる。）に評価替えを行い、基準年度の翌年度（第二年度）、翌々年度（第三年度）は、基準年度の評価額をそのまま用いる。ただし、第二・第三年度において、地目の変換・分合筆・地価の下落、家屋の増改築・滅失などがある場合は、新たに評価を行い価格を決定する。

4.1.8 減免

災害により固定資産に被害を受けた場合や生活扶助を受けた場合には、減免の制度がある。

4.1.9 縦覧制度と閲覧制度

4.1.9.1 縦覧制度

固定資産税の納税者が、土地や家屋の縦覧帳簿により、宇都宮市内の土地や家屋の価格等を縦覧できる制度（償却資産は除く。）。自己の固定資産の評価額が適正であるかどうかを他の固定資産の評価と比較し確認するための制度である。

なお、縦覧期間は、例年、納税通知書の発送日から第1期の納期限までとしている。

4.1.9.2 固定資産課税台帳の閲覧制度

固定資産税の納税義務者が、固定資産課税台帳のうち、自己の資産について記載された部分を閲覧し確認することができる制度である。

また、借地・借家人においても借地・借家対象物件について、固定資産課税台帳の閲覧ができるが、借地・借家人が閲覧するためには、権利関係・権利対象物件を示す賃貸借契約書等が必要となる。

なお、固定資産課税台帳を閲覧できる人は、その対象となる事項について証明書を請求することができる。

4.1.9.3 固定資産課税台帳縦覧閲覧者数

(単位：人)

項目	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
縦覧者数	30	38	18	22	27
閲覧者数	199	206	165	171	211

4.1.10 価格に対する審査の申し出

4.1.10.1 概要

自分の固定資産の価格に不服がある場合には、納税通知書を受け取った日から3か月以内に、文書で固定資産評価審査委員会に対して審査を申し出ることができる。

審査申出は、税制課税制グループに行う。

4.1.10.2 根拠法令等

- (1) 地方自治法第180条の5第3項第2号（委員会の設置）
- (2) 地方税法第423条第1項、第2項（委員会の設置、定数）等
- (3) 宇都宮市固定資産評価審査委員会条例及び規程

4.1.10.3 固定資産評価審査委員会の運営（所管課：税制課）

(1) 事務の概要・目的

- ① 固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、法律に基づき設置された独立の第三者機関で、公平、中立的な立場から固定資産の価格が適正に評価されたものであるかどうかについて、審査を行う。
- ② 税制課内に事務局を置き、課長、課長補佐、税制G係長、総括及び担当者が書記に任命され、委員会の運営を行っている。

(2) 取組経過・実績等

① 審査申出及び会議開催状況

年度	申出		取 下	審査			審査方法		会議開催数
	受理	却下		棄却	一部 認容	全部 認容	書面 審理	口頭 審理	
H29	0	0	0	0	0	0	0	0	1回
H30	1	0	0	1	0	0	1	0	5回
R元	0	1	0	0	0	0	0	0	2回
R2	0	0	0	0	0	0	0	0	0回
R3	0	0	0	0	0	0	0	0	0回

※ 令和2年度、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の観点から、例年3月の委員会において実施している次年度の委員長選出について、書面選挙により実施したため、会議開催数0回である。

② 審査申出案件の概要

H30：区画整理事業による制限を受けるのだから、同様に制限を受ける市街化調整区域と同程度の評価としてほしい。

⇒ **棄却**（固定資産評価基準に基づき、適正に評価されているため、申出人の主張は土地の評価の問題とはならないため。）

R元：再生可能エネルギー発電施設用地なので、付近の宅地の価格に比準し評価した価格としてほしい。

⇒ **却下**（地価下落に伴う価格修正の申出ではないため。）

(3) 固定資産評価審査委員会委員について

① 身分等

- ・ 市の非常勤職員〔地方自治法第 180 条の 5 第 5 項〕
(市議会の同意を得て、市長が選任〔地方税法第 423 条第 3 項〕)
- ・ 任期：3 年〔地方税法第 423 条第 6 項〕

② 委員の構成（令和 4 年 4 月 1 日現在）

職名	職業	当初選任日	任期満了日
委員長	不動産鑑定士	H26. 9. 18	R5. 9. 17
委員長職務代理者	土地家屋調査士	H28. 6. 11	R4. 6. 10
委員	一級建築士	H27. 12. 22	R6. 12. 21
委員	弁護士	H28. 3. 22	R4. 3. 21
委員	税理士	H28. 6. 10	R6. 12. 21
委員	弁護士	H28. 9. 25	R4. 9. 24

4. 1. 11 都市計画税

4. 1. 11. 1 内容

都市計画税は、都市計画事業（道路・下水道・公園などの都市施設の整備）や宅地利用の増進を図るための土地区画整理事業に要する費用に充てるために設けられた目的税をいう。

4. 1. 11. 2 根拠法令

- (1) 地方税法第 702 条～第 702 条の 8（第四章 目的税 第六節 都市計画税）
- (2) 宇都宮市都市計画税条例
- (3) 宇都宮市税条例施行規則第 9 条（都市計画税の減免）

4. 1. 11. 3 都市計画税を納める人（納税義務者）

都市計画区域のうち、市街化区域内に所在する土地及び家屋の所有者

市街化区域とは

下記の区域として指定された地域を言います。

- ・ 既に市街地を形成している区域
- ・ おおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域

4. 1. 11. 4 税額の計算

$$\text{課税標準額} \times \text{税率 (0.25\%)} = \text{税額}$$

4.1.11.5 税率

(1) 税率について

都市計画税率は、国が定める制限税率0.3%を上限として市町村が条例で定める。

宇都宮市では、宇都宮市都市計画税条例の本則において税率0.3%と定め、附則で0.25%に軽減する特例措置を規定している。

【宇都宮市の税率の経過】

適用期間	本則	附則	(参考) 国の制限税率
昭和32年度～昭和52年度	0.2%	—	0.2%
昭和53年度～平成2年度	0.3%	—	0.3%
平成3年度～	0.3%	0.25%	

(2) 特例措置の所期目的及び定めた理由

平成3年度より地価高騰に伴う納税者の負担軽減を行うため税率を0.25%としている。その後、バブル崩壊による所得水準の低下に伴う納税者の負担軽減を行うため税率を据置きしている。

(3) 税率見直しの検討

見直しについては、毎年、行政経営検討委員会（委員長：市長）を開き市民の所得水準や都市環境の進捗などの社会経済環境の変化を踏まえ議論している。

税率の見直しについて以下の視点から総合的に検討することとしている。

【主な検討の視点】

① 所期目的	特例措置としての所期目的を達成しているか。
② 市民の負担感	税率復元に対する市民の負担感をどのように配慮すべきか。
③ 財政の必要性	今後の都市計画税の収入と都市計画事業の実施時期や費用等との関係をどのように見込むか。
④ 課税と使途の妥当性	都市計画税の趣旨と使途は合致しているか。

【令和3年度の状況】

① 所期目的	<ul style="list-style-type: none"> 市民の所得水準はバブル崩壊前の水準、平均地価はバブル経済期前の水準となっており、「地価の高騰に伴う納税者の負担軽減」及び「所得水準の低下に伴う納税者の負担軽減」という特例措置の所期目的は達成している。 一方、国内の経済情勢は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、ワクチン接種の促進をはじめとした様々な対策に取り組んでいるものの、感染拡大により緊急事態宣言が発出されるなど厳しい状況が続き、依然として感染症前の水準を下回っており、中長期的な影響についても未だ不透明である。
② 市民の負担感	

③ 財政の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR 宇都宮駅東口整備事業や JR 宇都宮駅東側 LRT 整備事業などは令和 4 年度に終了する見込みである。 ・ 一方、今後も都市計画道路や公園等の整備、小幡・清住・築瀬地区の土地区画整理事業といった様々な都市計画事業等が予定されており、これから今後の都市計画事業等の見通しを踏まえながら、財源の必要性や課税と用途の関係性などを慎重に整理していく必要がある。
④ 課税と用途の妥当性	

(4) 令和 4 年度の対応

「令和 3 年度の状況」を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と市民生活の安定化、地域経済の回復に全力で取り組んでいる現時点においては、税率を復元する環境にないことから、令和 4 年度においては、特例措置（0.25%）を延長する。

(5) 今後の方向性

社会経済環境や市民の負担感に配慮した上で、課題等の整理等を引き続き行いつつ、税率の復元や継続の是非について、実施時期を含め十分に見極めながら検討していく。

4.1.11.6 免税点

市内に同一人が所有する土地・家屋のそれぞれの課税標準額の合計が次の金額に満たない場合には、都市計画税も課税されない。

土地	家屋
30 万円	20 万円

4.1.11.7 減免

固定資産税を減免したときは、都市計画税についても減免となる。

4.1.12 歳出決算額

【賦課徴収費】

(単位：千円)

項目	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
報酬	5,771	5,788	-	-
賃金	655	830	-	-
報償費	195	192	195	208
旅費	96	152	2	11
需用費	4,349	4,165	4,734	4,129
役務費	18,579	18,629	18,384	17,504
委託料	107,699	179,056	155,819	92,926
使用料及び賃借料	4,254	4,137	3,507	2,772

項目	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
備品購入費	—	70	123	—
負担金、補助及び交付金	135	135	135	135
合計	141,737	213,157	182,901	117,687

出典：歳入歳出決算事項別明細書

【税務職員研修費】

(単位：千円)

項目	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
旅費	295	292	—	—
負担金、補助及び交付金	162	162	—	162
合計	457	455	—	162

出典：歳入歳出決算事項別明細書

【委託料の内訳】

(単位：千円)

項目	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
固定資産税納税通知書作成及び封入封緘業務委託	13,716	13,582	16,394	15,180
土地評価データ作成業務委託	12,236	22,220	20,504	16,341
標準宅地の鑑定評価業務委託	4,200	91,667	4,278	4,278
固定資産税GISデータ更新業務委託	45,360	47,300	89,100	51,480
固定資産税GIS・家屋評価システムデータ移行等業務委託	—	—	19,888	—
固定資産税GISソフトウェア更新業務委託	19,926	—	—	—
固定資産税オンラインシステム修正業務委託	8,074	—	—	—
家屋評価調書ファイリングシステム保守業務委託	1,836	1,870	1,870	1,859
償却資産申告書等作成業務委託	142	145	1,731	1,740
固定資産税GISソフト保守業務委託	1,587	1,617	1,617	1,617
課税課資料デジタル化業務委託	306	334	436	429
償却資産種類別明細書兼前年度課税明細書製本業務	313	319	—	—
合計	107,699	179,056	155,819	92,926

出典：主要な施策の成果報告書

4.2 管理グループ

4.2.1 賦課事務

4.2.1.1 事務の概要・目的

固定資産税・都市計画税の賦課決定、納税通知書の発送、更正・調定・減免の管理等、課内共通の事務を計画・管理し、適正に課税することを目的とする。

4.2.1.2 当初調定額の推移

(単位：千円)

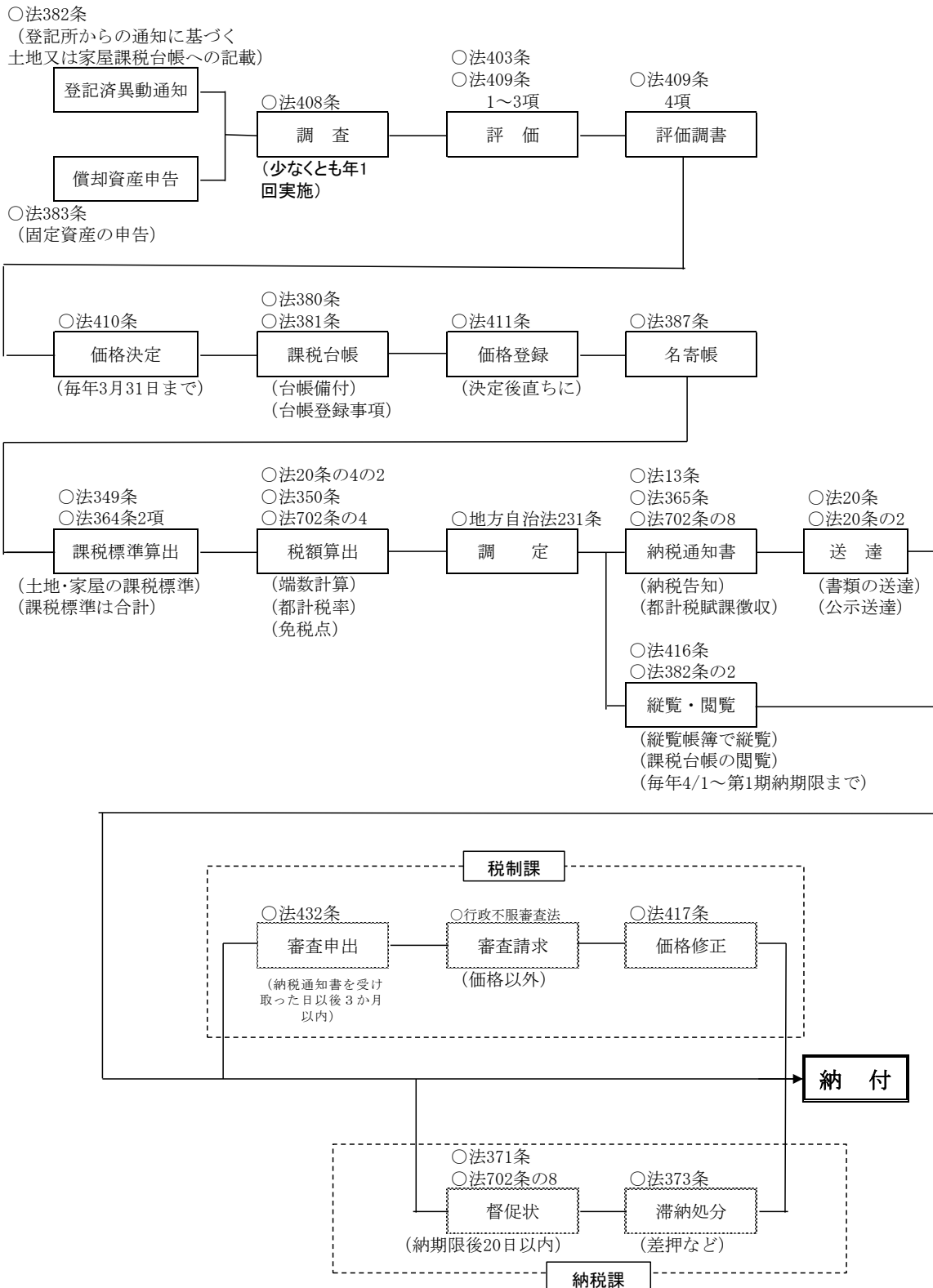
	区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
固定資産税	土地	13,179,223	13,192,799	13,114,446	13,171,712
	家屋	16,612,687	17,064,136	16,201,053	17,278,385
	償却	6,030,826	6,161,802	6,001,391	6,070,412
	交付金	127,613	128,149	126,353	128,355
	小計	35,950,350	36,546,887	35,443,245	36,648,866
都市計画税	土地	2,689,460	2,696,262	2,684,505	2,705,094
	家屋	2,664,831	2,730,474	2,582,387	2,751,825
	小計	5,354,292	5,426,736	5,266,892	5,456,919
合計		41,304,642	41,973,623	40,710,137	42,105,785

※ 令和3年度の当初調定額の減少要因は、評価替えによる既存家屋の減価、コロナ特例、税制改正に伴う土地の税負担据置特例などである。

※ コロナ特例とは、地方税法附則第63条「新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準額の特例」をいう。中小企業・小規模事業者の税負担を軽減するため、事業者の保有する建物や設備の令和3年度の固定資産税及び都市計画税を、事業収入の減少幅に応じて、課税標準額をゼロ又は1/2とする特例である。

※ 税制改正に伴う土地の税負担据置特例とは、地方税法附則第18条「宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例」をいう。社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、地価上昇等により税額が増加する土地について、前年度の課税標準額に据え置く特例である。

4.2.1.3 固定資産税等の賦課の流れ



4.2.1.4 年度の主なスケジュール

- 4月 当初調定額・減免税額等集計、当初納税通知書発送、返戻調査、公示送達
- 5月 概要調書作成（～7月）、次年度納税通知書発送準備（～3月）
- 6月 2期更正発送準備・発送
- 9月 10月随時更正発送準備・発送
- 10月 予算編成
- 11月 3期更正発送準備・発送
- 1月 4期更正発送準備・発送
- 2月 3月随時更正発送準備・発送
- 3月 当初賦課、1期更正（差替）

4.2.2 宛名事務

4.2.2.1 事務の概要・目的

固定資産税・都市計画税の納税義務者を登記簿等に基づき決定し、賦課を確定させることを目的とする。権利の異動等が行われた場合、法務局より登記済通知書が回付され、その内容を基に宛名の設定を行う。

納税通知書等の送付先は、住民基本台帳登録住所に送付することを基本とし、登録住所以外に送付する必要がある場合には、「納税管理人設定」「送付先設定」により管理している。

また、納税義務者が亡くなった場合は、「現所有代表者指定届兼申告書（指定届）」の提出依頼による賦課替えを実施している（相続登記未完了の場合）。この現所有者への課税に当たっては、令和2年度税制改正により、現所有者の申告制度が創設されたところである。このほか関連事務として、相続税法に基づく通知（死亡届を受理した場合の税務署への通知）を行っている。

令和3年度においては、令和2年度に稼働した登記履歴管理システムと市税システム間において、登記データを連携させ、令和3年1月以降の登記に関する異動データを課税台帳に反映させる登記課税連携システムの運用を開始している。

4.2.2.2 根拠法令

- (1) 地方税法第9条～第9条の4（納税義務の承継）
- (2) 地方税法第343条（固定資産税の納税義務者等）
- (3) 相続税法第58条（市町村長等の通知）

4.2.2.3 登記等の件数

（単位：件）

項目	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
土地表示登記	14,400	14,743	15,025	11,921	10,302
土地権利移転	24,179	23,496	21,566	22,588	27,500
家屋表示登記	4,619	4,984	5,131	4,674	4,151
家屋権利移転	8,528	8,058	9,046	7,502	7,726
家屋新・増築	3,206	2,961	3,006	2,626	2,420
合計	54,932	54,242	53,774	49,311	52,099

4.2.2.4 年度の取組予定

例月	登記済通知書・相続税法第58条通知の処理 納税管理人・送付先の管理, 現所有者の指定
4月	納税通知書の返戻調査
7月	現所有代表者指定届兼申告書(指定届)の提出依頼(～2月)
1～3月	指定届未提出者への対応, 当初課税の賦課替え・発送後の処理

4.2.2.5 納税通知書発送数・返戻数・公示送達数一覧

(単位：件)

項目	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
納税通知書発送総数 ①	190,441	191,420	192,882	194,178	194,547
返戻総数	450	429	464	454	463
再発送による到達数	110	101	166	145	182
再返戻数(公示送達) ②	340	328	298	309	281
公示送達割合 ②/①	0.18%	0.17%	0.15%	0.16%	0.14%

公示送達：一般に、民事訴訟法上の送達の一つで、当事者の住所、居所その他送達をすべき場合が不明であること等により書類の送達が不可能である場合において、所定の公示手続をとり、公示がされてから一定期間が経過した後においては、書類の送達があったものとみなす制度をいう。(引用：新自治用語辞典)

返戻となった納税通知書は、宛名の再調査を行い再発送する。それでも未達となる納税者については、公示送達として取り扱い、課税の効力を生じさせる。未達となる事由は、市外在住者の転居、法人の破産等による宛先不明、海外への転出、本人死亡等が挙げられる。

宇都宮市は、相続人調査、相続人からの申出、法人登記簿での代表取締役の住所調査、国税庁の法人番号公表サイト等で法人の変更住所調査等の調査により宛先を特定し、未達状況を解消する。

上記のとおり納税通知書発送総数に占める公示送達の割合は、令和3年度は0.14%であり、直近5年はほぼ同水準で推移している。

また、市担当者に確認したところ、令和2年度から令和3年度までに繰り越された公示送達対象者は160件で、その内、令和4年度で送達できた件数は26件とのことである。

- ① 令和3年度における前年度公示送達対象者 160件
- ② ①の内、令和4年度で送達できた件数 26件
- ③ ①の内、令和4年度における公示送達対象者 134件 (=①-②)

この点から、過年度より送付先が不明である一定数の納税者を除き、新規に発生した送付不明先は納税通知書の返戻調査により適時に解消していると推察される。

4.2.3 固定資産税の減免制度

4.2.3.1 制度の概要

地方税法に基づき、市長は、天災その他特別な事情、貧困、その他特別な事情がある者に限り、条例を定めることにより固定資産税を減免できる。

宇都宮市は、市税条例第73条、宇都宮市条例施行規則第6条にて課税を減免される固定資産を規定している。各法令の規定、減免事由及び成立の経過・背景は、次のとおりである。

【宇都宮市税条例第73条】

(固定資産の減免)	
第73条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、市長において必要があると認められるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。	
① 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産	
② 公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。）	
③ 市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産	
④ 前各号に掲げるもののほか、特別の事由があるもの	

【宇都宮市税条例施行規則第6条】

第1項		成立の経緯・背景	減免割合 <参考>
第1号	貧困により <u>生活のため公私の扶助を受けている者が所有する固定資産</u> については、その扶助を受けている期間中に到来する納期において納付すべき税額	担税力が無いことを鑑み、減免とする。	全額
第2号	公共の用に供するため、 <u>国又は地方公共団体が無償で取得した固定資産</u>	賦課期日以降に、公共の用に供していることから減免とする。	全額
第3号	<u>私有道路</u> で何等の通行制限を行わず、公道から公道に通じ、不特定多数人の通行の用に供することに至った道路	賦課期日以降に、公共の用に供していることから減免とする。	全額
第4号	<u>公園、チビッコ広場、スポーツ広場又は集会所</u> の用に供する固定資産 (有料でこれらの用に使用するものを除く。)	本市施策の促進に寄与し、公益性の高い用に供されていることから減免とする。	全額
第4号の2	<u>ポケットパーク</u> (土地の面積が30平方メートル以上を有するもの)の用に供する固定資産 (有料でポケットパークの用に使用するものを除く。)	本市施策の促進に寄与し、公益性の高い用に供されていることから減免とする。	全額 (土地は100㎡分まで)

第1項		成立の経緯・背景	減免割合 <参考>
第4号の3	体験農園（児童又は生徒が学校教育の一環として農地における農作物の栽培体験等をする農園をいう。）の用に供する土地 （有料で体験農園の用に供するものを除く。）	学校教育の一環として、児童生徒が農業の体験や自分達で収穫した農産物を食味する活動を通じて、農業及び食への理解や関心を深め、併せて地域社会との触れ合いを生かした体験教育活動を推進することを目的とする事業であることから、そこで利用される土地は、教育の用に供されていることを鑑み、固定資産税を減免とする。	全額
第5号	宗教法人が賦課期日において所有し、その賦課期日後に法第348条第2項第3号の規定に該当するに至った固定資産	賦課期日以降に、非課税となる用途に供していることから減免とする。	全額
第6号	賦課期日後に法第348条第2項第8号若しくは第9号から第10号の10まで又は条例第61条の2第1項各号の規定に該当するに至った固定資産	賦課期日以降に、非課税となる用途に供していることから減免とする。	全額
第7号	個人がその設置する幼稚園において直接保育の用に供する固定資産	非課税となる幼稚園と目的や事業内容が変わり無いことから減免とする。	全額
第8号	公益財団法人がその設置する各種学校（校舎の床面積が450平方メートル以上を有するもの）において直接その教育の用に供する家屋	公益財団法人が設置した各種学校は、その事業の公益性が高いことから減免とする。	100分の50
第9号	公益財団法人である栃木県保健衛生事業団及び学校給食会において直接その用に供する固定資産	<ul style="list-style-type: none"> ・栃木県保健衛生事業団：昭和51年に公益性が高い法人であることから減免対象となっていた旧結核予防会、栃木県予防医学協会、栃木県対ガン協会が解散・統合し事業を継承 ・学校給食会は県内の学校教育活動の一環として行われる学校給食の円滑な実施及びその充実、発展に努めることにより、広く児童・生徒の心身の健全な発達に寄与することを目的とし、その事業の公益性が高いことから減免とする。 	全額
第9号の2	一般社団法人栃木県商工会議所連合会が直接その本来の事業の用に供する固定資産	直接、その本来の事業の用に供する固定資産については、その事業が準公共性であることから減免とする。	全額

第1項		成立の経緯・背景	減免割合 <参考>
第9号の3	公益社団法人 <u>栃木県経済同友会</u> が所有し、直接その本来の事業の用に供する家屋	栃木県の産業政策、地域開発、教育問題等の調査研究、提言を行う公共性が高い法人であること、また、栃木県産業会館内の他の団体との課税状況の整合性を図り、減免とする。	全額
第9号の4	<u>栃木県土地開発公社</u> が直接その本来の事業の用に供する固定資産	直接、その本来の事業の用に供する固定資産については、その事業が準公共性であることから減免とする。 昭和55年3月財団法人栃木県開発公社を解散し、工業団地等の造成事業等一切の業務を特別法人栃木県土地開発公社が引き継いだ。	全額
第9号の5	一般財団法人 <u>栃木県青年会館</u> が所有し、青年会館の本館の用に供する固定資産	青少年活動への施設提供と青少年教育のための公益事業を行っている。県内青少年が健全な成長を遂げるための青少年活動の本拠地として建設され、公益性があると考えられ、減免とする。 (建設費用は県・市町村・船舶振興会からの補助金と、不足分は青少年団体を主とした寄付金。)	100分の50
第9号の6	<u>栃木県信用保証協会</u> が所有し、直接その本来の事業の用に供する事務所及び倉庫	昭和52年に全国的に自治省税務局固定資産税課から各都道府県を通じ減免指導通達があり、減免とするもの。	全額
第9号の7	一般財団法人 <u>栃木県連合教育会維持財団</u> が所有し、直接その本来の事業の用に供する固定資産	教育連合機関として教育の振興、学術の研鑽、教育の民主化を図ることを事業の目的としており、相当の公益性を有するものと判断できることから、減免とする。(会館建設資金は全て補助金及び教職員、PTA等の負担金によるもの)	100分の80
第9号の8	<u>公衆浴場</u> を営む者が所有し、直接その本来の事業の用に供する固定資産(土地については、法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地以外の土地に限る。)	公衆衛生上地域住民にとって不可欠の施設であること、入浴料が物価統制令第4条の規定により抑えられているなどの公共性を有していることから減免とする。	3分の2 (福祉入浴援助事業6分の5)

第1項		成立の経緯・背景	減免割合 <参考>
第9号の9	公益財団法人 <u>栃木県民公園福祉協会</u> が所有し、直接その本来の事業の用に供する固定資産	とちのきファミリーランドが関連施設。県民の福祉の増進と文化の向上を図っており、県補助金も運用財産に当てている。県補助金の還元による低利用料金である特殊事情を踏まえ、減免とする。	100分の25（余暇施設管理運営補助金交付期間中3分の1）
第9号の10	公益財団法人 <u>栃木県スポーツ協会</u> が所有し、直接その本来の事業の用に供する固定資産	アマチュアスポーツの総括団体として、本県スポーツの振興及び体力向上、スポーツ精神を培うことを目的に設置され、その使用状況は公益のために供される施設であると認められるため、減免とする。	全額
第9号の11	一般社団法人 <u>栃木県薬剤師会</u> が所有し、直接救急医薬品の備蓄及び理化学検査の用に供する固定資産	薬剤師の倫理の高揚及び学術の振興を図り、薬学及び薬業の進歩発展を図ることにより、公衆の厚生福祉の増進を目的としている。類似する他の公益法人で同様な目的を定めている施設との均衡上、直接救急医薬品の備蓄及び理化学検査のように供する固定資産について減免とする。 会館の敷地についても減免とする。	全額
第9号の12	<u>栃木県弁護士会</u> が所有し、 <u>栃木県弁護士会館</u> の用に供する固定資産	弁護士会館は、栃木県弁護士会、法律扶助協会、日本弁護士連合会交通事故相談センター等がその業務を行うために使用。 市民を取り巻く法環境は、社会生活の多様化、個人の権利意識の高揚等に伴い複雑化しており、市民生活における法的安定・法律問題の解決に多大な貢献をしており、公益性を有するため、減免とする。	全額
第9号の13	一般社団法人 <u>栃木県生産性本部</u> が所有し、直接その本来の事業の用に供する固定資産	経済の発展と国民生活水準の向上を目的とする生産性運動を推進する当該法人は高い公共性を有するため減免とする。	全額
第9号の14	公益財団法人 <u>全国友の会振興財団</u> 及び <u>宇都宮友の会</u> が直接その本来の事業の用に供する固定資産	全国友の会とは、キリスト教の精神に基づいて、愛、自由、協力によるよき社会の建設を目指し、全ての活動の基礎としている、「家庭生活の健全な発達のため」に力を尽くしている団体で、宇都宮友の会は生活の基礎である家庭の健全な発達を図ることを目的に組織された団体である。 その施設は単に会員の集会所だけでなく地	100分の50

第1項		成立の経緯・背景	減免割合 <参考>
		域社会にも役立つ場所として多くの人が利用できるよう、集会室、調理室、託児室などを設け、無料で使用させているため、減免とする。	
第9号の15	公益財団法人栃木県農業振興公社が所有し、直接その本来の事業の用に供する固定資産	農業振興地域の整備に関する諸政策に即して、農業経営の規模拡大、農地の集団化に寄与しており、公共性が高いため、減免とする。	全額
第9号の16	一般財団法人栃木県野球連盟が所有し、直接その本来の事業の用に供する家屋	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年4月名称変更（旧財団法人栃木県軟式野球連盟） ・本県野球競技の普及及び振興に関する事業を行い、もって県民の心身の健全な発展に寄与することを目的に設置され、その事業は公益性が高いため、減免とする。 	100分の50
第9号の17	社会福祉法人が所有し、直接介護福祉士養成の用に供する固定資産	社会福祉法人が介護福祉士養成施設を経営することは国の定めた社会福祉法人審査要領で公益事業と位置付けており、また、高齢化社会を迎えて介護事業の必要性が高まっていることから、社会福祉法人の所有する介護福祉士養成施設には公益性が認められるため減免とする。	全額
第9号の18	宇都宮市文化財保護条例第7条の規定により、宇都宮市認定建造物として告示された家屋及びその敷地	宇都宮市認定建造物制度の創設に伴い、関係各課の支援策として、認定建造物に認定された家屋及びその敷地を減免とする。 減免割合については、指定文化財よりも規制が緩やかであることから、登録文化財に対する減免割合と同等に2分の1減免とする。	100分の50
第9号の19	特定非営利活動法人青少年の自立を支える会が所有し、直接その特定非営利活動に係る事業の用に供する固定資産	青少年の自立を支える会所有の「星の家」が、義務教育終了後又は高校中退し、就労しないなど不安定な生活をしている青少年に対して、自立に関する相談・援助活動を行うための事業の用に供する施設であり、本市青少年自立支援事業の促進に寄与していることから減免とする。	全額

第1項	成立の経緯・背景	減免割合 <参考>										
第10号	<p>災害により流失、水没、埋没、全壊、崩壊、焼失等の損害を受け、作付不能、使用不能又は復旧不能となった固定資産については、災害の日の属する年度の固定資産のうち、その災害の日以後に到来する納期において納付すべき税額(1月2日以降3月31日までの間に災害を受けた場合は、災害の日の属する年度及びその翌年度の税額)の次の区分により軽減し又は免除する。</p> <p>ア 土地</p> <p>(ア) 農地又は宅地</p> <table border="1" data-bbox="379 562 1347 1025"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th> <th>軽減又は免除の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害面積が当該土地の面積の100分の80以上であるとき。</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>被害面積が当該土地の面積の100分の60以上100分の80未満であるとき。</td> <td>100分の80</td> </tr> <tr> <td>被害面積が当該土地の面積の100分の40以上100分の60未満であるとき。</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>被害面積が当該土地の面積の100分の20以上100分の40未満であるとき。</td> <td>100分の40</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 農地及び宅地以外の土地</p> <p>(ア)に準じて軽減し又は免除する。</p>	損害の程度	軽減又は免除の割合	被害面積が当該土地の面積の100分の80以上であるとき。	全額	被害面積が当該土地の面積の100分の60以上100分の80未満であるとき。	100分の80	被害面積が当該土地の面積の100分の40以上100分の60未満であるとき。	100分の60	被害面積が当該土地の面積の100分の20以上100分の40未満であるとき。	100分の40	
損害の程度	軽減又は免除の割合											
被害面積が当該土地の面積の100分の80以上であるとき。	全額											
被害面積が当該土地の面積の100分の60以上100分の80未満であるとき。	100分の80											
被害面積が当該土地の面積の100分の40以上100分の60未満であるとき。	100分の60											
被害面積が当該土地の面積の100分の20以上100分の40未満であるとき。	100分の40											
	<p>イ 家屋</p> <table border="1" data-bbox="379 1346 1347 1897"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th> <th>軽減又は免除の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊、流失、埋没、焼失等により家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき。</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の100分の60以上の価値を減じたとき。</td> <td>100分の80</td> </tr> <tr> <td>屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の100分の40以上100分の60未満の価値を減じたとき。</td> <td>100分の60</td> </tr> </tbody> </table>	損害の程度	軽減又は免除の割合	全壊、流失、埋没、焼失等により家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき。	全額	主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の100分の60以上の価値を減じたとき。	100分の80	屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の100分の40以上100分の60未満の価値を減じたとき。	100分の60			
損害の程度	軽減又は免除の割合											
全壊、流失、埋没、焼失等により家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき。	全額											
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の100分の60以上の価値を減じたとき。	100分の80											
屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の100分の40以上100分の60未満の価値を減じたとき。	100分の60											

第1項		成立の経緯・背景	減免割合 <参考>
	<p>下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の100分の20以上100分の40未満の価値を減じたとき。</p> <p>ウ 償却資産 イ (家屋) に準じて軽減し又は免除する。</p> <p>自然現象の異変による災害は予測ができず、市民の日常生活に著しく支障をきたすことから減免とする。</p>	100分の40	
第11号	相続税を納付するために国に物納した固定資産	賦課期日以降に相続税の物納が認められ、物納した土地及び家屋の所有権が国に移転し、その土地及び家屋の使用収益ができなくなっても、その年度分の固定資産税は物納者に対し納税義務が残る。	全額

4.2.3.2 減免件数・税額

区分			令和元年度		令和2年度		令和3年度	
			物件数 (件)	算出税額 (千円)	物件数 (件)	算出税額 (千円)	物件数 (件)	算出税額 (千円)
生活保護	固定資産税	土地	408	4,352	416	4,375	433	4,203
		家屋	324	4,250	316	4,363	304	4,360
		償却資産	0	-	0	-	0	-
		共用土地	3	166	2	25	7	18
		小計	735	8,770	734	8,764	744	8,582
	都市計画税			1,347		1,328		1,276
	合計		735	10,118	734	10,092	744	9,859
	納税者数：人			318人		397人		268人
天災・ 火災	固定資産税	土地	80	263	44	191	44	190
		家屋	404	2,900	19	564	18	234
		償却資産	0	-	0	-	0	-
		小計	484	3,164	63	756	62	424
	都市計画税			432		54		28
	合計		484	3,597	63	811	62	452
	納税者数：人			395人		29人		31人

区分			令和元年度		令和2年度		令和3年度	
			物件数 (件)	算出税額 (千円)	物件数 (件)	算出税額 (千円)	物件数 (件)	算出税額 (千円)
公益法人 等	固定資産税	土地	34	4,198	51	3,910	26	3,333
		家屋	43	24,732	44	24,836	57	17,734
		償却資産	9	6,247	8	6,962	7	6,465
		小計	86	35,177	103	35,709	90	27,533
	都市計画税			4,270		4,289		3,014
	合計		86	39,448	103	39,999	90	30,548
	納税者数：人			18人		18人		17人
公衆浴場	固定資産税	土地	4	627	4	627	4	625
		家屋	3	603	3	603	3	525
		償却資産	1	130	1	109	1	91
		小計	8	1,361	8	1,340	8	1,243
	都市計画税			221		221		207
	合計		8	1,583	8	1,562	8	1,451
	納税者数：人			5人		5人		5人
集会所	固定資産税	土地	360	16,458	358	16,222	372	16,152
		家屋	545	12,253	548	12,496	551	12,206
		償却資産	0	-	0	-	0	-
		小計	905	28,712	906	28,718	923	28,358
	都市計画税			3,032		2,991		2,889
	合計		905	31,744	906	31,710	923	31,248
	納税者数：人			484人		507人		667人
スポーツ 広場	固定資産税	土地	53	3,247	52	3,282	53	3,435
		家屋	0	-	0	-	0	-
		償却資産	0	-	0	-	0	-
		小計	53	3,247	52	3,282	53	3,435
	都市計画税			34		362		393
	合計		53	3,281	52	3,645	53	3,828
	納税者数：人			29人		28人		29人
チビッコ 広場	固定資産税	土地	25	1,262	25	1,285	25	1,195
		家屋	0	-	0	-	0	-
		償却資産	0	-	0	-	0	-
		小計	25	1,262	25	1,285	25	1,195
	都市計画税			185		184		163
	合計		25	1,447	25	1,470	25	1,358
	納税者数：人			10人		10人		11人

区分			令和元年度		令和2年度		令和3年度	
			物件数 (件)	算出税額 (千円)	物件数 (件)	算出税額 (千円)	物件数 (件)	算出税額 (千円)
体験農園	固定資産税	土地	40	1,376	35	1,264	13	271
		家屋	0	-	0	-	0	-
		償却資産	0	-	0	-	0	-
		小計	40	1,376	35	1,264	13	271
	都市計画税			305		279		59
	合計		40	1,681	35	1,543	13	331
	納税者数：人			40人		35人		12人
その他	固定資産税	土地	14	1,558	38	3,603	20	1,312
		家屋	8	11	8	14	8	14
		償却資産	0	-	0	-	0	-
		小計	22	1,570	46	3,617	28	1,327
	都市計画税			308		424		220
	合計		22	1,878	46	4,041	28	1,547
	納税者数：人			16人		20人		16人

全体	合計	2,358	94,781	1,972	94,877	1,946	80,626
	納税者数：人		1,315人		1,049人		1,056人

減免…当初課税後の「税額」を軽減又は免除する措置

4.2.4 宇都宮市過誤納返還交付規則

4.2.4.1 目的

固定資産税、都市計画税及び国民健康保険税（資産割に係る部分に限る。）の課税誤りによる徴収金のうち、地方税法の規定により還付できないもの（還付不能金）について、過誤納返還金を交付することにより、納税者の被った不利益を補填し、税に対する信頼を確保することを目的とする。

4.2.4.2 関連法令

- (1) 地方税法第17条（過誤納金の還付）
- (2) 地方税法第18条の3（還付金の消滅時効）
- (3) 地方自治法第232条の2（寄附又は補助）
- (4) 宇都宮市過誤納返還金交付規則（平成4年3月31日規則第19号）

4.2.4.3 関係法令の定め（一部抜粋）

【地方税法】

（過誤納金の還付）

第十七条 地方団体の長は、過誤納に係る地方団体の徴収金（以下本章において「過誤納金」という。）があるときは、政令で定めるところにより、遅滞なく還付しなければならない

い。

(還付金の消滅時効)

第十八条の三 地方団体の徴収金の過誤納により生ずる地方団体に対する請求権及びこの法律の規定による還付金に係る地方団体に対する請求権(以下第二十条の九において「還付金に係る債権」という。)は、その請求をすることができる日から五年を経過したときは、時効により消滅する。

【地方自治法】

(寄附又は補助)

第二百三十二条の二 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

【宇都宮市過誤納返還金交付規則】

(目的)

第1条 この規則は、固定資産税、都市計画税及び国民健康保険税(資産割に係る部分に限る。)の課税誤りによる徴収金のうち、地方税法の規定により還付できないもの(以下「還付不能金」という。)について、過誤納返還金(以下「返還金」という。)を交付することにより納税者の被った不利益を補填し、税に対する信頼を確保することを目的とする。

(交付対象者)

第2条 返還金の交付を受けることができる者は、還付不能金のあることを市長により確認された納税者とする。ただし、当該納税者が死亡している場合は、その相続人とする。

(返還金の額)

第3条 返還金は、還付不能金相当額と還付加算金相当額の合計額とする。

2 前項の還付不能金相当額は、支出を決定する日の属する年度から10年前の年度(納税者又はその相続人が課税誤りを明らかにし、市長がその還付不能金のあることを確認したときは、10年を超えてその年度)までの間の還付不能金とする。

3 第1項の還付加算金相当額は、当該還付不能金の納付の翌日から返還金の支出を決定した日までの期間の日数に応じて還付不能金相当額に年7.3パーセントの割合を乗じて得た額とする。この場合において、納付した日が確認できないときは、地方税に係る額は納期限に、それぞれ納付したものとみなす。

4 前2項に定めるもののほか返還金の額の算定については、支出を決定したときの法の例による。

4.2.4.4 制定の背景

地方税法で定める過誤納金の還付請求権の時効期間 5 年を経過後の過納金の国家賠償を認める判決(浦和地裁平成 2 不当利得返還請求事件・被告:八潮市・判決平成 4 年)を契機として、時効期間経過後の過納金の返還ができる制度が創設された。

4.2.4.5 過誤納返還金の対象となる期間

宇都宮市では、支出を決定する日の属する年度から10年前の年度までとしている。

なお、支出を決定する日の属する年度から10年前の年度を超えた分については、納税者が納付したことを確認できる領収書等の提出を行うことにより、納付の確認ができた年度のみ返還することとしている。

期間の根拠：課税台帳保存期間の保存期間が10年間のため、課税台帳保存期間に合わせたと推測される。

4.2.4.6 過誤納返還金規則の適用実績

宇都宮市の調査や納税者の申出などにより、課税台帳と課税時の現況に相違があり、原因が過去に遡って確認できるものについて、決裁行為を行い、適用の可否を判断している。

【過誤納返還金・還付金の適用実績】

種別	発生事由		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
			件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)
土地	納税義務者変更	還付金（地方税）	0	-	11	20	3	41
		返還金（過誤納）	0	-	11	23	0	-
	非課税地	還付金（地方税）	112	150	92	447	62	165
		返還金（過誤納）	112	225	92	514	62	435
	地目変更	還付金（地方税）	6	50	9	984	12	80
		返還金（過誤納）	6	75	9	1,133	12	145
	地積変更	還付金（地方税）	22	353	9	1	0	-
		返還金（過誤納）	22	530	6	1	0	-
	住非区分変更	還付金（地方税）	253	7,945	44	1,929	65	1,432
		返還金（過誤納）	253	11,923	35	2,222	59	2,728
	その他	還付金（地方税）	30	2,891	40	2,584	121	2,342
		返還金（過誤納）	120	4,338	40	3,782	100	3,287
	合計	還付金（地方税）	423	11,390	205	5,966	263	4,063
		返還金（過誤納）	513	17,092	193	7,677	233	6,597
家屋	納税義務者変更	還付金（地方税）	4	75	9	245	14	1,881
		返還金（過誤納）	4	113	0	-	0	-
	滅失	還付金（地方税）	68	523	117	358	189	1,133
		返還金（過誤納）	68	785	49	412	23	174
	その他	還付金（地方税）	22	10,766	37	455	53	4,464
		返還金（過誤納）	22	16,156	0	-	0	-
	合計	還付金（地方税）	94	11,365	163	1,058	256	7,479
		返還金（過誤納）	94	17,055	49	412	23	174

※ 土地（その他）…画地変更、補正変更、路線価変更、課税取消、減免、過誤納返還金に

において10年を超えて返還したもの

※ 家屋（その他）…減免（災害・火災等）、コロナ特例

※ 住非区分変更件数について、住宅用地の隣接地の所有者が利用状況を変更して、住宅用地と一体利用した場合など、現況の把握が困難な場合があり更正件数が多く見受けられたことから、航空写真で隣接地の利用状況を確認し、実地調査が必要な案件を平成30年度にリストアップし、平成30年度から令和3年度までにかけて、住宅用地^{しつぱい}悉皆調査として現地調査を行った。

特に令和元年度においては、令和2年度の市税システム改修前にできる限り集中して調査・処理を行ったことから、更正の件数が他の年度に比べて多い結果となった。

※ 令和元年土地「その他」の返還金件数（120件）について、平成30年度から令和3年度までにかけて行った住宅用地^{しつぱい}悉皆調査（特に令和元年度に集中して数多くの調査を行った）により判明した更正のうち、10年を超えた分の過誤納返還金を「その他」の件数に加えたため地方税法による還付金（30件）より件数が多くなった。

4.2.5 実施した監査手続

事業の目的、内容、事業の取組等に関する担当者からのヒアリングを実施するとともに、関係資料を閲覧した。

4.2.6 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

4.3 土地評価及び調査事務

4.3.1 土地評価

4.3.1.1 事務の概要

(1) 目的

固定資産税（土地）課税の基礎となる路線価等の作成や、評価に必要な資料の整備及び調整を実施し、適正課税の推進に資することを目的とする。

(2) 実施内容

① 評価替え業務

3年ごとに設定される基準年度の評価に向けて、固定資産税（土地）の評価に係る基礎資料及びデータを作成する。

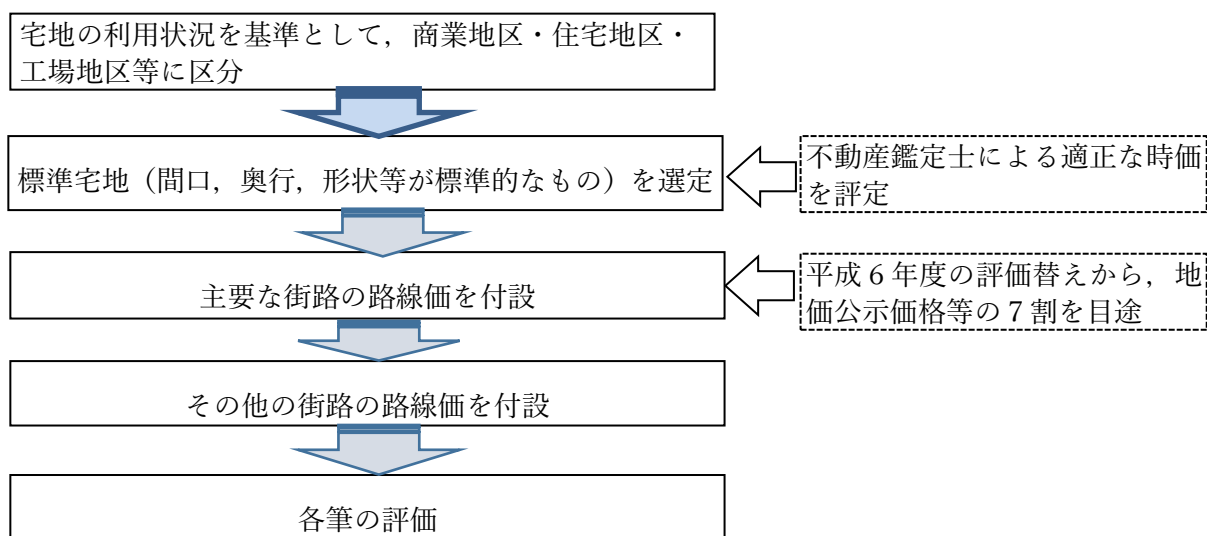
② 据置年度評価額の下落修正

固定資産税（土地）の評価額については、基準年度の評価額を3年間据え置くこととされているものの、2～3年目において、市町村長が固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合には、基準年度の評価額に修正を加えることとする特例措置（下落修正措置）が講じられており、総務大臣が定める修正基準に基づき、下落状況を把握し、最も適切に反映していると判断する修正率を適用する。

【宅地の評価方法】

宅地の評価は、各土地について画地計算法を適用して評価額を求める市街地宅地評価法（路線価方式）と、その他の宅地評価法（標準地比準方式）により行っている。

・ 市街地宅地評価法（路線価方式）の評価方法



・ その他の宅地評価法（標準地比準方式）の評価方法

状況の類似する地区ごとに標準宅地を選定し、その適正な時価（地価公示価格等の7割を目途）に比準して、各筆を評価する。

(3) 実績

令和4年度の本市における標準宅地・路線数及び時点修正鑑定地点数

表1 用途地区別標準宅地数

R4.4.1

商業地区		住宅地区		工場地区		その他地区			合計
高度商業地区	普通商業地区	併用住宅地区	普通住宅地区	大工場地区	中小工場地区	集団地区	村落地区	観光地区	
33	96	232	634	10	15	81	293	1	1,395

表2 評価方法別標準宅地及び路線数

R4.4.1

種別	標準宅地数	路線数
市街地宅地評価法（路線価方式）	869	17,634
その他の宅地評価法（標準地比準方式）	526	

表3 時点修正鑑定地点数〔用途地区別〕

R4.4.1

用途 地区 年度	商業地区		住宅地区		工場地区		その他地区			合 計
	高度 商業 Ⅱ地区	普通 商業 地区	併用 住宅 地区	普通 住宅 地区	大 工場 地区	中 小 工場 地区	集 団 地区	村 落 地区	観 光 地区	
R4	23	58	77	173	8	10	6	19	0	374

(4) 令和3年度の取組

① 評価替え業務（表4 令和6基準年度評価替えに係る全体作業フロー）

- ・ 固定資産評価替データ作成業務

【業務内容】

3年ごとの評価替えに向けた固定資産税（土地）の評価のための課税基礎資料の作成や、路線価付設における路線計測及び比準計算等による路線価データ作成及び路線価公開資料の製本を行う。

② 令和4年度評価額の下落修正

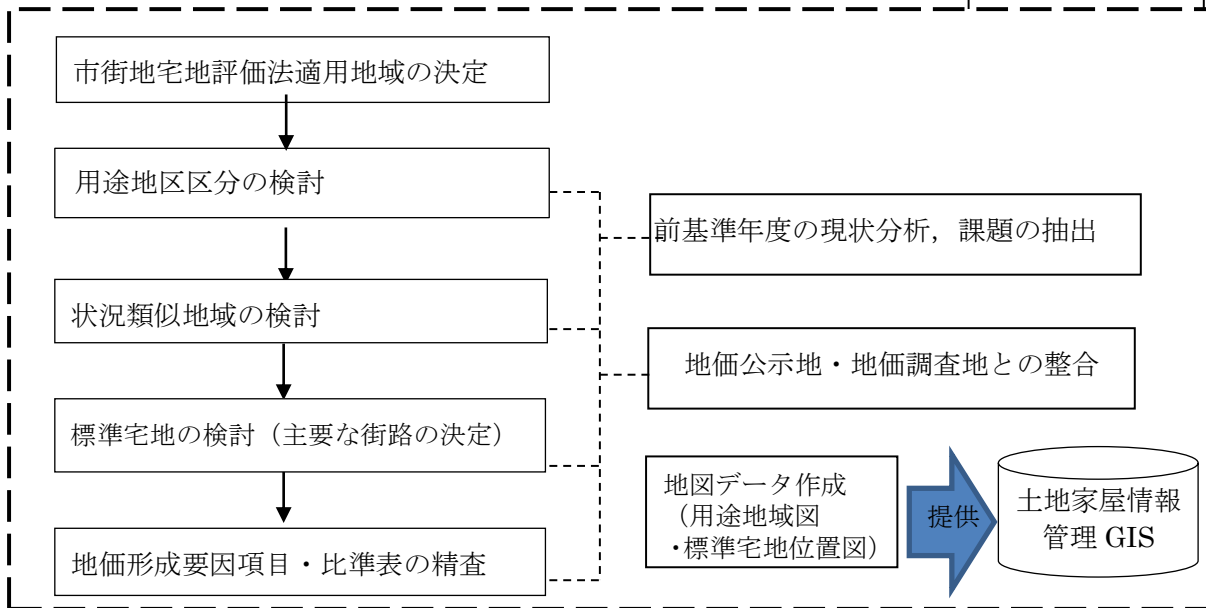
- ・ 標準宅地の鑑定評価業務（時点修正）

【業務内容】

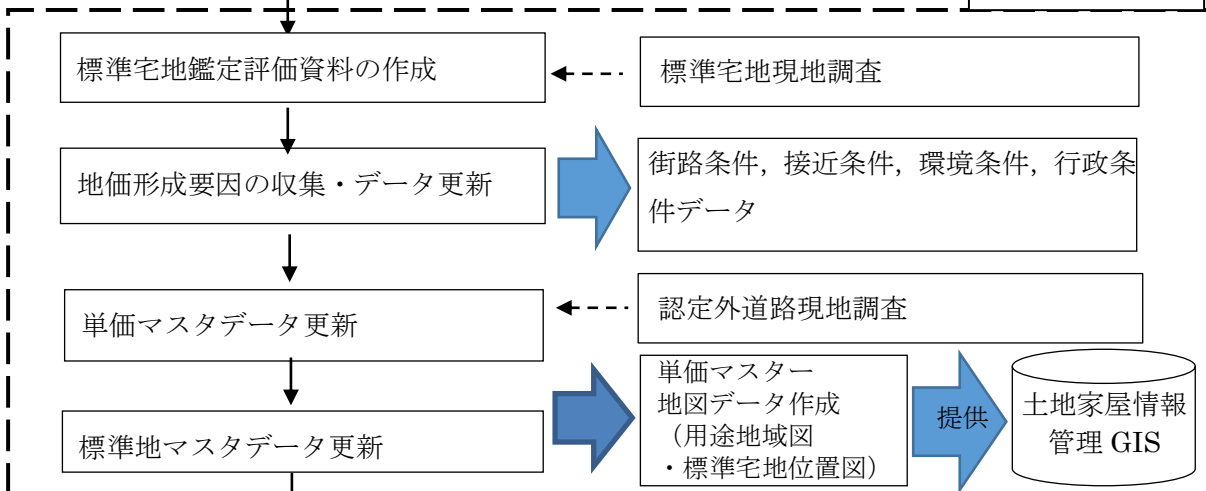
令和4年度の固定資産税（土地）の宅地の価格を決定するに当たり、令和2年7月1日から令和3年7月1日までの地価の変動状況を把握するため、不動産鑑定士等に、市内全標準宅地のうち374地点についての不動産鑑定評価を委託するもの。

表4 令和6基準年度評価替えに係る全体作業フロー

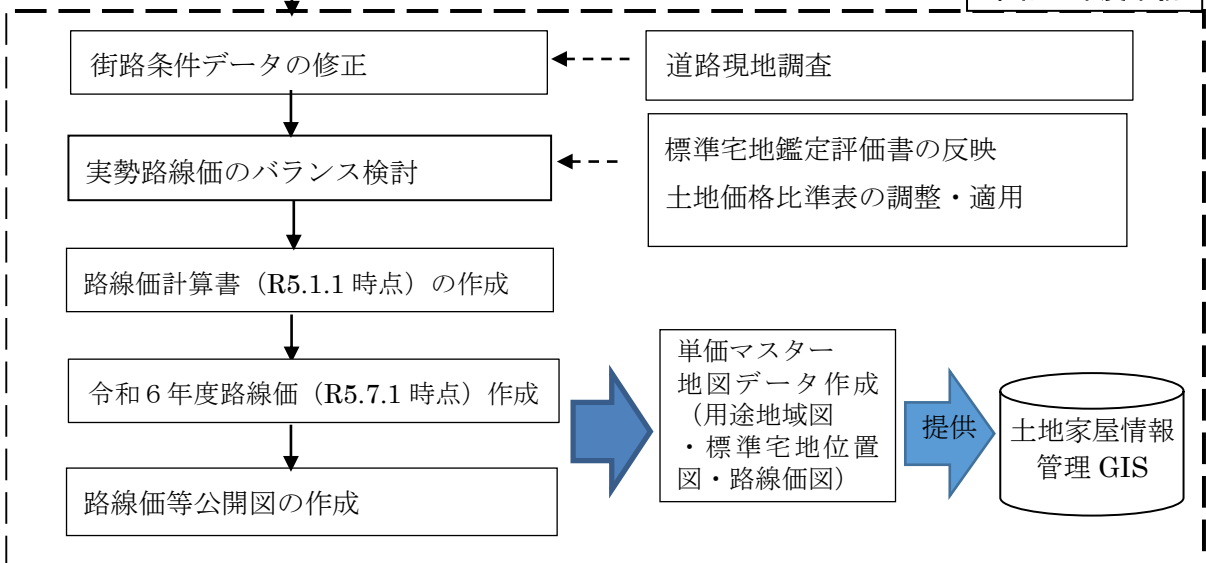
令和3年度業務



令和4年度業務



令和5年度業務



4.3.2 土地調査事務

4.3.2.1 事務の概要・目的

市税の根幹をなす固定資産・都市計画税（土地）の課税事務を、地方税法、固定資産評価基準（以下「評価基準」という。）に基づき正確かつ公正に行うことを目的とする。

土地に対する課税の仕組みは、総務大臣の定める「評価基準」に基づき、地目別に評価を行う。

(1) 地目

ア 評価上の地目

田・畑・宅地・鉱泉地・池沼・山林・牧場・原野及び雑種地に区分
(評価基準第1章第1節)

イ 地目の認定

- ・ 土地の評価は、登記簿上の地目にかかわらず、賦課期日（1月1日）の現況の地目で行う。
- ・ 地目の認定は、原則として一筆ごとに行い、実地調査等によりの確に把握
(評価基準第1章第2節)

(2) 地積

原則として登記簿に登記されている地積で行う。(評価基準第1章第1節)

(3) 価格(評価額)

評価基準に基づき、売買実例価額をもとに算定した正常売買価格を基礎として算定する。
ただし、宅地の評価は、地価公示価格等の7割を目途に算定する。

(評価基準第1章第12節)

(4) 税負担の調整措置

課税標準額は原則として価格（評価額）をそのまま用いる。

しかし、住宅用地に対する税負担を軽減するため、また、税の負担水準の均衡化を図るため課税標準額を算出する際にいくつかの調整措置がとられ、実際には評価額より低い課税標準額を基礎としている場合がある。

4.3.2.2 根拠法等

- (1) 法第343条第7項（みなす所有者）
- (2) 法第348条（固定資産税の非課税）
- (3) 法第349条の3の2（住宅用地に対する課税標準の特例）
- (4) 法第382条（登記所からの通知）
- (5) 法第388条第1項（固定資産に係る総務大臣の任務）
- (6) 法第403条第1項（固定資産評価基準による価格の決定）

4.3.2.3 具体的な調査取組

(1) 悉皆調査

- ・ 法務局から送付される登記済通知書（表示登記、権利異動登記）に基づき、該当箇所の現地調査を行う。
 - ・ 通常の調査（登記済通知書に基づく調査）で把握できない異動内容を把握するため、土地家屋情報管理GISにより事前調査を行い、計画的に悉皆調査を行う。
- ※ 悉皆調査（しっかいちょうさ）：全数調査。調査方法のうち、データを余すことなく全て調べること。（参照：実用日本語表現辞典）

(2) 関係課等との連携による調査

- ・ 農地転用許可や開発許可などに伴う形状や地目の変更、道路として利用している土地の非課税等について、関係課との連携により情報を入手し、正確に画地の認定等を行う。
- ・ 土地と家屋それぞれの賦課業務間での連携により、家屋連絡票（建築概要書、既存家屋の滅失、用途変更等）に基づく調査を行う。

(3) 土地家屋情報管理 GIS による課税客体の把握

- ・ 効率的かつ的確な調査を行うために、土地家屋情報管理 GIS を活用し、正確に課税客体を把握する。

4.3.2.4 取組経過・実績等

【登記異動処理】

(単位：筆)

登記異動年	異動処理件数		合計
	権利	表示	
平成 29 年分	24,179	14,400	38,579
平成 30 年分	23,496	14,743	38,239
令和元年分	21,566	15,025	36,591
令和 2 年分	22,588	11,921	34,509
令和 3 年分	27,500	10,302	37,802

※ 「表示」(分筆、合筆、地目変更、地積更正など)の異動は、全て実地調査を行う。

※ 「権利」の異動は、GIS システムで現況を調査確認し、変更がない場合は現地調査を省略する。

4.3.2.5 令和3年度の主なスケジュール

(1) 土地の登記済通知書(登記異動)に基づく実地調査及び課税台帳への登録

・ 登記異動

(表示異動：約 15,000 筆、(関連事業含む)権利異動：約 25,000 筆)

5月～1月 実地調査準備

8月～2月 実地調査及び調査終了分評価入力

※ 5月から調査準備を行い、準備できたものを8月から調査及び評価入力

【登記異動の内、関連事業の内訳】

・ 地籍調査事業(登記完了：6地区 合計 3,685 筆)

細谷Ⅱ、川田、屋板Ⅱ・上横田、東横田・上御田、細谷Ⅲ、下田原Ⅴ

・ 不動産登記法第14条に基づく地図作成(合計 3,408 筆)

松原一・二丁目、戸祭一・二丁目、桜四丁目、中戸祭一丁目、戸祭四丁目の各一部

(2) 住宅用地^{しゆまひ}悉皆調査

住宅用地の認定誤りを防止するため、GIS を活用し住宅用地の認定確認調査を実施
(令和3年度現地調査件数：1,000件(令和3年度で調査終了))

5月～6月 現地調査準備

7月～8月 現地調査・評価入力

(3) 仮換地課税

- ・ 土地区画整理事業区域内で使用収益が開始された土地については、対応する従前地の納税義務者(保留地については使用者)を所有者とみなして課税することができる。

- ・ 仮換地課税実施地区(実施対象件数)

鶴田第2土地区画整理事業(約2,000件)

宇大東南部第1土地区画整理事業(約2,500件)

岡本駅西土地区画整理事業(新規・約1,500件)

11月 関係課から情報収集及び実地調査準備

12月～2月 実地調査及び仮換地課税移行入力

(4) 非課税・減免等の各種申請の処理(通年)

※ 申請内容の調査を順次行い、調査結果の連絡・入力処理等を実施

(5) 家屋グループからの連絡票(滅失連絡・建築計画概要書等)の処理

5月～1月 実施調査準備

5月～2月 実地調査及び調査終了分評価入力

※ 連絡票が回付されたものから調査準備を行い、準備できたものから順次調査

(6) 庁内及び関係機関からの情報に基づく調査

農地転用許可等(農業委員会)、狭あい道路・位置指定道路(建築指導課)等

5月～1月 庁内及び関係機関からの情報収集及び調査準備

8月～2月 実地調査及び調査終了分評価入力

※ 5月から月1回関係各課へ情報収集を行い、準備できたものを8月から調査

4.3.2.6 更正実績

(単位：件)

	更正事由	R元年度	R2年度	R3年度
年度合計	1 納税義務者変更	64	53	3
	2 画地変更	36	10	52
	3 非課税地	129	148	125
	4 住非区分変更	214	69	163
	5 補正変更	26	31	19
	6 その他	61	75	59
	合計	530	386	421

	更正事由	R 元年度	R2 年度	R3 年度
期別内訳				
2 期	1 納税義務者変更	31	0	1
	2 画地変更	20	3	13
	3 非課税地	67	99	61
	4 住非区分変更	43	40	52
	5 補正変更	22	17	1
	6 その他	26	32	16
	合計	209	191	144
10 月随時	1 納税義務者変更	19	0	0
	2 画地変更	11	0	39
	3 非課税地	19	0	37
	4 住非区分変更	135	0	72
	5 補正変更	1	0	13
	6 その他	26	0	14
	合計	211	0	175
3 期	1 納税義務者変更	2	34	2
	2 画地変更	1	5	0
	3 非課税地	17	14	14
	4 住非区分変更	28	18	29
	5 補正変更	3	14	0
	6 その他	6	12	14
	合計	57	97	59
4 期	1 納税義務者変更	12	19	0
	2 画地変更	4	2	0
	3 非課税地	26	35	13
	4 住非区分変更	8	11	10
	5 補正変更	0	0	5
	6 その他	3	31	15
	合計	53	98	43

※「単位：件」…筆数及び更正年度数を示す。例えば、1筆につき5か年度の更正があった場合、5件とカウントする。

更正について、現況の地目に変更があっても登記を変更していないものや土地の利用状況を変更しているものもあるため、納税通知書発送後に納税義務者等が課税明細書を確認した後に、納税義務者の申出等により現況に変更があったことが確認できたものは課税を見直す。

【更正の事由】

1. 納税義務者変更…当初発送した納税通知書に記載した納税義務者に変更がある場合
(例) 相続人代表に課税していたものが、遺産分割確定により相続人が確定したため納税義務者を相続人代表から所有者に変更した。

2. 画地変更…複数の土地を一体で利用している場合、その複数の土地で1つの評価を行う。土地の利用方法が変更になり、評価を構成する土地が変更になる場合
3. 非課税…固定資産税を課税していた土地について、地方税法に規定する非課税に該当した場合
(例) 道路管理部門で道路の境界等を確認し、以前から土地の一部が道路として利用されており、その面積について遡って非課税に変更ほしい旨の依頼が道路管理部門からあった場合
4. 住非区分変更…土地の利用方法の変更(住宅用地⇔非住宅用地)により、住宅用地に対する課税標準の特例の適用が変更になった場合
5. 補正変更…土地の利用状況が変更になり所要の補正(間口が狭い・不整形・がけの部分があり一部利用できない場合など)が見直しになる場合
6. その他…地目変更、地積変更、路線価変更、課税取消等

4.3.3 実施した監査手続

事業の目的、内容、事業の取組等に関する担当者からのヒアリングを実施するとともに、関係資料を閲覧した。また、更正に関する資料のサンプルチェック(24件)を実施した。

4.3.4 監査の結果

4.3.4.1 更正の起案票について(意見)

土地の更正について、起案票及びその添付資料に現地調査日の記載がなかったものがあった。

宇都宮市担当者によれば、家屋滅失を原因とする更正の一般的な手順は次のとおりであり、現況が不明な場合は必ず現地調査を行っているとのことである。

- ① 納税者に納税通知書を送達
- ② 納税者から家屋の家屋滅失について、家屋グループに連絡が入る。
- ③ 家屋グループによる現地調査
- ④ 土地調査グループに滅失家屋連絡票を提供
- ⑤ 必要に応じて土地調査グループによる現地調査
 - ・ 家屋滅失により更地になった場合は、家屋グループの写真等で現況把握できるため現地調査を省略
 - ・ 画地変更などは、現地を確認しないと現況が不明のため現地調査を実施
- ⑥ ⑤の結果に基づき更正による税相当額を仮算定し、起案・決裁

今回サンプルチェックした土地の更正について、現地調査の記録があることから更正の処理に影響はなかったが、起案票等に現地調査日の記載がないために、いつ現地調査が行われたか確認できなかった。

更正の経過が明確になるよう現地調査日を起案票や添付資料に記録することが望ましい。

4.4 家屋調査・評価事務

4.4.1 概要・目的

地方税法及び固定資産評価基準に基づき、固定資産税・都市計画税に係る課税客体を正確に把握・評価することにより、適正かつ公平公正な課税を行う。

4.4.2 根拠法令等

- (1) 地方税法第 342 条（固定資産税の課税客体等）
- (2) 地方税法第 343 条（固定資産税の納税義務者等）
- (3) 地方税法第 359 条（固定資産税の賦課期日）
- (4) 地方税法第 380 条（固定資産課税台帳等の備付け）
- (5) 地方税法第 382 条（登記所からの通知及びこれに基づく家屋課税台帳への記載）
- (6) 地方税法第 388 条（固定資産税に係る総務大臣の任務）
- (7) 地方税法第 408 条（固定資産の实地調査）
- (8) 地方税法第 409 条（固定資産の評価）

4.4.3 家屋の定義

家屋とは、一般的に、住宅、店舗、事務所、病院、工場、倉庫等の建物をいい、固定資産税の課税客体となる家屋は、不動産登記法に定める建物と同意義であり、登記簿に搭載される建物をいう。

[建物の認定要件]

外気分断性	屋根、周壁等により外気を分断し得る構造を備えている。
土地への定着性	基礎工事等により、土地への物理的な結合、継続的な定着性を有している。
用途性	その建物が、居住や作業、貯蔵など本来の目的の用途に使用する一定の空間を形成している。

4.4.4 家屋評価の概要

- ・ 総務大臣が定める「固定資産評価基準」に基づき行う。
- ・ 木造家屋・非木造家屋の区分に応じ、評価の対象となる家屋と同一のものを、評価の時点において新築するとした場合に必要となる建築費（再建築価格）について、屋根、外壁、天井、建築設備等の部分別に評点数を合計し算出
- ・ 再建築価格に、建築後の経過年数により生じる損耗状況による減点補正を行い、価格（評価額）を算出

4.4.5 取組内容

4.4.5.1 家屋異動調査

- ・ 建築計画概要書及び建物登記済通知等により異動（新築・増築・滅失・用途変更等）が判明した家屋について調査・課税を行う。

【登記異動処理】

(単位：件)

異動年	異動処理件数		合計
	権利	表示	
平成29年分	8,528	4,619	13,147
平成30年分	8,058	4,984	13,042
令和元年分	9,046	5,131	14,177
令和2年分	7,502	4,674	12,176
令和3年分	7,726	4,151	11,877

- ・ 建物登記済通知や未登記家屋変更申請等に基づき、家屋の所有者や内容等について課税台帳の異動処理を行う。
- ・ 調査対象家屋を構造別に「木造・プレハブ」及び「非木造」の班に区分し、「木造・プレハブ班」は3～4名程度の調査班を5班編成、「非木造班」は3名体制により市内全域の調査を行う。
- ・ 非木造家屋のうち、延床面積1,000㎡以上の非住家家屋（店舗、倉庫等）については、原則、宇都宮県税事務所が評価を行う。

4.4.5.2 航空写真調査（GIS調査）

通常の家屋異動調査において把握が困難な家屋（ガレージなど未登記の家屋）の異動を航空写真から把握し、実地調査により課税の有無を判別する。

- ・ 評価替え基準年度の賦課期日（1月1日）に市内全域の航空写真を撮影する。
実施年月日 直近：令和3年1月1日
次回：令和6年1月1日
- ・ 前回撮影の航空写真と今回撮影分を比較し、3年間の異動分を把握する。
異動分については、GISシステムにより異動の可能性があると識別された家屋のリストが出力され、当リストを基に調査を実施する。
- ・ 異動分のうち、現況確認が必要な物件について、市内全域を3地域（北部・南部・中央部）に分けて、3年度1サイクルで実地調査及び課税対象家屋の課税を行う。

4.4.6 取組経過・実績等

【新增築・滅失家屋調査棟数】

(単位：棟)

異動年	木造		非木造		合計	
	新增築	滅失	新增築	滅失	新增築	滅失
平成29年	2,493	1,394	713	405	3,206	1,799
平成30年	2,326	1,604	635	434	2,961	2,038
令和元年	2,388	1,627	618	412	3,006	2,039
令和2年	2,078	1,519	531	497	2,609	2,016
令和3年	1,929	1,382	491	450	2,420	1,832

【航空写真に基づく異動家屋調査（GIS 調査）】

（単位：棟）

調査年度	棟数	対象
平成 29 年度	1,866	新增築家屋
平成 30 年度	1,810	滅失家屋
令和元年度	1,471	新增築家屋
令和 2 年度	1,731	新增築家屋
令和 3 年度	1,833	新增築・滅失家屋

4.4.7 令和3年度の主なスケジュール

4.4.7.1 家屋異動調査

建築計画概要書及び建物登記済通知等により、令和 3 年 1 月 2 日から令和 4 年 1 月 1 日までに異動が判明した家屋について調査・課税する。

5 月・8 月～翌年 2 月	新增築・滅失等家屋異動調査
9 月～10 月	令和 4 年度歳入予算算定のための完成見込確認調査
10 月～翌年 1 月	休日家屋調査（月 1 回、計 4 回実施予定）
12 月	庁内関係部門・関係機関等への異動家屋照会
12 月～翌年 1 月	令和 4 年度課税に向けた完成確認調査

4.4.7.2 航空写真調査

令和 3 年 1 月 1 日撮影の航空写真による家屋異動判読リストに基づく 3 か年調査の 1 年目の調査を行う。

〔調査対象〕	約 2,000 棟（市内北部地域）
4 月～5 月	調査対象家屋把握、班編成・スケジュール等の調査実施体制準備
6 月～8 月	実地調査、課税処理（令和 3 年度 10 月随時更正）
R4 年 3 月	令和 4 年度調査分事前準備

4.4.7.3 登記異動処理

登記（権利）異動処理のシステム化に向けた、市税システムと登記管理システムのデータ連携構築

4 月～7 月	システム構築・検証等
8 月	データ連携運用開始（予定）

4.4.8 更正実績

（単位：件）

	更正事由	R 元年度	R2 年度	R3 年度
年度合計	1 新增築	296	188	203
	2 滅失	131	194	293
	3 その他	7	12	47
	合計	434	394	543

	更正事由	R 元年度	R2 年度	R3 年度
期別内訳				
2 期	1 新增築	19	129	36
	2 滅失	69	137	118
	3 その他	1	—	28
	合計	89	266	182
10 月随時	1 新增築	224	0	101
	2 滅失	24	0	136
	3 その他	3	0	11
	合計	251	0	248
3 期	1 新增築	18	29	40
	2 滅失	18	32	23
	3 その他	3	6	4
	合計	39	67	67
4 期	1 新增築	35	30	26
	2 滅失	20	25	16
	3 その他	0	6	4
	合計	55	61	46

※「単位：件」…棟数及び更正年度数を示す。例えば、1棟につき5か年度の更正があった場合、5件とカウントする。

増築や滅失など現況に変更があっても登記を変更していないものや未登記家屋の異動は把握が困難であるため、納税通知書発送後の納税義務者からの申し出等により現況を確認し課税を見直す場合がある。また、納税義務者の死亡により相続人が課税明細書を改めて確認し課税誤りが判明した場合などで申し出等があるため、更正が発生する。

【更正の事由】

1. 新增築…家屋の新增築
2. 滅失…家屋の取壊し等
3. その他…特例・減免・減額適用等（例：火災や災害）

4.4.9 実施した監査手続

事業の目的、内容、事業の取組等に関する担当者からのヒアリングを実施するとともに、関係資料を閲覧した。また、更正に関する資料のサンプルチェック（17件）及びGIS調査に関する資料のサンプルチェック（20件）を実施した。

4.4.10 監査の結果

4.4.10.1 航空写真調査（GIS調査）の結果記録の誤り（指摘）

家屋グループは、GIS調査に当たり、データベース管理システム「Microsoft Access」（以下「管理用 Access」という。）を利用して、異動判別物件の調査の進捗及び結果をリスト管理している。当該リストについて、下表のとおり調査結果の記載誤りが検出された。

判読ID	家屋ID	調査結果（誤）	調査結果（正）
5494	212752	曳き家	→ 滅失
7767	F5030322	管理番号特定ミス	→ 対象外
7768	F5030321	管理番号特定ミス	→ 対象外
8080	F5030702	判読誤り（屋根吹き替え等）	→ 対象外
8081	F5030703	判読誤り（屋根吹き替え等）	→ 対象外

※ 管理番号特定ミス：GISシステム上、棟番号が付番されていない物件

※ 判読誤り（屋根吹き替え等）：屋根の葺き替え等、課税に影響する異動がない物件

※ 対象外：課税対象外物件（例：カーポート等）

管理用 Access と市税システムは連携していないため、誤入力による課税処理等に影響はないが、調査結果は管理用 Access で記録保管され、必要に応じて利用されることから、正確に記載すべきである。合わせて、担当者以外の者が調査の進捗管理や結果記録を確認する体制を整えるべきと考える。

4. 4. 10. 2 GISシステム異動家屋の更新漏れ（指摘）

家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳に登録されている家屋は、GIS システムにおいて該当家屋に棟番号が付され、赤線で囲い込み表示がされる。しかし、サンプル確認した GIS 調査資料の中に家屋課税台帳に登録されているが、GIS システム上、当該処理がされていない課税家屋が検出された。

本件家屋は、取壊（滅失）した後、同敷地に新築したものである。家屋グループは、新築を起因する調査により当家屋を家屋課税台帳に登録した。

一方で、航空写真による比較調査において、異動が識別されていたにも関わらず、システム委託業者への更新依頼が漏れていたため、GIS システム上の課税家屋としての処理がされていないなかった。

GIS システムの情報は、航空写真調査、^{しんがひ} 悉皆調査その他適正課税を担保するための各種調査に利用されることから正確性が求められる。更新漏れを防止するとともに、課税台帳等との整合性を検証し、精度をより向上させる必要があると考える。

4. 4. 10. 3 家屋調査の記録について（意見）

家屋の調査記録は、「家屋調査票平面図兼入力表」に記入され、更に増築・用途変更・一部滅失等の情報が加筆修正され、家屋の全部が滅失するまで保管される。家屋は、建築から数十年が経過しているものがあり、家屋調査票平面図兼入力表も課税当初のものを使用している家屋がある。サンプル確認した当該表について、調査手法（現地調査又は航空写真調査）、家屋の異動状況や調査結果の説明文が不十分なため、家屋の異動経過が不明瞭な記録があった。家屋の調査記録は、数十年使用するものもあるため、調査内容や結果が明確になるよう記録することが望まれる。

4. 4. 10. 4 航空写真調査（GIS調査）の情報提供について（意見）

太陽光発電設備の設置や廃止があった場合、当該設備は GIS 調査で異動判別される。太陽光発電設備は償却資産として申告対象となるため、当該設備の異動に関する情報は、償却資産グループにとって有益であると考えられる。この点について資産税課に確認したところ、GIS 調

査等で検出した太陽光発電設備等の償却資産に関わる情報の提供について、資産税課として明確なルールは定められていないとのことである。

太陽光発電設備等の異動情報を償却資産グループに提供することは、償却資産グループの課税業務の合理化につながると考えられるため、情報提供等のグループ間の連携強化を図ることが望ましい。

4.5 償却資産課税事務

4.5.1 事務の概要・目的

納税義務者から提出された償却資産申告書をもとに課税標準額を算定、償却資産課税台帳を作成し、固定資産税（償却資産）を賦課する。

【取組経過・実績等】

年 度	納税義務者数	課税標準額 (免税点以上の合計)
平成 29 年度	12,802 人	421,379,332 千円
平成 30 年度	12,784 人	429,477,152 千円
令和元年度	13,004 人	431,249,980 千円
令和 2 年度	13,173 人	440,655,440 千円
令和 3 年度	12,592 人	429,159,028 千円

4.5.2 根拠法令等

- (1) 地方税法第 341 条第 4 号（償却資産）
- (2) 地方税法第 380 条（固定資産課税台帳等の備付け）
- (3) 地方税法第 383 条（固定資産の申告）
- (4) 地方税法第 408 条（固定資産の実地調査） ほか

4.5.3 各年度の取組

4.5.3.1 執行方針

公正・公平な課税のため、関係機関等からの資料収集による新規事業者の把握や実地調査により、適正課税の推進を図る。

4.5.3.2 主なスケジュール

- 4月 納税通知書の発送
- 5月 全申告書の申告内容再点検
- 6月 市民税課・保健所におけるデータ収集
- 8月 個人事業者所有状況調査
- 9月 設備投資照会
- 10月 実地調査における調査結果の了承及び修正申告の依頼
- 12月 申告書の発送
- 1月 申告書の受付及び内容点検
- 毎月 法人税関係書類閲覧調査（税務署）、法人設立設置届出書データ収集

4.5.3.3 償却資産課税の手続

(1) 申告

【紙申告・電子申告共通】

- ① 納税義務者(同人の顧問税理士も含む。)に償却資産申告書や種類別明細書を送付する。
- ② 納税義務者等から、償却資産申告書や種類別明細書が、書面又は電子申告(eLTAX)で提出される。

(2) 申告内容の確認

【書面提出の場合】

- ③ 書面にて提出された償却資産申告書や種類別明細書の内容を市税システムの内容と突合する。

【電子申告の場合】

- ④ ・電子申告された償却資産申告書や種類別明細書を紙に印刷する。
・償却資産申告書と市税システムの内容をシステム画面で突合するとともに、種類別明細書について、前年度に電子申告された種類別明細書の内容と印刷した紙で突合する。

(3) 課税台帳の加除修正及び税額計算

【紙申告・電子申告共通】

- ⑤ 宇都宮市で持っている前年度の申告情報に、納税義務者が申告をした増加資産や減少資産を加除修正する。
- ⑥ ⑤で突合した情報を市税システムに入力し、その情報に基づき課税標準額を算定するとともに、税額を算定する。
- ⑦ 納税義務者に送付する納税通知書を作成する。

4.5.4 更正実績

(単位：件)

	更正事由	R元年度	R2年度	R3年度
年度合計	1 期限後	195	163	154
	2 修正	55	52	67
	3 調査	38	17	67
	4 解散	4	7	3
	5 その他	1	5	1
	合計	293	244	292
期別内訳				
2期	1 期限後	162	131	121
	2 修正	29	32	42
	3 調査	11	5	8
	4 解散	3	3	2
	5 その他	0	2	0
	合計	205	173	173

	更正事由	R 元年度	R2 年度	R3 年度
3 期	1 期限後	30	30	28
	2 修正	20	16	14
	3 調査	27	12	57
	4 解散	1	3	1
	5 その他	1	2	1
	合計	79	63	101
4 期	1 期限後	3	2	5
	2 修正	6	4	11
	3 調査	0	0	2
	4 解散	0	1	0
	5 その他	0	1	0
	合計	9	8	18

4.5.5 実地帳簿調査（申告内容調査）

主に市内の事業者のうち、法人税の申告書（貸借対照表）と償却資産課税台帳の帳簿価額の差額が1,500万円以上（令和4年度は1千万円以上）ある事業者について、資産所在地ごとに対象地区一覧表（5地区）と産業分類表（2区分）を用いて調査対象者を選定し、事業者の固定資産台帳と償却資産課税台帳を照合する帳簿調査を実施する。

【調査実績数】

項目	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
対象件数	110 件	120 件	120 件	120 件	120 件
調査による更正税額	15,742 千円	14,323 千円	14,617 千円	14,736 千円	14,589 千円

4.5.6 実態把握調査（未申告調査）

申告期限までに申告がなかった事業者に対して、年3回（3月、6月、9月）催告書をはがきで送付する。その後、郵便局からの催告書の返戻状況、固定資産の納付状況、法人情報等を確認した上で、電話を架電し、それでも不明の者については訪問調査を実施する。

【催告書の発送件数】

発送月	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
3 月	1,531 件	2,422 件	1,601 件	1,556 件	2,333 件
6 月	1,083 件	1,283 件	1,147 件	1,110 件	1,521 件
9 月	916 件	1,147 件	1,069 件	1,030 件	1,307 件
合計	3,530 件	4,852 件	3,817 件	3,696 件	5,161 件

平成30年度及び令和3年度は、全数調査（3年に一度）の年度に該当し、課税標準額が100万円未満の事業者（簡易申告事業者）にも申告書を送付しているため、他の年度に比較して催告件数が多い。

【未申告調査件数】

項目	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
対象件数	296 件	197 件	96 件	89 件	73 件
うち、実際訪問数	0 件	0 件	1 件	5 件	5 件

未申告かつ納税が確認できない納税義務者で事業の実施状況が把握できないものについて、訪問調査を実施する。

4.5.7 実施した監査手続

事業の目的、内容、事業の取組等に関する担当者からのヒアリングを実施するとともに、関係資料を閲覧した。また、実地帳簿調査に関するサンプルチェック（6 件）及び実態把握調査に関するサンプルチェック（12 件）を実施した。

4.5.8 監査の結果

4.5.8.1 実地帳簿調査の拒否者への対応（意見）

調査対象者の中に、固定資産台帳等の提供を拒否するなど調査に協力しない者がいる。宇都宮市は、拒否者に対して把握している電話番号に架電し、再提出を依頼している。調査は、地方税法第 353 条で「固定資産に係る徴税吏員等の質問調査権」として定められているが、当権限は任意調査と解されている（「固定資産税逐条解説」）。そのため、調査協力が得られない場合、宇都宮市は調査を実施できずに未調査の状態となる。

一方で、当該調査により修正申告となるケースがあることを考慮すると課税の適正性・公平性を担保するためには、調査拒否する事業者に対して何らかの対応が必要と考える。この点について、宇都宮市以外の自治体について、同様の課題を抱えていると考える。他自治体と課題を共有し、解決策を検討することが求められる。

項目	R 元年度	R2 年度	R3 年度
選定調査対象件数	120 件	120 件	120 件
うち、調査拒否件数	12 件	13 件	14 件

4.5.8.2 償却資産課税の手続における課題（意見）

償却資産の課税手続について、宇都宮市は eLTAX にて電子申告された種類別明細書を紙に印刷し、担当者が紙面で前年度の種類別明細書と内容を比較して償却資産の異動を把握、確認している。その後、手作業で異動情報を市税システムの償却資産台帳に入力している。

電子申告による場合、eLTAX の申告データを市税システムに取り込むことで資産の異動情報の把握や償却資産台帳への反映が可能であると思料される。しかし、実際は納税義務者を特定する情報（eLTAX:納税者 ID、市税システム:宛名コード）が統一されていないこと、課税庁（市町村）と納税義務者相互に設定している資産コードに統一規格がないため資産ごとに突合ができない等の理由から eLTAX と市税システムとの間でデータ連携できず、データの取込処理が不可能な状況にある。そのため、宇都宮市は、上記のとおり電子申告されたものも紙面での突合と市税システムの手作業入力が必要であり、事務手続が煩雑になっていると考えられる。

この点について、電子申告と市税システムとのデータ連携は、eLTAX や納税者が使用する自社電算システムの仕様に影響されるなど解決すべき課題が多岐に渡るため、宇都宮市単独の取組で改めることは困難であると考えられる。一方で、適正課税の推進や課税手続の合理化の観

点から、同様の課題を抱える他市町村と協力して eLTAX の申告データと市税システムの連携に関する課題を検証し、見直すことが望まれる。

5 保険年金課の事務事業

5.1 国民健康保険財政の健全化

保険年金課では、国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金に関する事務事業を行っているが、自らが保険者（都道府県と市町村が共同保険者となる）となっている事務事業は国民健康保険のみである。今回の監査は、歳入に関する事務の執行をテーマとしているため、主に国民健康保険の財政について監査を実施した。

なお、後期高齢者医療保険の保険者は栃木県後期高齢者医療広域連合であり、宇都宮市は市民の窓口業務等を行っている。国民年金の保険者は国であり、宇都宮市は事務の一部を受託している。

5.1.1 国民健康保険制度の概要

5.1.1.1 制度の趣旨

国民健康保険制度は、相互扶助共済の精神にのっとり、社会保険や共済保険など他の保険制度に加入していない市民（農業、自営業、非正規雇用、無職など）を対象として、病気、けが、出産及び死亡などの場合に保険給付を行う社会保険制度である。

昭和 13 年の国民健康保険法の制定により任意の自治的な国保組合が組織されたことに始まり、その後数度の法改正が行われ、昭和 33 年には市町村の義務的事業となるとともに国庫負担制度も整備され、昭和 36 年より国民皆保険制度が確立された。

平成 27 年 5 月には、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、これまで各市町村が運営を行ってきた国民健康保険は、平成 30 年度から都道府県と市町村が共同保険者として共に運営を行っている。

5.1.1.2 事業運営

<都道府県の役割>

- ・ 財政運営の責任主体となり、国民健康保険制度運営の中心的な役割を担う。
- ・ 都道府県内の統一的な方針である「国民健康保険運営方針」を作成し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進
- ・ 標準保険料（税）率（※1）の算定、国民健康保険事業費納付金の決定、保険給付費等交付金の支払い

<市町村の役割>

- ・ 資格管理、標準保険料（税）率（※1）等を参考にした税率の決定、賦課徴収、保険給付、保健事業などを実施
- ・ 国民健康保険事業費納付金（※2）の納付

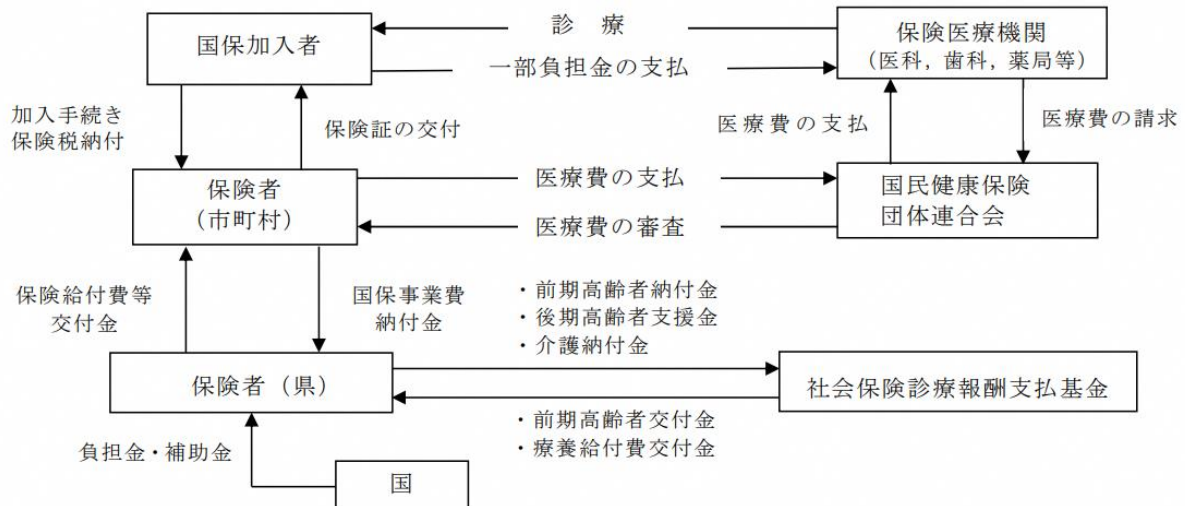
※1 標準保険料率

将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県が、標準的な保険料算定方式や市町村規模別の収納率目標等、市町村が保険料率を定める際に参考となる事項についての標準を設定するとともに、当該標準等に基づいて市町村ごとの標準保険料率を示すもの

※2 国民健康保険事業費納付金

都道府県が、都道府県内の保険料収納必要額（医療給付費－公費等による収入額）を市町村ごとの「被保険者数」と「所得水準」で按分し、それぞれに「医療費水準」を反映することにより、市町村ごとの国民健康保険事業費納付金の額を決定するもの

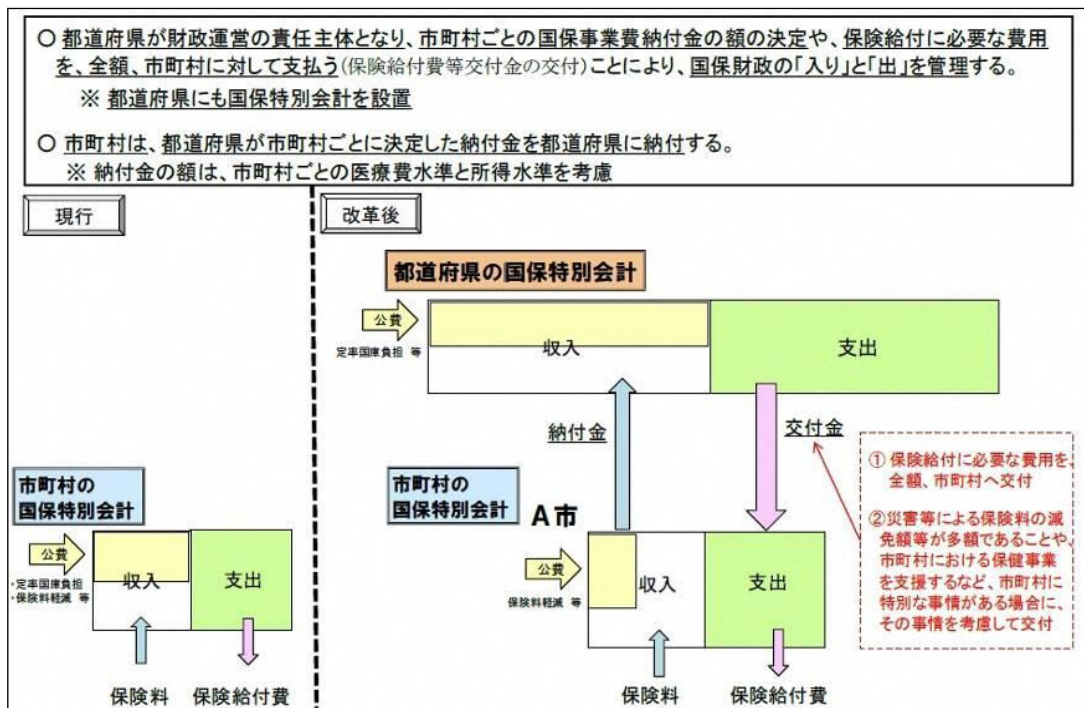
5.1.1.3 仕組み



5.1.2 国民健康保険財政の仕組み等

5.1.2.1 財政の仕組み

〔図〕 制度改革後の国民健康保険財政の仕組み



出典：厚労省 「平成 30 年 5 月 28 日開催 社会保障制度改革推進会議」

〔図〕 宇都宮市国民健康保険特別会計のイメージ

歳出		歳入	
国保事業費納付金 県が決定		過年度分保険税収入	
		現年度分保険税収入 納付金に応じた税率	
保健事業費		援 保 制 度 交 付 金 保 険 者 努 力 支	一般会計繰入金（法定外）
その他の給付費			一般会計繰入金（法定内）
事務費			
保険給付費		保険給付費交付金	

※ 納付金については、主に保険税収入、一般会計繰入金、保険者努力支援制度交付金などが充てられる。

5.1.2.2 当初予算の概要

(1) 国民健康保険特別会計（歳入）

(単位：千円)

款	区 分	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	
5 国民健康保険税	一般	医療分	7,039,804	6,990,225	6,621,637	5,917,047
		後期高齢分	2,738,976	2,685,857	2,530,546	2,257,449
		介護分	876,436	867,855	815,490	736,682
	退職	医療分	46,071	22,602	6,398	4,421
		後期高齢分	16,906	7,625	1,805	1,106
		介護分	13,909	5,126	949	271
	計		10,732,102	10,579,290	9,976,825	8,916,976
10 一部負担金		4	4	4	4	
20 療養給付費等交付金		1	-	-	-	
25 県支出金	保険給付費等交付金	35,021,179	34,487,354	34,247,936	34,185,230	
35 財産収入		247	206	51	37	
40 繰入金	保険基盤安定繰入金	2,469,658	2,513,181	2,528,445	2,731,744	
	その他一般会計繰入金	1,811,119	2,611,199	2,574,079	2,558,662	
	基金繰入金	1	409,000	38,001	2	
	計	4,280,778	5,533,380	5,140,525	5,290,408	

款	区 分	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
45	繰越金	2	1	1	1
50	諸収入	124,822	119,586	107,844	97,953
	合 計	50,159,135	50,719,821	49,473,186	48,490,609

(2) 国民健康保険特別会計（歳出）

(単位：千円)

款	区分	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	
5	総務管理費	440,907	440,653	436,296	437,192	
	徴税費	181,383	177,352	234,451	210,562	
	運営協議会費	1,516	2,197	1,516	1,971	
	計	623,806	620,202	672,263	649,725	
10	一般被保険者療養給付費	29,753,232	29,156,518	28,930,664	28,860,121	
	退職被保険者等療養給付費	236,484	78,925	5,645	2	
	一般被保険者療養費	379,376	371,652	367,346	337,808	
	退職被保険者等療養費	1,924	1,922	364	1	
	審査支払手数料	100,861	100,820	101,112	99,155	
	一般被保険者高額療養費	3,954,370	3,879,934	4,048,282	4,137,897	
	退職被保険者等高額療養費	30,242	29,461	2,388	1	
	一般被保険者 高額介護合算療養費	2,074	2,074	2,074	2,647	
	退職被保険者等 高額介護合算療養費	96	1	1	1	
	一般被保険者移送費	200	200	200	200	
	退職被保険者等移送費	100	1	1	1	
	出産育児一時金	222,600	201,600	193,200	159,600	
	出産育児一時金支払手数料	112	101	97	80	
	葬祭費	37,050	36,000	34,850	34,300	
計	34,718,721	33,859,209	33,686,224	33,631,814		
14	国民健康保険 事業費納付金	医療給付費分	9,827,717	11,284,690	10,277,029	9,547,573
	後期高齢者支援金等分	3,424,422	3,378,157	3,214,757	3,187,331	
	介護納付金分	1,167,262	1,179,402	1,190,248	1,087,018	
	計	14,419,401	15,842,249	14,682,034	13,821,922	
25	保健事業費	特定健康診査等事業費	259,525	248,763	257,879	251,690
	保健衛生普及費	57,407	59,165	52,208	50,894	
	出産資金貸付費	324	324	324	324	
	計	317,256	308,252	310,411	302,908	

款	区 分	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
30 基金積立金	基金積立金	247	206	38,051	37
40 諸支出金	保険税還付金	73,000	83,000	77,500	77,500
	償還金	3	2	2	2
	保険税過誤納返還金	1,500	1,500	1,500	1,500
	還付加算金	2,200	2,200	2,200	2,200
	延滞金	1	1	1	1
	計	76,704	86,703	81,203	81,203
45 予備費		3,000	3,000	3,000	3,000
合	計	50,159,135	50,719,821	49,473,186	48,490,609

(3) 一般会計（国民健康保険関係・歳入）

(単位：千円)

款	区分	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
60 国庫支出金	国保基盤安定負担金	446,454	444,099	447,442	467,385
65 県支出金	国保基盤安定負担金	1,405,789	1,440,761	1,448,891	1,581,421
合	計	1,852,243	1,884,860	1,896,333	2,048,806

※ 国庫支出金及び県支出金の国保基盤安定負担金は、市の負担分と合わせて、国民健康保険特別会計歳入の「40 繰入金 保険基盤安定繰入金」にて特別会計に繰り入れられる。

5.1.2.3 一般会計繰入

(1) 一般会計繰入の概要

一般会計繰入には、法定（法令や条例等による）のほか、法定外（予算措置等による）がある。法定は、財政措置が講じられているが、法定外は、市町村独自に実施するものとして、財政措置はない。法定外は定義上、「収入不足に伴う決算補填目的のもの」、「保険者の政策によるもの」及び「過年度の赤字によるもの」並びに「決算補填等以外の目的によるもの」に分類される。

〔表〕一般会計繰入の分類

	大分類	中分類		小分類	財政措置
法定	法令・条例等				あり
法定外	予算措置等	決算補填等	収入不足に伴う決算補填目的のもの	赤字によるもの	なし
			保険者の政策によるもの 過年度の赤字によるもの	市町独自の基準によるもの 過年度の赤字によるもの	
		決算補填等以外	決算補填等以外の目的のもの	地方独自事業の波及増補填等によるもの など	

出典：監査人作成

宇都宮市においては、国民健康保険財政が厳しくなる中、平成 21 年度の国民健康保険運営協議会に、税率の改定を含めた国民健康保険財政の健全化策について諮問したところ、同協議会からは、まずは保険者として一層の経営努力が必要であり、その上で不足する財源は一般会計からの支援を求める答申が出された。また、平成 26 年度には、更なる収納率の向上・医療費の適正化を図ることを前提に税率改定を行い、なおも不足する財源については、国の医療保険制度改革や無所得者が多いといった、国民健康保険制度の構造的な問題などによる財政負担に対応するためとしての法定外一般会計繰入（財政安定化支援事業分※次表最下段）にて賄うこととしている。さらに、令和元年度には、「消費税の増税が所得の低い被保険者へ与える影響等について十分配慮するとともに、納付金制度の導入に伴う負担増については、保険者の責めに帰さない要因によるものであり、一般会計からの繰入の考え方に沿うものであることから、制度改革の影響が緩和されるまでの間、暫定的に繰入を拡充して対応すること」との答申が同協議会から出されたことを踏まえ、暫定的に繰入を拡充している。

宇都宮市では、法定外一般会計繰入のうち財政安定化支援事業分を「決算補填等以外の目的によるもの」としている。なお、財政安定化支援事業分は総称であり、複数の基準が存在する。

〔表〕一般会計繰入の項目

	項目
法定	保険基盤安定繰入金
	職員給与費
	一般事務費
	財政安定化支援事業
	出産育児一時金
法定外	現物給付による国庫補助減額分
	現物給付による子ども医療費、重度心身障がい者医療費波及増分
	人間ドック・脳ドック健診料金補助事業分
	財政安定化支援事業分

出典：宇都宮市資料を一部改変

〔表〕 一般会計繰入項目の計算根拠

	項 目	計算根拠
法定	保険基盤安定繰入金	低所得者に対する保険税軽減相当額・所得の少ないものの数
	職員給与費	職員給与費
	一般事務費	一般事務費
	財政安定化支援事業	低所得者負担能力支援分、病床過剰分、高齢被保険者割合
	出産育児一時金	出産育児一時金
法定外	現物給付による国庫補助減額分等	子ども医療費及び重度心身障がい者医療費の保険者負担分
	現物給付による子ども医療費、重度心身障がい者医療費波及増分	
	人間ドック・脳ドック健診料金補助事業分	健診補助額
	財政安定化支援事業分	
	特定健診・保健指導の国庫補助対象外分	特定健康診査等事業費
	失業者の保険税軽減分	失業者の保険税軽減額
	資格証明書世帯の子どもへの短期証交付による医療費波及増分	資格証明書世帯の子どもへの短期証交付者数
	出産育児一時金の1/3のうち1/2	出産育児一時金
制度改革に伴う繰入	県が決定した国民健康保険事業費納付金と宇都宮市の保険給付費から見込まれる金額との乖離	
無所得者支援分	前年度の無所得者層の滞納額	

出典：監査人作成

(2) 一般会計繰入の推移

(単位：千円)

項目		H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
法定	保険基盤安定繰入金	2,643,701	2,607,233	2,571,771	2,610,867
	職員給与費等	592,841	584,134	578,750	605,354
	出産育児一時金等	109,786	91,640	86,905	88,686
	財政安定化支援事業	112,392	116,922	129,717	122,139
	小計	3,458,720	3,399,929	3,367,143	3,427,046
法定外	現物給付による国庫補助減額分等	587,369	541,789	514,548	529,054
	財政安定化支援事業分	-	1,558,650	759,407	303,802
	うち				
	特定健診・保健指導の国庫補助対象外分	-	81,336	51,729	50,522
	失業者の保険税軽減分	-	36,672	48,378	30,790
	資格証明書世帯の子どもへの短期証交付による医療費波及増分	-	34,727	27,136	16,600
	出産育児一時金の1/3のうち1/2	-	22,910	21,726	22,172
	制度改革に伴う繰入	-	701,092	-	-
	無所得者支援分	-	681,913	610,438	183,718
	小計	587,369	2,100,439	1,273,955	832,856
合計	4,046,089	5,500,368	4,641,098	4,259,902	

出典：「栃木県国民健康保険事業状況」及び宇都宮市作成資料を元に監査人作成

(3) 一般会計繰入の他市町比較

令和3年度は栃木県国民健康保険事業状況の公表前であるため、令和元年度と令和2年度について、市町合計、収入規模の近い2市について比較した。

【令和元年度】

(単位：千円)

項目		宇都宮市 (A)	栃木市	小山市	市町計 (B)	(A) / (B)
法定	保険基盤安定繰入金	2,607,233	1,080,494	877,883	10,578,397	24.65%
	職員給与費等	584,134	129,806	138,904	2,609,087	22.39%
	出産育児一時金等	91,640	124,199	39,061	518,567	17.67%
	財政安定化支援事業	116,922	43,535	1,277	453,407	25.79%
	小計	3,399,929	1,378,034	1,057,126	14,159,460	24.01%
法定外	現物給付による国庫補助減額分等	省略(※)				
	財政安定化支援事業分					
	小計	2,100,439	28,442	4,640	2,230,377	94.17%
(参考) 収入合計		50,158,602	19,108,897	16,029,377	209,116,914	23.99%

【令和2年度】

(単位：千円)

項目		宇都宮市 (A)	栃木市	小山市	市町計 (B)	(A) / (B)
法定	保険基盤安定繰入金	2,571,771	1,073,857	858,757	10,501,379	24.49%
	職員給与費等	578,750	122,609	143,568	2,556,704	22.64%
	出産育児一時金等	86,905	114,508	34,882	434,568	20.00%
	財政安定化支援事業	129,717	-	959	459,175	28.25%
	小計	3,367,143	1,310,974	1,038,167	13,951,827	24.13%
法定外	現物給付による国庫補助減額分等	省略(※)				
	財政安定化支援事業分					
	小計	1,273,955	28,253	4,853	1,410,807	90.30%
(参考) 収入合計		47,700,047	18,310,902	15,454,908	201,402,883	23.68%

※ 市町により項目が異なるため省略

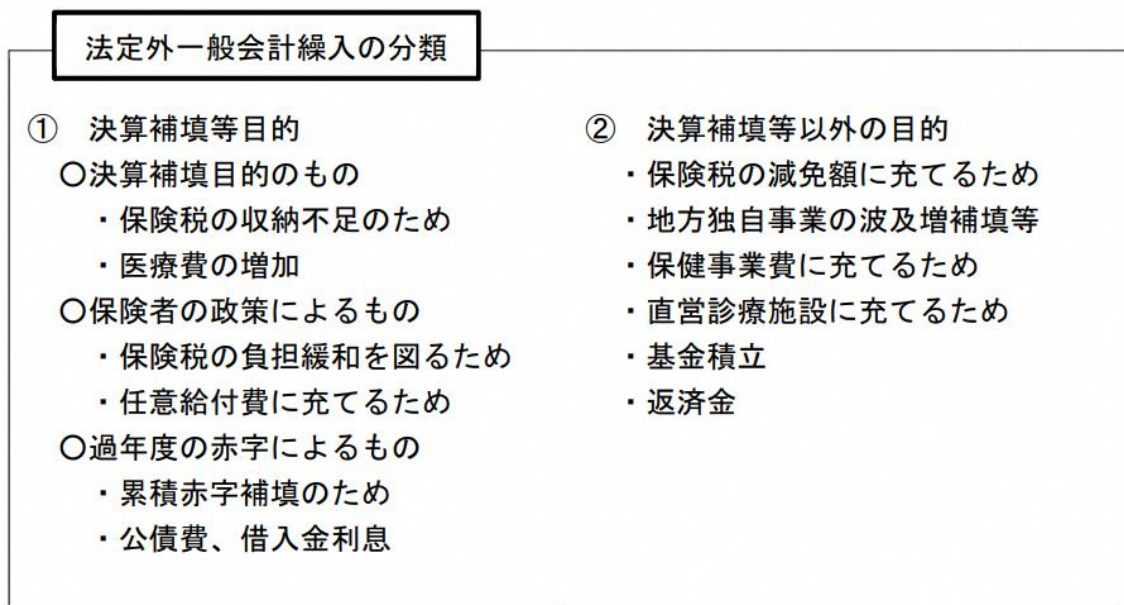
出典：「栃木県国民健康保険事業状況」を元に監査人作成

5.1.2.4 栃木県国民健康保険における赤字の概要

栃木県国民健康保険運営方針（令和2年12月）によると、解消・削減すべき赤字の定義は以下のとおりである。

国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議（国保基盤強化協議会）を踏まえ、「決算補填等目的の法定外一般会計繰入」と「繰上充用金の増加額（決算補填等目的のものに限る。）」の合算額とする。

なお、決算補填等目的の法定外一般会計繰入額は、次の法定外一般会計繰入の分類のうち①をいう。



また、平成 30(2018)年度以降に解消・削減すべき赤字が生じた市町は、赤字の要因分析を行った上で、赤字解消計画書を作成し、収納率の向上、健康づくりや医療費適正化の取組、適正な国民健康保険税率の設定等により、赤字の解消・削減を図るものとされ、県は、市町ごとに赤字の要因分析及び決算補填目的等の法定外繰入等の額を含む状況の公表を行い、計画の進行管理及び適切な指導・助言を行うとされている。

また、国の保険者努力支援制度において、決算補填等目的の法定外一般会計繰入を実施している場合、配点は減少する。

宇都宮市では、法定外一般会計繰入（財政安定化支援事業分）について、保険者の責めに帰さない制度改革に伴う繰入れ、国民健康保険制度の構造的な問題に対応するための繰入れ（無所得者支援分）等として拡充しており、①に該当しないとしている。

5.1.3 関係法令等

- (1) 国民健康保険法
- (2) 宇都宮市国民健康保険条例
- (3) 宇都宮市国民健康保険規則
- (4) 宇都宮市国民健康保険税条例

5.1.4 実施した監査手続

事務概要を把握し、国民健康保険の財政に関する資料の閲覧、分析及び担当者への質問を実施した。

5.1.5 監査の結果

5.1.5.1 法定外一般会計繰入基準の見直し（意見）

国民健康保険特別会計において収入不足が生じた場合は、一般会計から補填せざるを得ず、法定外一般会計繰入が、「収入不足に伴う決算補填目的のもの」、「保険者の政策によるもの」及び「過年度の赤字によるもの」並びに「決算補填等以外の目的によるもの」のうち、どの分類に該当するかは、解釈の問題に過ぎないともいえる。しかし、「決算補填等以外の目的によるもの」を広く解釈すれば、「収入不足に伴う決算補填目的のもの」が狭くなり、赤字と表現されず、結果、県に対赤字の要因分析、赤字解消計画書作成等を実施する必要がなくなるなど、危機意識の醸成機会を逸するおそれがある。

宇都宮市の令和元年度及び令和2年度における、法定外一般会計繰入の金額は、2,100,439千円、1,273,955千円、栃木県市町全体に占める割合は94.17%、90.30%であった。金額の内訳は下表のとおりである。

(単位：千円)

項目		R元年度	R2年度
法定外	現物給付による国庫補助減額分等	541,789	514,548
	財政安定化支援事業分	1,558,650	759,407
	うち		
	特定健診・保健指導の国庫補助対象外分	81,336	51,729
	失業者の保険税軽減分	36,672	48,378
	資格証明書世帯の子どもへの短期証交付による医療費波及増分	34,727	27,136
	出産育児一時金の1/3のうち1/2	22,910	21,726
	制度改革に伴う繰入	701,092	-
	無所得者支援分	681,913	610,438
	小計	2,100,439	1,273,955

栃木県における宇都宮市の法定外一般会計繰入金額が突出しているが、合理的と考えられる基準で繰り入れられるものについては、金額が大きいことがただちに問題とはならない。例えば、現物給付による国庫補助減額分等については、子ども医療費及び重度心身障がい者医療費の保険者負担分に対して繰り入れられるが、安心して出産・子育てができる環境づくりを整えるためのものとして合理性があるものとする。

しかし、法定外一般会計繰入（財政安定化支援事業分）のうち、制度改革に伴う繰入、無所得者支援分については、決算補填等以外の目的によるものとして合理性があるか疑問である。

まず、制度改革に伴う繰入については、宇都宮市の責めに帰さない制度改革に伴う負担増に該当するとして、県が決定した国民健康保険事業費納付金と宇都宮市の保険給付費から見込まれる金額との乖離金額について繰入を行っている。しかし、制度改革による予測困難はあったにせよ、宇都宮市の見込みとの乖離について、繰入を行うことの合理性は明らかでないとする。

次に、無所得者支援分については、前年度の無所得者の滞納額について繰り入れるものであるが、これは保険税の収入不足によるものとする。

よって、法定外一般会計繰入金については、「決算補填等以外の目的によるもの」を合理性なく広く解釈すれば、「収入不足に伴う決算補填目的のもの」が狭くなり、赤字と表現されなくなるため、現行の法定外一般会計繰入の基準設定が妥当であるかを常時チェックし、今後の基準設定においては、決算補填等以外の目的によるものかについてより厳格に解釈すべきである。

5.2 国民健康保険税の課税、収納、滞納整理

5.2.1 国民健康保険税の課税の概要等

5.2.1.1 国民健康保険税の課税の概要

(1) 納税義務者（地方税法 703 条の 4 第 1 号・第 28 号）

世帯主（負担能力のない未成年者などを被保険者としているため）

(2) 賦課期日

4 月 1 日

(3) 納付・納期

① 普通徴収・口座振替：8 回（7 月から翌年 2 月までの毎月末日）

② 特別徴収：国民健康保険加入者が 65 歳から 74 歳までの者だけの世帯で、口座振替を選択していない場合は、原則、年金差し引き（6 回）特別徴収となる。

(4) 税額計算（令和 4 年度）

国民健康保険税は〔医療保険分（表 1）〕、〔後期高齢者支援金分（表 2）〕、〔介護納付金分（表 3）〕を算出し合算する。

※ 年度途中の加入・脱退は月割りで課税

※ 介護納付金分は満 40 歳になった月から年度途中で月割りで上乗せ課税

（表 1）医療保険分（被保険者全員が対象）

① 所得割(令和 3 年中の総所得金額等－基礎控除額 43 万円)×6.36%		保険税の額
② 均等割 被保険者一人につき (未就学児は 5 割減額)	25,900 円	(A)
③ 平等割 一世帯につき	19,000 円	=①+②+③
※ 課税限度額 630,000 円 (最高額)		

（表 2）後期高齢者支援金分（被保険者全員が対象）

④ 所得割(令和 3 年中の総所得金額等－基礎控除額 43 万円)×2.55%		保険税の額
⑤ 均等割 被保険者一人につき (未就学児は 5 割減額)	9,800 円	(B)
⑥ 平等割 一世帯につき	7,200 円	=④+⑤+⑥
※ 課税限度額 190,000 円 (最高額)		

(表3) 介護納付金分 (40歳以上65歳未満の加入者が対象)

⑦ 所得割(令和3年中の総所得金額等－基礎控除額43万円)×2.07%		保険税の額 (C) =⑦+⑧+⑨
⑧ 均等割 被保険者一人につき	10,500円	
⑨ 平等割 一世帯につき	6,400円	
※ 課税限度額 170,000円(最高額)		

税額 = (A) + (B) + (C)

課税限度額計 990,000円(最高額)

なお、令和3年度に課税限度額を改定。税率は平成26年度に改定した後変更なし。

(5) 国民健康保険税の遡及課税(地方税法17条の5 更正、決定等の期間制限)

国民健康保険の加入届出が遅れた場合は、届出した日からでなく、本来の加入すべき日に遡って課税となる。遡及課税は、本年度を含めて最長3年間。

5.2.1.2 国民健康保険税の課税状況等

[表] 当初課税額等の推移

年度 区分	H30	R元	R2	R3
世帯数(世帯)	73,724	71,724	70,094	69,808
被保険者数(人)	118,249	112,872	108,825	107,179
課税額(百万円)	11,256	10,672	10,309	10,063
1世帯当たり課税額(円)	152,682	148,804	147,076	144,154
1人当たり課税額(円)	95,192	94,557	94,731	93,891

(参考) 令和2年度栃木県全体 1世帯当たり課税額 156,419円

1人当たり課税額 97,510円

5.2.2 国民健康保険税の収納の概要

5.2.2.1 収納管理

(1) 目的

国民健康保険税の適正な収納管理を行い、滞納者には督促状・催告書の発送を適切に実施する。また、税額更正や誤納による過誤納発生時には、迅速に還付充当処理を行う。

(2) 事業概要

① 適正な収納管理

② 納税環境の整備

- ・ コンビニ収納
- ・ ペイジー収納(平成27年1月導入)
パソコン、携帯電話から24時間納税が可能。ATMでの納税も可能
- ・ クレジットカード決済の導入
- ・ スマートフォンアプリを利用した決済の導入(令和3年4月導入)

- ③ 督促状・催告書等の発送
 - ・ 督促状：年 12 回
 - ・ 定期催告：現年度 3 回 過年度 3 回
- ④ 過誤納金還付充当処理

5.2.2.2 収納対策

(1) 目的

国民健康保険事業の安定運営の基盤となる歳入と税負担の公平性を確保するため、納期内納付の推奨と各種催告をはじめとする様々な収納対策を実施し、収納率の向上を図る。

(2) 事業の概要

① 納付案内センターの活用

新規滞納者の累積滞納を防止するため、オペレーターによる、電話催告や文書催告を行い、現年度の収納率向上につなげる。また、分納不履行者については、累積滞納増加及び滞納の長期化を抑えるため、令和元年度より新たに催告対象に加え、早期滞納解消を推進し、現年度収納率向上を図る。

② 資格証明書・短期被保険者証の交付

滞納者の納付状況に応じ資格証明書・短期被保険者証を交付し、納税相談や納付指導の機会拡充を図り、収納率向上に結びつける。

③ 休日納税相談窓口及び休日訪問の実施

コロナ対策が社会の課題となる時勢の中、適切な滞納整理を実施するため、電話を中心とした、平日に相談する時間がない方の休日納税相談窓口を実施するとともに、休日訪問も実施する。

④ 低所得者、高額滞納者等に対する収納対策

催告（現、過年度）、特別催告（カラー催告）による文書催告を適宜実施し、分割納付などのきめ細やかな対応を図る。

⑤ 財産調査、財産の差押の執行

各種催告に対し、納付や連絡のない滞納者や高額滞納者などについては徹底した財産調査を行い、滞納処分を執行する。

5.2.2.3 資格証明書・短期被保険者証

(1) 目的

滞納者に対して文書や電話催告、戸別訪問等により、滞納者と接触を図り実態把握に努めるとともに、滞納が継続すれば、資格証明書・短期被保険者証の交付を行うことで、滞納者との接触機会を確保し、納税相談、納付指導を行い収納率の向上を図る。

(2) 事業の概要

① 事業の内容

納期限から 1 年を超えて滞納している者に対しては、納税状況に応じて、6 か月証、1 か月証、資格証明書を交付

【交付基準】

ア 前々年度及び前年度課税額の合計に対し、納税額が2分の1未満の者は次の区分による。

- a 一定期間継続的な納付がある者 ⇒ 6か月証
- b 継続的な納付がなく、今後の納付履行等について指導を要する者 ⇒ 1か月証
- c 上記のa、bに該当しない納付や相談がない滞納者 ⇒ 資格証明書
- d 上記にかかわらず、18歳に達する日以降の3月31日までにある者 ⇒ 6か月証

イ 前々年度及び前年度課税額の合計に対し、納税額が2分の1以上の者 ⇒ 一般の保険証

② 法的根拠

ア 資格証明書（H13年度から交付が義務付け）

【国民健康保険法第9条第3項】

- ・ 納期限から1年を超えて滞納がある場合

イ 短期被保険者証

【国民健康保険法施行規則第7条の2第2項】

- ・ 滞納者の保険証の期間を通常定める期日より、前の期日に定めることができる。

③ 資格証明書・短期被保険者証交付件数

区 分	H30年8月1日	R元年8月1日	R2年8月1日	R3年8月1日
資格証明書	2,701件	2,552件	1,862件	1,307件
短期被保険者証	2,103件	2,028件	2,221件	2,239件
合計	4,804件	4,580件	4,083件	3,546件

④ スケジュール

6月～7月

- ・ 被保険者証返還予告通知
- ・ 保険給付一時差止予告通知
- ・ 被保険者証返還通知
- ・ 保険給付一時差止通知
- ・ 被保険者証判定（システムによる自動判定）対象者に対し、「特別な事情等の確認及び弁明の機会の付与について」「資格証明書の更新予告」を通知

8月

- ・ 被保険者証一斉更新 短期被保険者証、資格証明書更新

12月～1月

- ・ 被保険者証判定（システムによる自動判定）
短期被保険者証、資格証明書更新
- ・ 被保険者証返還予告通知

(3) 資格証明書世帯に属する高校生世代以下の子どもに対する短期被保険者証の交付

H21年4月～ 義務教育期間（中学生以下）交付

H22年7月～ 高校生世代の子どもにも拡大し交付

(4) 「特別の事情」該当時の緊急交付

資格証明書世帯に属する被保険者が医療を受ける必要が生じ、かつ、医療機関に対する医療費の一時払いが困難である旨の申し出を行った場合に「特別の事情」に該当すると判断し、緊急的に短期被保険者証（1か月証）を交付する。

5.2.2.4 口座振替の推進

(1) 目的

収納率の向上には、確実な納期内納付につながる口座振替の推進が有効な手段であるため、口座振替の利便性を周知し、口座振替加入率を増加させる。

(2) 推進

① 新規加入時の口座振替加入の勧奨

- ・ 本庁と各地区市民センターに勧奨チラシを置いて、新規の国民健康保険加入者に口座振替の勧奨を行うとともに、本庁窓口においては、加入手続時に、国保税グループと連携し、個別に口座振替の案内を行い、加入増加を図る。

② ペイジー口座振替受付サービスの導入

- ・ 本庁窓口において、端末機にキャッシュカードと暗証番号を入力することにより手続が完了するモバイル決済端末機を使った口座振替受付が利用でき、早期の口座振替の開始が可能となっている。

また、取扱金融機関の拡大により、利便性の向上を図る。

③ 各種通知への口座振替依頼書の同封

- ・ 当初納税通知書や催告書送付時に、口座振替依頼書や案内チラシを同封することで、口座振替の利便性を周知し、口座振替の利用者増加を図る。

④ 口座振替加入推進のための周知

- ・ 窓口での勧奨強化
啓発用チラシの配布・新規加入者への勧奨
- ・ とちぎテレビのデータ放送による周知
- ・ 口座振替利用促進を図る動画公開
オリオンスクエア大型映像装置
- ・ 電子広告・庁内放送による周知
- ・ 公用車へのマグネットシートの掲出

(3) 推進状況

年 度	口座加入割合	口座加入件数
H29	35.6%	22,131 件
H30	34.4%	20,667 件
R 元	34.3%	19,884 件
R2	34.3%	19,539 件
R3	34.8%	19,453 件

5.2.3 国民健康保険税の滞納整理の概要

5.2.3.1 滞納処分

(1) 目的

国民健康保険税の収納確保と被保険者間の負担公平を図るため、納付資力が充分あるにもかかわらず、納税意思が希薄な滞納者に対し、財産差押えの強化を図る。

(2) 事業の概要

適宜、特別催告を実施し、滞納解消となる納税に応じない者に対しては、財産調査を徹底し、生活状況や納付資力を見極めた上で、預貯金や給与・不動産等の財産差押えによる滞納処分を執行する。

また、これらの案件のうち、市税と重複する案件や、高額かつ長期滞納案件については、特別収納対策室と連携し財産差押えによる滞納処分を執行する。

(3) 実施方法

① 特別催告（カラー催告）・・・随時

催告書（青色）、差押警告書（黄色）、差押予告書（赤色）による段階的な催告を実施する。

② 納税相談・・・随時

特別催告により反応があった滞納者は、窓口・電話での納税相談を行い、納付計画を作成し、計画に基づく納付を求め滞納解消を図る。

③ 臨戸訪問・・・随時

催告に反応のない滞納者に対し、臨戸訪問により接触を図る。

④ 財産調査・・・随時

接触機会の取れない滞納者、滞納額の大きい滞納者・分納不履行者については、滞納処分に向けた財産調査を行う。

⑤ 財産差押えの執行・・・随時

債権（預貯金、給与、生命保険等）、不動産、自動車、その他

⑥ 交付要求・・・随時

滞納者の財産に、既に他の債権者による強制換価手続や民事再生手続が行われている場合には、速やかに交付要求を行う。

⑦ 特別収納対策室への移管

特別収納対策室と協議の上、移管案件を決定する。

なお近年、保険年金課において、搜索（※）はほとんど実施されていない。

※ 搜索とは、国税徴収法に規定されている財産調査の方法であり、徴収職員が、滞納処分のため差し押さえるべき財産の発見等を目的として、滞納者の物又は住居等について行う強制処分のこと。この搜索は裁判所の令状の交付が不要

(4) 特別催告等カラー催告発送件数及び差押件数

(単位：件)

年 度	青（催告書）	黄（差押警告書）	赤（差押予告書）	差押件数
H29	2,633	3,644	1,316	536
H30	3,347	2,788	1,197	610
R 元	2,314	2,337	831	386

年 度	青（催告書）	黄（差押警告書）	赤（差押予告書）	差押件数
R2	2,521	766	205	213
R3	5,015	3,139	561	403

(5) 処分件数・金額

年 度	差 押	参加差押	交付要求
H29	536 件	32 件	71 件
	122,495 千円	32,711 千円	23,730 千円
H30	610 件	10 件	85 件
	126,573 千円	13,670 千円	28,090 千円
R 元	386 件	1 件	53 件
	71,407 千円	3,403 千円	13,542 千円
R2	213 件	1 件	39 件
	39,544 千円	304 千円	20,030 千円
R3	403 件	3 件	59 件
	83,560 千円	5,753 千円	13,686 千円

(参考) 市税の処分件数・金額

年 度	差 押	参加差押	交付要求
H29	3,036 件	75 件	282 件
	690,016 千円	34,286 千円	75,978 千円
H30	2,400 件	36 件	256 件
	383,492 千円	23,415 千円	137,073 千円
R 元	2,625 件	17 件	295 件
	354,343 千円	8,529 千円	77,290 千円
R2	1,940 件	10 件	224 件
	317,976 千円	5,276 千円	69,424 千円
R3	2,567 件	21 件	251 件
	419,373 千円	3,929 千円	73,519 千円

5.2.3.2 滞納処分の執行停止・不納欠損

(1) 目的

滞納者につき十分な調査を行った結果、徴収が明らかに不可能である場合には、滞納処分の執行停止を行う。

(2) 事業の概要

① 執行停止

- ・ 地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 1 号 無財産

- ・ 地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 2 号 生活困窮
- ・ 地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 3 号 所在・財産不明
以上のいずれかに該当し、徴収することが不可能である場合、あるいは滞納処分をすることが滞納者の生活を困窮させるおそれがある場合には、滞納処分の執行を停止し、停止期間が 3 年間継続した場合は、納税義務は消滅する（地方税法第 15 条の 7 第 4 項）。

② 即時停止

- ・ 地方税法第 15 条の 7 第 5 項
地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 1 号に該当するもののうち、今後明らかに徴収できないと判断されるときは、納税義務を即時に消滅させることができる。

③ 消滅時効

- ・ 地方税法第 18 条
時効中断することなく法定納期限の翌日から起算して 5 年間経過した場合は、時効により消滅する。

(3) スケジュール

- 7 月・8 月 調査（納税通知書や保険証の居所不明調査等）
- 7 月 滞納者全件リスト打ち出し
- 7 月～2 月下旬 日々の納税相談・リストから執行停止予定入力
- 3 月上旬 滞納処分の停止決議書の作成（出力）
- 3 月 31 日 執行停止・不納欠損の確定

(4) 不納欠損の件数及び金額

（単位：世帯数＝延べ数・件数＝延べ期別件数・金額＝千円）

		H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
調定額		15,685,767	14,845,402	14,230,168	13,884,966	13,589,736
滞納者 総数	世帯数	31,299	31,903	32,164	31,927	31,254
	件数	445,516	430,573	407,620	407,760	381,405
	金額	3,846,361	3,733,715	3,619,936	3,554,791	3,394,788
3 年経過 ※1	件数	651	1,323	2,243	4,597	8,070
	金額	3,033	8,879	16,763	32,069	61,264
即時停止 ※2	件数	87,448	61,509	60,804	23,415	29,069
	金額	661,556	464,045	423,483	184,898	196,623
時効成立 ※3	件数	2,846	5,213	10,129	13,072	21,280
	金額	24,723	47,351	95,782	116,008	175,460
合計	件数	90,945	68,045	73,176	41,084	58,419
	金額	689,314	520,276	536,030	332,975	433,348
調定に占める欠損比		4.39%	3.50%	3.77%	2.40%	3.19%
欠損に占める即停比		95.97%	89.19%	79.00%	55.53%	45.37%

※1 3年経過：執行停止が3年継続したもの。

※2 即時停止：執行停止したもので、明らかに徴収できない事由があるもの。

※3 時効成立：時効（5年）により消滅するもの。

5.2.4 国民健康保険税の収納率

5.2.4.1 収納率の推移

【国民健康保険税収納率推移】

区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度		
	収納率※ (%)			調定額 (千円)	収入済額 (千円)	収納率※ (%)
現年度分	87.53	87.68	88.78	10,103,452	9,066,626	89.66
過年度分	23.58	21.75	22.98	3,486,283	703,284	20.16
合計	71.34	70.79	72.00	13,589,736	9,769,911	71.83

※ 収納率は、収入済額から還付未済額を除いた額を調定額で除して算出

【市税収納率（収入率）推移（参考）】

区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度		
	収納率 (%)			調定額 (千円)	収入済額 (千円)	収納率 (%)
現年度分	99.2	99.2	99.1	91,077,806	90,312,980	99.2
過年度分	35.2	36.4	34.1	1,800,872	728,552	40.5
合計	97.5	97.9	97.8	92,878,679	91,041,533	98.0

なお、「栃木県国民健康保険運営方針（令和2年12月）」において、収納率目標については、現年度分を確実に収納することにより、新規滞納発生を防止することが重要であるため、現年度分について設定する、とされている。また、「第2次宇都宮市国民健康保険経営改革プラン（平成31年3月）」においても、現年度収納率の目標のみ設定している。

5.2.4.2 宇都宮市の収納率に関する分析・方針等

以下、第2次宇都宮市国民健康保険経営改革プラン（平成31年3月）より、収納率に関する分析・方針等を抜粋する。

(1) 宇都宮市国民健康保険税の課題

国民健康保険税は国民健康保険事業を運営するための基幹的な財源です。被保険者の負担の公平性の観点からも収納率の向上を図る必要があります。

本市の収納率は、中核市他市と比較すると、現年度分が下位の方であり、納税意識の高揚や納税環境の整備などによる滞納の抑制に努めるとともに、滞納者への納税指導・滞納処分の強化などに、より一層取り組むことが必要です。

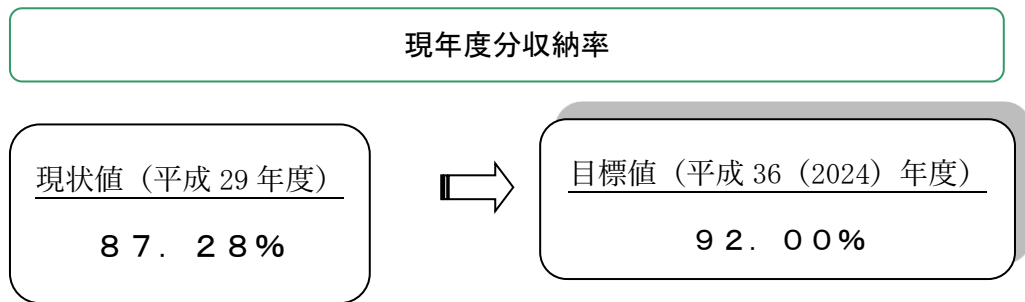
(2) 施策の方向

国民健康保険事業の健全で安定した運営の確保のためには、引き続き、収納率の向上が重要であることから、国民健康保険税の納付期限内納付や、滞納の累積防止・抑制、滞納者への指導強化による滞納の解消、資格の適正化を図ります。

方向2 国民健康保険税収納率の向上	
①	納期内納付の推進
②	早期納付の推進
③	納税機会の拡充
④	滞納者への指導強化
⑤	資格の適正化

【指標】現年度分収納率

本市の国民健康保険税の現年度分収納率は、各種収納対策により、着実に向上していますが、本市の収納率は未だ低い水準であり、より一層の収納対策に取り組むことが必要であることから、県運営方針における収納率目標に準じて、92.00%（年 0.67%の上昇）を目標値として設定します。



(3) 施策・主な取組

【(2)施策の方向2-④：滞納者への指導強化】

ク 滞納処分の強化

納付資力がありながら、納付や相談がない場合は、他の納税者との均衡を図るためにも、所有財産の差押執行を強化します。

現年度のみ滞納者についても、差押えを執行し、滞納の早期解消を図ります。

処分後の換価の観点から、特に債権類の差押えに重点をおいて取り組みます。

市税も滞納している場合には、「特別収納対策室」に業務を移管し、連携を図りながら効率的に対処します。

【主な取組】

- ・ 預貯金や生命保険の調査を徹底し、債権の発見に努め、差押執行を強化します。
- ・ 給与所得者には、勤務先に給与照会を行い、なお納付に応じない場合には給与振込口座若しくは給与債権の差押執行を行います。
- ・ 不動産の差押えを執行しているものの、なお納付が滞っている場合は、預金や生命保険、給与などの債権類の調査を行い、発見時には債権類の差押えも行います。

5.2.4.3 栃木県の収納率に関する分析・方針等

以下、栃木県国民健康保険運営方針（令和2年12月）より、収納率に関する分析・方針等を抜粋する。

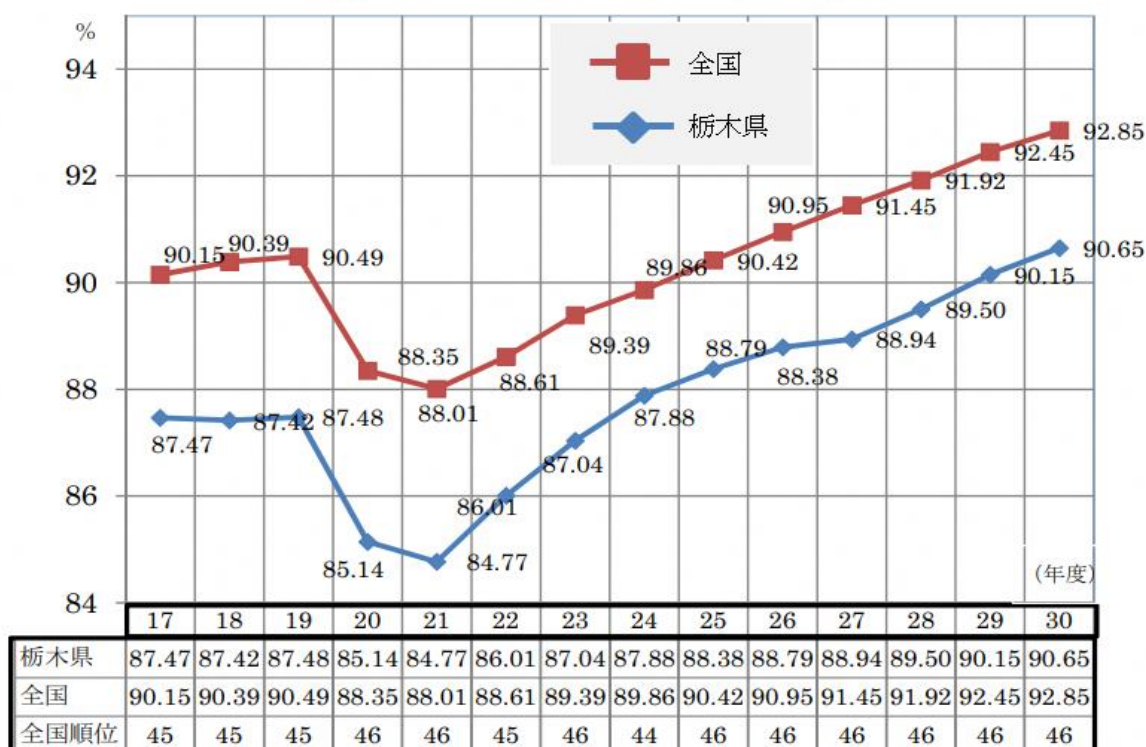
(1) 国民健康保険税収納率の推移

平成 30(2018)年度の県全体の現年度分の国民健康保険税収納率は 90.65%で、近年上昇傾向にある。

全国と比較すると、平成 21(2009)年度以降、全国平均を約 2 ポイントから約 3 ポイント下回って推移している。

なお、平成 20(2008)年度の収納率が前年度に比べて大幅に低下したのは、国民健康保険税収納率が相対的に高い 75 歳以上の者が後期高齢者医療制度に移行したこと等によるものと考えられる。

栃木県及び全国の保険税（料）収納率の推移



出典：厚生労働省 国民健康保険事業年報

(2) 栃木県の収納率目標

収納率目標については、現年度分を確実に収納することにより、新規滞納発生を防止することが重要であるため、現年度分について設定する。なお、市町は、引き続き滞納繰越分の圧縮に努める。

一般的に規模が大きい保険者は収納率が低くなる傾向が見られること及び上記の収納率目標の達成状況を考慮して、引き続き保険者規模別の現年度分の国民健康保険税収納率の目標は、前期の運営方針に定める目標を維持して次のとおりとする。

- 1 被保険者数 1 万人未満の保険者・・・・・・・・・・ 95%以上
- 2 被保険者数 1 万人以上 5 万人未満の保険者・・・・・・ 94%以上
- 3 被保険者数 5 万人以上 10 万人未満の保険者・・・・・・ 93%以上
- 4 被保険者数 10 万人以上の保険者・・・・・・・・・・ 92%以上

対象期間 令和 3 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

※宇都宮市は上記 4 に該当する。

5.2.4.4 栃木県他市町の収納率等

(1) 収納率

【令和2年度（※）保険者別国民健康保険料(税)収納率・上位下位5市町抜粋（現年分）】
（単位：％）

順位	保険者名	収納率	順位	保険者名	収納率
1	茂木町	97.81	21	足利市	91.13
2	塩谷町	97.36	22	日光市	91.09
3	那須町	96.92	23	栃木市	89.97
4	さくら市	96.42	24	小山市	89.03
5	大田原市	96.41	25	宇都宮市	88.78
栃木県全 25 市町			市町計		91.87

※ 監査時点において公表されている最新年度

出典：令和2年度国民健康保険事業状況

(2) 収納、滞納整理担当部署

【国民健康保険料（税）収納、滞納整理担当部署】

順位	保険者名	担当（※）	順位	保険者名	担当（※）
1	茂木町	税	21	足利市	税
2	塩谷町	税	22	日光市	税
3	那須町	税	23	栃木市	税
4	さくら市	税	24	小山市	税
5	大田原市	税	25	宇都宮市	国保

各自治体のホームページを参照し、機構図等で担当部署が記載されているものについてはそれを参照し、されていないものについては、国民健康保険料（税）の収納、滞納整理のページに記載されている問合せ部署を参照するなどし類推した。

※ 国保・・・保険年金課等
税・・・税務課、納税課等

出典：監査人作成

5.2.4.5 中核市の収納率等

(1) 収納率

① 国民健康保険料（税）の収納率

【令和3年度 保険者別国民健康保険料(税)収納率・上位下位5市抜粋（現年分）】
（単位：％）

順位	保険者名	収納率	順位	保険者名	収納率
1	高崎市	96.95	58	寝屋川市	91.19
2	豊田市	96.72	59	船橋市	91.14
3	呉市	96.40	60	郡山市	90.40
4	福井市	96.29	61	柏市	90.36
5	前橋市	96.13	62	宇都宮市	89.66
中核市全 62 市			中核市平均（監査人計算）		93.69

なお、1市回答が入手できなかったため、令和2年度の収納率を参照したが、上表に該当はない。

出典：宇都宮市実施調査・令和3年度国民健康保険税収納状況

② 市税の収納率（参考）

【令和2年度（※）市税徴収率（収納率）・上位下位5市抜粋（現年分）】

（単位：％）

順位	保険者名	収納率	順位	保険者名	収納率
1	高崎市	99.6	58	下関市	98.2
2	豊田市	99.4	59	大津市	98.1
3	呉市	99.4	60	鳥取市	98.1
4	福井市	99.3	61	吹田市	97.9
5	前橋市	99.3	62	函館市	97.9
中核市全62市			中核市平均		98.7
13	宇都宮市	99.0			

※ 監査時点において公表されている最新年度

出典：中核市市長会都市要覧

(2) 収納、滞納整理担当部署

【国民健康保険料（税）収納、滞納整理担当部署】

順位	保険者名	担当（※）	順位	保険者名	担当（※）
1	高崎市	税	58	寝屋川市	税
2	豊田市	国保	59	船橋市	国保
3	呉市	国保	60	郡山市	国保
4	福井市	税	61	柏市	国保
5	前橋市	税	62	宇都宮市	国保

各自治体のホームページを参照し、機構図等で担当部署が記載されているものについてはそれを参照し、されていないものについては、国民健康保険料（税）の収納、滞納整理のページに記載されている問合せ部署を参照するなどし類推した。

※ 国保・・・保険年金課等
税・・・税務課、納税課等

出典：監査人作成

(3) 差押件数及び短期被保険者証・資格証明書交付件数

【令和3年度国民健康保険料(税)収納率・上位下位5市の差押件数及び短期被保険者証・資格証明書交付件数】

順位	保険者名	収納率	差押件数(件)							短期被保険者証交付件数(件)	資格証明書交付件数(件)
			債権				不動産	自動車	他		
			預貯金	給与	生命保険	他					
1	高崎市	96.95	2,029	174	122	123	13	42	104	1,101	240
2	豊田市	96.72	805	211	43	84	9	1	2	更新のみ	0
3	呉市	96.40	166	56	18	46	10	1	0	1,124	331
4	福井市	96.29	631	165	213	165	34	2	1	1,389	471
5	前橋市	96.13	1,441	473	153	183	59	11	34	1,268	257
58	寝屋川市	91.19	101	0	6	3	2	0	0	674	409
59	船橋市	91.14	224	389	30	76	31	0	0	6,108	190
60	郡山市	90.40	59	22	44	14	11	0	0	1,783	360
61	柏市	90.36	39	35	0	3	26	0	0	2,672	315
62	宇都宮市	89.66	394	1	8	0	0	0	0	2,239	1,307

出典：宇都宮市実施調査・令和3年度国民健康保険税収納状況

5.2.5 関係法令等

地方税法、国民健康保険法、宇都宮市国民健康保険条例・国民健康保険規則・国民健康保険税条例

5.2.6 実施した監査手続

事務概要を把握し、国民健康保険税の課税、収納、滞納整理に関する資料の閲覧、分析及び担当者への質問を実施した。

5.2.7 監査の結果

5.2.7.1 国民健康保険税の収納率向上に向けた早急な対策の実施（指摘）

令和3年度現年度分の国民健康保険税調定額は10,103,452千円であり、収納率は89.66%であった。仮に、収納率が100.00%の場合に追加収納できた金額は、1,044,805千円、収納率が92.00%（栃木県の設定する宇都宮市の目標収納率）の場合に追加収納できた金額は、236,529千円である。

また、宇都宮市の現年度分収納率は、平成30年度87.53%、令和元年度87.68%、令和2年度88.78%であり、直近3か年度（他市町の直近データが令和2年度のため）全てにおいて、中核市62市中において最下位、栃木県25市町においても最下位である。なお、現年度分収納率の増加は見られるが、栃木県、全国でも増加している。これは、過年度滞納分の収納よりも、現年度分を確実に収納し新規滞納発生を防止することを優先する、全国的な傾向と考えられる。

税は期限内に自主的に納付することが原則であり、滞納は税の公平性を損ない、ひいては国民健康保険を将来にわたり安定的で持続可能な医療保険制度として維持することが困難と

なる。国民健康保険税の収納は制度上の困難があることを考慮しても、宇都宮市の収納率は、公平性の観点から緊急に対策が必要な状況にある。

宇都宮市は、国民健康保険の制度維持のための計画である宇都宮市国民健康保険経営改革プランにおいて、第1次（平成22年6月作成）、第2次（平成31年3月作成）ともに継続して、収納率の向上を主要な施策に盛り込んでいる。現行計画である第2次宇都宮市国民健康保険経営改革プランにおいては、滞納者への指導強化、滞納処分の強化を掲げ、数値目標はないが、預貯金や生命保険調査を徹底し、給与所得者には、勤務先に給与照会を行い、なお納付に応じない場合には給与振込口座若しくは給与債権の差押執行を行う、などの取組を掲げている。令和3年度の差押件数をみると、預貯金394件、給与1件、生命保険8件、不動産0件となっている。これは、コロナ禍において全国的に件数が低くなっていることを考慮しても、他中核市と比べ少ない件数であり、また、近年の差押件数も継続的に少ない。結果として、近年の国民健康保険税の収納率は低位となっている。

よって、税の公平性の観点から緊急に対策が必要と考える。監査時点の令和4年度においては差押件数を前年度比増加させるなど取組を強化したとのことであるが、具体的な数値目標を定めるなどし、現行計画を確実に遂行すべきである。また、状況の変化がみられない場合は、抜本的な対策を至急行うべきである

5.2.7.2 国民健康保険税の収納率向上に向けた早急な対策の実施（意見）

5.2.7.1を踏まえ、以下、監査人による現状分析と提案を記載する。

(1) 国民健康保険税の収納・滞納整理業務の管轄

宇都宮市では、国民健康保険税の収納・滞納整理業務を保険年金課にて行っている。納税課が実施する場合に比べて、同一課内で実施することにより、課内で行われている給付事務、加入脱退事務、資格証明書・短期被保険者証発行事務と連携がとりやすいなどのメリットがあるとのことである。反面、納税課と同一基準で収納・滞納整理業務が行われない可能性が生じると考えられる。

国民健康保険税の収納・滞納整理業務について、栃木県内他市町では、自治体の規模差もあると考えられるが、納税課等で行っているケースが多い。また、中核市においては、令和2年度収納率上位5市中3市、下位5市中1市が納税課等で行っており、詳細な分析ではないが、納税課等が所管しているケースの方が、収納率が高い可能性が示唆される。

国民健康保険税の収納・滞納整理業務を保険年金課が行う方式にメリットはあるものの、保険年金課で実施された差押えが継続的に少ないことを考慮すると、国民健康保険税の収納・滞納整理業務を切り出し、納税課で実施することを検討すべきと考える。

(2) 資格証明書・短期被保険者証発行事務の複雑性

宇都宮市では、滞納者との接触機会を確保し、納税相談、納付指導を行い収納率の向上を図るため、滞納者の納税状況に応じて交付基準を定め、資格証明書・短期被保険者証の発行を行っているが、納税状況を個別に把握し対応しているため、多くの人的資源が割かれている状況である。

他の中核市においては、資格証明書、更には、短期被保険者証の発行数が著しく少ない例が、特に収納率の高い市において見られる。宇都宮市の担当者によると、滞納者にも一律に短期被保険者証や一般の保険証を発行した上で、画一的に収納・滞納整理業務

を行う方向性と考えられるとのことである。

現状の宇都宮市の事務は、滞納者の状況を個別に勘案し、寄りそった対応ともいえるが、最も尊重されるべきは期限内納付者との公平性であり、制度維持であることは言うまでもない。よって、資格証明書・短期被保険者証の交付基準を簡便化し、より収納率向上に効果的な収納・滞納整理業務に注力することを検討すべきと考える。

5.3 延滞金

5.3.1 延滞金の概要等

5.3.1.1 延滞金の概要

(1) 延滞金の調定期

市税と同様、国民健康保険税の延滞金は、本税が完納された時点で確定（以下、確定延滞金とする。）し、納付書を送付しているが、その時点では調定を行わず、延滞金が納付された都度、調定を行っている（いわゆる事後調定）。

(2) 延滞金の推移

年度	調定額	収入済額
H29	74,286,441 円	74,287,441 円
H30	75,080,196 円	75,094,296 円
R 元	68,480,332 円	68,509,332 円
R2	77,875,715 円	77,901,115 円
R3	66,745,078 円	66,750,278 円

※ 調定額と収入済額の差額は還付未済金。

(参考) 確定延滞金と納付済額の推移

年度	確定延滞金	納付済額 (※)	残額 (※)
R 元	99,872,462 円	53,798,171 円	46,074,291 円
R2	116,785,247 円	55,993,658 円	57,509,489 円
R3	109,376,844 円	35,546,524 円	66,678,483 円

※ 監査時点（令和4年11月26日）現在

確定延滞金は設定時には調定されず決算金額等がないため、監査時点における、直近3か年度に設定した確定延滞金と納付済額を担当課が集計したものである。

5.3.2 関係法令等

(1) 宇都宮市会計規則

5.3.3 実施した監査手続

事務概要を把握し、国民健康保険税の延滞金に関する資料の閲覧、分析及び担当者への質問を実施した。

5.3.4 監査の結果

5.3.4.1 確定延滞金の管理（意見）

市税の延滞金と同様、国民健康保険税の延滞金の調定は、本税が完納され延滞金が確定した時点では行わず、延滞金が納付される都度行っている（事後調定）。

調定は債権が確定した時点で行うことが原則であるから、債権の性質を考慮するなどして事後調定している場合にも、債権管理は本税等と同水準で行うべきである。

現状、確定延滞金の情報はシステムに記録されているが、分析検討等に用いられていないため、定期的に確定金額、納付済額、滞納整理状況等を集計し検討する事務を追加すべきと考える。

6 分担金及び負担金、使用料及び手数料の事務事業

6.1 分担金及び負担金、使用料及び手数料の概要

6.1.1 定義

分担金	地方公共団体の長が、条例に基づいて賦課・徴収する受益者負担金の一種で、数人又は地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において徴収する金銭をいう（地方自治法第224条）。
負担金	地方公共団体等の一定の事業について特別の利害関係のある者が、その事業の執行に要する経費の全部又は一部を、その事業の施行による受益の程度に応じて負担する公法上の金銭的給付をいう。 負担金の徴収は、地方自治法第224条の分担金の規定を準用し条例によって行う場合と、関係法律の政令、規則又は議会の議決によって行う場合等、それぞれ異なった規定に基づいている。
使用料	行政財産や公の施設の使用、利用の対価として、その使用者、利用者から徴収する金銭をいう（地方自治法第225条）。 使用料に関する事項は、条例で定めなければならない（地方自治法第228条第1項）。
手数料	地方公共団体がその団体の事務で、特定の者のために提供する公の役務に対し、その費用を償うため又は報償として徴収する金銭をいう（地方自治法第227条）。 手数料に関する事項は、条例で定めなければならない（地方自治法第228条第1項）。 手数料は、①特定の者が積極的利益を受けることが明らかな場合だけでなく、②許可、検査のようにそれを受けなければ一定の行為ができないような場合も、それを受ける者はこれによる利益を受けることになるので、徴収することができる。手数料の額は、①その事務に要する経費と②当該事務により特定の者が受ける利益とを考慮して定める。

出典：新自治用語辞典（改訂版）（株ぎょうせい）

予算用語の手引（日本電産企画(株)）

6.1.2 分担金及び負担金、使用料及び手数料の推移

6.1.2.1 収入済額の推移

（単位：百万円）

款	項	目	細節名称 ※1	H29 年度	H30 年度	R元 年度	R2 年度	R3 年度	所管課	備考 ※2・3
50	5	10	保育費扶養者負担金	1,860	1,905	1,453	904	865	子ども部 保育課	6.2
50	5	15	ごみ処理施設負担金	145	348	190	197	171	環境部 廃棄物施設課	R2年度 指摘等なし
50	5	25	LRT事業費負担金	-	36	34	126	377	建設部 LRT整備課	6.3

款	項	目	細節名称 ※1	H29 年度	H30 年度	R元 年度	R2 年度	R3 年度	所管課	備考 ※2・3
55	5	15	斎場使用料	98	101	99	80	92	市民まちづくり部 生活安心課	6.4
55	5	30	道路占用料	96	101	100	102	116	建設部 道路管理課	6.5
55	5	30	自転車駐車 場等使用料	212	216	198	138	156	建設部 道路保全課	6.6
55	5	30	市営住宅使 用料	761	749	722	696	678	都市整備部 住宅政策課	R3年度 指摘等なし
55	5	35	子どもの家 使用料	-	-	-	-	85	教育委員会 生涯学習課	6.7
55	10	5	戸籍住民諸証 明等手数料	192	188	184	178	173	市民まちづくり部 市民課	6.8
55	10	15	墓園共用施設 管理手数料	106	107	108	110	111	市民まちづくり部 生活安心課	6.9
5	10	15	健康診査手 数料	97	95	93	84	88	保健所 健康増進課	H29年度 指摘等なし
55	10	15	一般廃棄物 処理手数料	71	88	91	79	81	環境部 ごみ減量課	R2年度 指摘等なし
55	10	15	一般廃棄物 処理手数料	1,018	1,005	1,030	909	916	環境部 廃棄物施設課	R2年度 6.10.1
10	5	10	地域下水処理 施設使用料	572	542	547	519	533	上下水道局 サービスセンター	R元年度 6.10.2
10	5	15	農業集落排水処 理施設使用料	141	143	145	148	147	上下水道局 サービスセンター	R元年度 6.10.2
			小計	5,374	5,631	4,998	4,278	4,596		
			その他	757	698	660	669	603		
			合計	6,132	6,329	5,659	4,948	5,199		

出典：歳入歳出決算事項別明細書から監査人が作成

※1 令和3年度に50百万円以上の項目を抽出・明示している。

※2 各項目の検討項番及び過去5年間に所管課が監査対象となっている項目の監査対象年度を記載している。

※3 過去5年間に所管課が監査対象となっている項目については、指摘・意見の有無を確認し、指摘又は主要な意見についての宇都宮市の措置・対応状況を確認し、6.10に記載している。

6.2 保育費扶養者負担金に関する事務

6.2.1 事業の概要

教育・保育施設等の運営に要する費用は、国・県・市の負担（給付費）と、保護者の負担（保育料）によって賄われている。保育料は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法により保護者等扶養義務者が負担する費用で、その額は世帯の市民税額の所得割課税額により決定する。

6.2.2 関係法令等

- (1) 子ども・子育て支援法
- (2) 宇都宮市子どものための教育・保育給付及び利用者負担に関する条例
- (3) 宇都宮市子どものための教育・保育給付及び利用者負担に関する規則

6.2.3 決算額等の推移

6.2.3.1 決算額・収納率の推移と中核市比較

(1) 決算額・収納率の推移

(単位：千円)

年度	区分	調定額 A	決算額 B	不納欠損額 C	滞納繰越額 A-B-C	収納率 B/A
R元	現年度	1,446,654	1,434,533	-	12,121	99.2%
	過年度	71,201	18,787	7,488	44,925	26.4%
	計	1,517,856	1,453,321	7,488	57,046	95.8%
R2	現年度	892,728	887,812	-	4,916	99.4%
	過年度	57,046	16,820	3,640	36,585	29.5%
	計	949,775	904,632	3,640	41,501	95.2%
R3	現年度	861,635	854,556	-	7,078	99.2%
	過年度	41,501	11,082	2,218	28,200	26.7%
	計	903,137	865,639	2,218	35,279	95.8%

令和元年10月1日より、「子ども・子育て支援法」が改正され、「幼児教育・保育の無償化」として「3歳から5歳までの全ての子ども」及び「0歳から2歳児までのうち、住民税非課税世帯」の幼稚園、保育所、認定こども園などが無償化されたことに伴い、調定額が減少した。

(2) 収納率の中核市(62市)比較

(単位：%)

宇都宮市	順位	中核市平均	中核市最大	中核市最小
95.85	32位	93.46	99.91	43.59

※1 令和3年度

※2 過年度滞納額を含む収納率

6.2.3.2 宇都宮市の利用者負担金と中核市比較

(1) 利用者負担金

(単位：円)

階層 (市民税所得割課税額)	保育標準時間	保育短時間
生活保護世帯	0	0
非課税世帯	0	0
所得割非課税世帯	6,000	5,000
48,600 円未満	8,000	7,000
77,100 円未満	13,000	12,000
97,000 円未満	14,000	13,000
109,000 円未満	20,000	19,000
169,000 円未満	27,000	26,000
211,200 円未満	37,000	36,000
301,000 円未満	41,000	40,000
341,000 円未満	54,000	53,000
397,000 円未満	56,000	55,000
397,000 円以上	67,000	65,000

(2) 利用者負担金 (3歳児未満保育標準時間) の中核市比較

(単位：円)

階層 (市民税所得割課税額)	宇都宮市			中核市 (62市)		
	国基準額 A	市基準額 B	軽減率 (%) (A-B)/A	平均基準額 b	軽減率 (%) (A-b)/A	本市順位
生活保護世帯	0	0	-	0	-	1
非課税世帯	9,000	0	100.00	0	100.00	1
所得割非課税世帯	19,500	6,000	69.23	9,808	49.70	9
48,600 円未満	19,500	8,000	58.97	12,879	33.95	8
77,100 円未満	30,000	13,000	56.67	21,904	26.99	3
97,000 円未満	30,000	14,000	53.33	24,531	18.23	3
109,000 円未満	44,500	20,000	55.06	30,734	30.93	3
169,000 円未満	44,500	27,000	39.33	38,953	12.46	1
211,200 円未満	61,000	37,000	39.34	46,711	23.42	2
301,000 円未満	61,000	41,000	32.79	50,327	17.50	3
341,000 円未満	80,000	54,000	32.50	54,595	31.76	31
397,000 円未満	80,000	56,000	30.00	55,548	30.57	30
397,000 円以上	104,000	67,000	35.58	62,460	39.94	45

宇都宮市では、国基準より階層を細分化し、かつ、国基準額を上回らないように階層ごとに軽減した基準額を定めている。また、高所得者階層については、軽減率を低くすることで応分の負担を求めていることとしている。

6.2.3.3 保育料軽減率の推移と中核市比較

(1) 保育料軽減率の推移（第三子以降の保育料無料化分を含む）

（単位：千円）

年度	国基準額 A	調定額 B	軽減率 (A-B)/A
R元	3,620,907	1,446,654	60.0%
R2	2,243,143	892,728	60.2%
R3	2,199,557	861,635	60.8%

(2) 保育料軽減率の中核市(62市)比較

（単位：％）

宇都宮市	順位	中核市平均	中核市最大	中核市最小
60.2	5位	35.8	65.5	17.5

※1 令和3年3月31日基準

※2 国の徴収基準額に対する軽減率

(3) 第三子以降の保育料無料化の推移（県下統一事業）

（単位：千円）

年度	調定額 A	第三子以降の保育料無料化		免除割合 B/(A+B)
		免除額 B	対象者数	
R元	1,446,654	288,253	1,827人	16.6%
R2	892,728	165,487	652人	15.6%
R3	861,635	171,627	665人	16.6%

6.2.3.4 口座振替・納付書利用率の推移（各年度：3月末現在）

（単位：％）

年度	口座振替	納付書	合計
R元	90.03	9.97	100.0
R2	90.72	9.28	100.0
R3	92.84	7.16	100.0

6.2.3.5 滞納繰越額

(1) 令和3年度滞納繰越額（再掲）

（単位：千円）

年度	調定額	収入額	不能欠損額	未収入額	収納率
過年度	41,501	11,082	2,218	28,200	26.7%
現年度	861,635	854,556	-	7,078	99.2%
合計	903,137	865,639	2,218	35,279	95.8%

(2) 令和3年度の児童手当からの保育料特別徴収額

（単位：千円）

児童手当支給月	世帯数	児童数	滞納総額	うち 現年度滞納額	特別徴収額 ※
6月	9件	10名	714	646	241
10月	5件	5名	367	323	200
2月	6件	6名	270	256	228
合計	20件	21名	1,352	1,225	670

※ 児童手当からの特別徴収が可能な保育料（児童手当法施行令第6条）

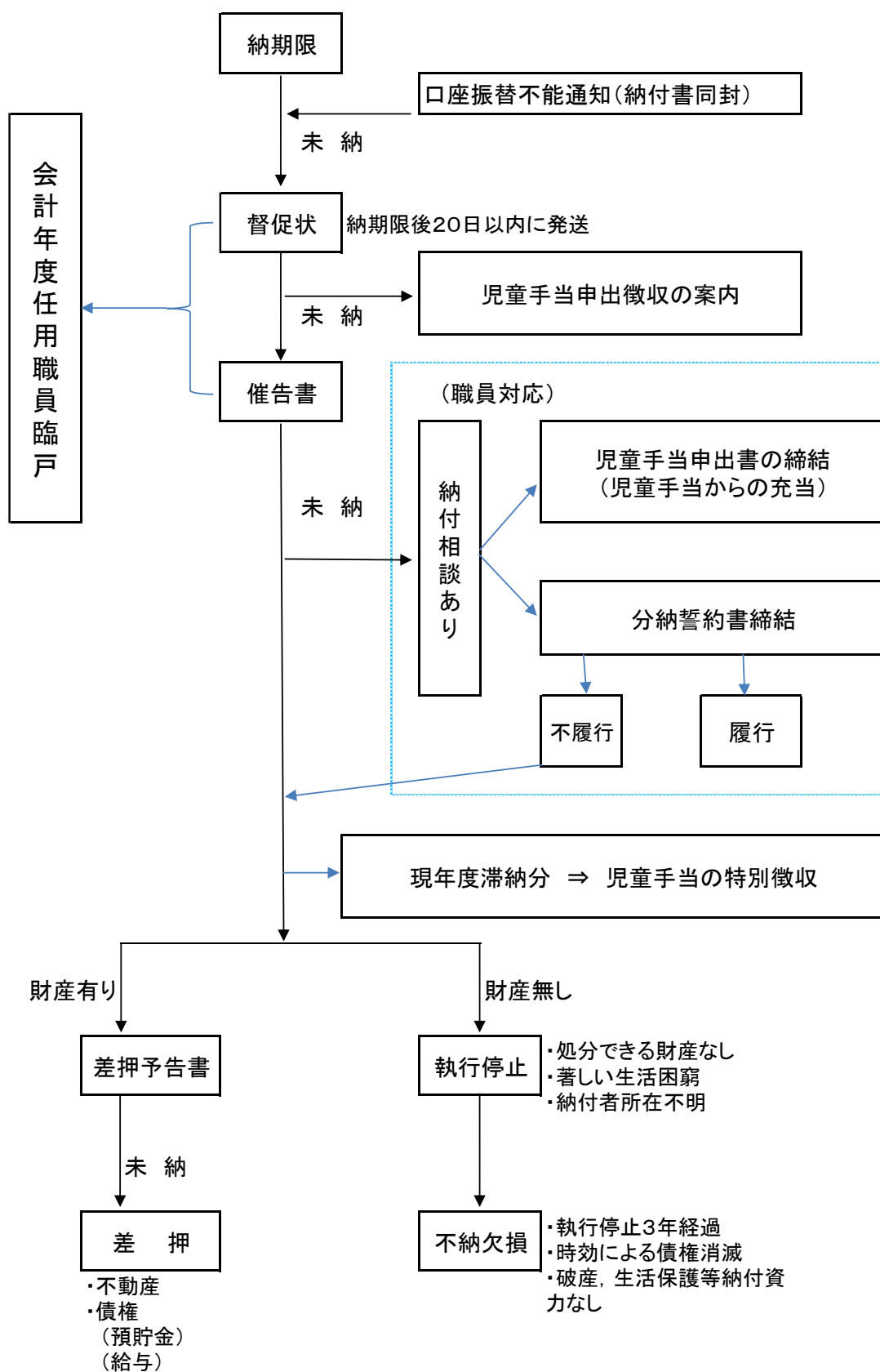
- ① 毎年4月から翌年1月までの月分の児童手当は、当該児童手当の支払期月の属する年度の保育料として徴収が可能
- ② 毎年2月及び3月の月分の児童手当は、当該児童手当の支払期月の属する年度の前年度の保育料として徴収が可能

(3) 差押件数と徴収額

（単位：千円）

年度	人数	件数	債権額	徴収額
R元	2人	4件	529	529
R2	3人	3件	840	82
R3	3人	3件	647	85
合計	8人	10件	2,017	696

(4) 保育料滞納者に対する対処フロー



6.2.4 実施した監査手続

事務概要を把握し、保育料算定資料・高額滞納者への対応状況等を閲覧・検討し、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

6.2.5 監査の結果

6.2.5.1 保育費扶養者負担金（保育料）の設定について

平成27年度には、国の提示する基準額表に基づいて、当該基準額及び改定前の宇都宮市の基準額を上回らないように改定が行われていた。また、国が基準とする推定収入の階層区分を細分化して、よりきめ細かに保育料の改定を行うとともに、平成22年度に見送った高所得階層についての手厚い軽減率を見直し、負担能力に応じた負担金の設定がなされていた。

6.2.5.2 高額滞納者への対応について（意見）

令和3年度滞納額35,279千円のうち、高額滞納者上位5者2,408千円について対応記録を閲覧したが、毎月の収納状況に応じて頻繁に連絡をとり、分納誓約書の締結、預金調査及び財産差押予告通知の送付などきめ細かな対応を行っていることが確認できた。

ただし、長期にわたり納付指導を行っていた滞納者について、児童手当からの申出徴収による滞納額の完納が見込まれていたものの、他の金融機関から給与等を差し押さえられた事例もあることから、分割納付の状況が悪い滞納者などについては、一定の基準を設けて給与などの差押えを速やかに実施することが望まれる。

6.3 LRT 事業費負担金に関する事務

6.3.1 事業の概要

LRTの整備については、軌道整備事業者である宇都宮市及び芳賀町が共同で取り組んできたところであり、軌道施設等の整備については、宇都宮市の区域は宇都宮市が、芳賀町の区域は芳賀町が行うものとされているが、「車両及び車両基地の用地・施設（以下、「共用施設」という。）」については、宇都宮市が整備及び所有することとされ、その整備に係る費用負担について、芳賀町から応分の負担金を徴収するものである。

6.3.2 関係法令等

(1) 軌道運送高度化事業の実施に関する協定書（以下、「協定書」という。）

6.3.3 費用負担の範囲

- (1) 車両基地の設計、用地取得、建設工事、工事監督支援に係る業務
- (2) LRT 車両の設計、製造に係る業務

6.3.4 LRT事業費負担金の推移

（単位：千円）

	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
金額	36,573	34,161	126,945	377,791

6.3.5 費用負担の割合

(単位：%)

	整備距離 (※1)	人口 (※2)	負担割合 (※3)
宇都宮市	82.88	97.15	90.02
芳賀町	17.12	2.85	9.98

※1 整備距離：宇都宮市 12.1km、芳賀町 2.5km

※2 人口（平成 27 年国勢調査）：宇都宮市 518,594 人、芳賀町 15,189 人

※3 負担割合 = (※1+※2) / 2

6.3.6 実施した監査手続

事務概要を把握し、協定書等を閲覧・検討し、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

6.3.7 監査の結果

6.3.7.1 財産の除却に係る負担について（意見）

車両基地及び車両に係る整備費の費用負担割合については、整備距離及び人口割を基礎として決定されており、一定の合理性が認められる。

ただし、協定書第 8 条において、財産の除却が必要となった場合を想定し、「本協定に基づき整備された車両基地又は車両を処分する場合には、宇都宮市は事前に芳賀町と協議する」とされており、現時点で方針・協定等は定められていない。

各停留場の利用者数など新たに合理的な指標の利用が可能となる可能性はあるが、不測の費用負担が生じないよう事前に協議を行うべきである。例えば、「現状の負担割合を基礎として必要な補正を行い、著しく不合理となる場合には再度協議する」のような協定を結ぶことが想定される。除却が発生するまでには長期を要すると考えられるため、双方の除却時の財務状況に左右されないよう早期に方針を協議して協定を締結しておく必要がある。

6.3.7.2 将来発生する維持管理費の負担について（意見）

協定書は、開業までの共用施設に係る費用負担を定めたものであるため、共用施設についての修繕等の維持管理費の負担については、監査手続実施時点では今後の協議とされている。

共用施設の維持管理については、軌道整備事業者である宇都宮市が行うこととなる。当該維持管理費は、整備費と同様に芳賀町も負担すべき費用であるが、当初の開業予定である令和 4 年 3 月を経過しているにもかかわらず、現段階で負担割合やその方針が決まっていない。

開業後は、長期継続的に相応の維持管理費が発生することになるため、6.3.7.1 と同様にその負担方針についても芳賀町と事前に協議して協定を締結しておく必要がある。

6.3.7.3 負担金の請求業務について（指摘）

芳賀町への負担金請求額については、工事の進捗に伴い、令和 3 年度では 377 百万円に達している。宇都宮市、芳賀町の担当者間で協議を行うとともに、会計マニュアル等に基づき、調定書や請求書の起案段階において、役職者の決裁を行っているというものの、協議過程の議事録が作成されていない。

工事契約書等から負担金の対象となる経費の一覧表を作成して経費を集計しているとのことであるが、高額な請求が発生する非定型業務であることから、対象工事の妥当性や網羅性

を検証し、個別の対象工事を特定する段階においても、適宜、役職者の確認を得る必要があったと考える。

6.3.7.4 軌道施設の使用料の算出過程について（意見）

軌道運送高度化実施計画（概要）によると、LRTの軌道運送事業者である宇都宮ライトレール株式会社から徴収する軌道施設の使用料については、令和3年3月時点で下表のとおりである。

線路使用料	48円/車両走行キロ（令和4年度価格・税抜）
車両使用料	19円/車両走行キロ（令和4年度価格・税抜）
（宇都宮区間、芳賀町区間の車両走行キロを基本に、宇都宮市と芳賀町で按分）	
※ 維持管理費相当分を設定（運行実態等に応じ、適宜見直しを行う。）	

ここで、車両使用料の算定過程を示すと、「民間軌道事業者の平均実績原単価／編成」に「車両編成数（見込）」と「経費上昇率」を乗じて「経費総額」を算定し、当該「経費総額」を「車両走行キロ（見込）」で除して算定している。

実施計画には平均的な原価を基にした単価設定をすることに妥当性があるが、「運行実態等に応じ、適宜見直しを行う。」とされていることから、原価の実績が確定した際には、実際原価が回収可能な単価設定とすることが望まれる。

6.4 斎場使用料に関する事務

6.4.1 事業の概要

斎場（宇都宮市悠久の丘）を使用しようとする者に対し使用許可を与え、使用料を徴収する。

6.4.2 関係法令等

- (1) 宇都宮市斎場条例
- (2) 宇都宮市斎場条例施行規則（以下、「規則」という。）

6.4.3 決算額等

6.4.3.1 決算額の推移

（単位：千円）

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
決算額	98,816	101,925	99,557	80,810	92,684

6.4.3.2 斎場使用状況と令和3年度決算額の内訳

(単位：件)

種別及び区分			H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	決算額 (千円)
火葬	大人	管内	4,964	4,937	5,091	5,101	5,511	-
		管外	355	386	393	374	356	21,947
		計	5,319	5,323	5,484	5,475	5,867	21,947
	小人	管内	13	16	5	7	16	-
		管外	3	0	1	1	3	143
		計	16	16	6	8	19	143
	死産児	管内	96	78	74	73	80	-
		管外	15	9	19	5	1	31
		計	111	87	93	78	81	31
	計	管内	5,073	5,031	5,170	5,181	5,607	-
		管外	373	395	413	380	360	22,122
		計	5,446	5,426	5,583	5,561	5,967	22,122
待合室		管内	4,310	4,206	4,254	4,208	4,762	26,667
		管外	280	289	283	273	256	5,736
		計	4,590	4,495	4,537	4,481	5,018	32,404
式場	告別	管内	635	640	632	564	667	17,277
		管外	22	39	31	28	27	1,421
		計	657	679	663	592	694	18,698
		稼働率	54%	56%	53%	49%	58%	-
	通夜	管内	513	506	476	210	376	13,162
		管外	15	28	18	9	13	932
		計	528	534	494	219	389	14,094
		稼働率	87%	88%	80%	30%	53%	-
通夜控室		管内	286	247	224	0	0	-
		管外	12	19	9	0	0	-
		計	298	266	233	0	0	-
霊安室		管内	843	877	909	659	902	4,428
		管外	23	44	38	32	51	501
		計	866	921	947	691	953	4,930
目的外			-	-	-	-	-	434
合計								92,684

※ 令和2年度及び3年度については、コロナ禍で通夜での式場利用及び通夜控室の利用が減少している。

6.4.3.3 斎場使用料

種別		単位		金額		
				死亡者が宇都宮市又は壬生町の住民である場合	左記以外のものである場合	
火葬場	13歳以上の者	1体		無料	63,800円	
	13歳未満の者	1体		無料	47,850円	
	死産児	1胎		無料	31,900円	
待合室		1室1回（2時間以内）		5,600円	22,410円	
式場 （式場控室を含む）		告別式1室1回 （3時間30分以内）		150席室	34,150円	68,300円
				100席室	28,800円	57,610円
				50席室	23,300円	46,610円
		通夜式1室1回 （4時間30分以内）		150席室	43,880円	87,780円
				100席室	37,030円	74,060円
				50席室	29,950円	59,910円
通夜控室		1室1回 （午前の告別式まで14時間以内）		12,980円	25,970円	
		1室1回 （午後の告別式まで18時間以内）		16,700円	33,410円	
霊安室		1体1回（24時間以内）		4,910円	9,830円	

6.4.4 斎場使用料減免件数及び減免額並びに使用取消件数

（単位：千円）

年度	減免								取消 件数
	規則第5条第1号		規則第5条第2号		規則第5条第3号		合計		
	件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額	
R元	1件	63	0件	-	16件	1,121	17件	1,184	0件
R2	0件	-	0件	-	15件	1,024	15件	1,024	0件
R3	0件	-	0件	-	18件	1,266	18件	1,266	0件

※ 規則第5条第1号：宇都宮市の住民であって公費の扶助を受けている者

※ 規則第5条第2号：使用料を納付する資力がないと認められる者

※ 規則第5条第3号：その他特に市長が必要と認める者（施設入居者住所地特例等）

6.4.5 実施した監査手続

事務概要を把握し、使用料算定資料等を閲覧・検討し、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

6.4.6 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

6.5 道路占用料に関する事務

6.5.1 事業の概要

道路の占用につき道路法第39条第2項に基づき「宇都宮市道路占用条例」を定め、道路占用者から道路占用料を徴収する。

6.5.2 関係法令等

- (1) 道路法
- (2) 道路法施行令
- (3) 宇都宮市道路占用条例
- (4) 宇都宮市道路占用管理規則
- (5) 宇都宮市道路及び法定外公共物占用料の減免基準要綱

6.5.3 決算額等

6.5.3.1 決算額の推移

(単位：千円)

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
金額	96,170	101,727	100,574	102,477	116,604

6.5.3.2 令和3年度事業者別決算額内訳

(単位：千円)

事業者	件数	調定額	収入済額	収入未済額
A	90件	26,045	26,045	-
B	71件	28,148	28,148	-
C	27件	47,963	47,963	-
D	1件	1,313	1,313	-
その他	488件	13,158	13,134	24
合計	677件	116,628	116,604	24

※ 収入未済：5件

6.5.4 実施した監査手続

事務概要を把握し、道路占用料が道路法施行令に準拠しているか確認するとともに、道路占用許可申請書の簿冊1冊分を閲覧・検討して、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

6.5.5 監査の結果

6.5.5.1 道路占用料の網羅性について（意見）

ガス事業者や電気事業者などの大口事業者に対する道路占用料の請求について、年度途中においては新設や廃止などの変更のあった数量を事業者からの申請に基づき事務処理しているが、年度当初は事業者からの数量報告（前年度当初数量に前年度増減数量を加減）に単価を乗じて行われているため、業者の性善説にたったものといえる。ガス管や電柱などの占用については、書面による膨大な件数の申請がなされており、年度ごとの増減数量の把握が業者に委ねられている状況である。

宇都宮市において今後予定されている電子申請システムの拡充に合わせ、道路占用料についても、全ての占用物件の数量をデータで管理し、事業者からの数量報告と照合できるようにすることが望まれる。

6.6 自転車駐車場等使用料に関する事務

6.6.1 事業の概要

自転車の利用者の利便に供するとともに、自転車の放置を防止し、都市の美観と良好な交通環境を保持するため、自転車駐車場（以下「駐車場」という。）を設置し、有料駐車場利用者から使用料を徴収する。

6.6.2 関係法令等

- (1) 宇都宮市自転車駐車場条例
- (2) 宇都宮市自転車駐車場条例施行規則

6.6.3 決算額等

6.6.3.1 決算額の推移

(単位：千円)

	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
決算額	212,400	216,095	198,777	138,767	156,593

6.6.3.2 有料駐車場の利用状況等

区分	名称	収容台数 (台)	駐車場利用率 (%)			決算額 (千円)
			R元年度	R2年度	R3年度	
中心 市街地	中央1丁目	180	131.6	93.7	115.7	3,895
	中央小学校北	386	34.2	25.6	31.3	2,350
JR 宇都宮駅 周辺	新幹線高架下	300	103.3	80.3	76.3	4,348
	JR宇都宮駅西口	3,077	97.7	76.0	86.9	47,228
	JR宇都宮駅西口歩道	180	145.5	157.2	164.4	6,392
	JR宇都宮駅東口第1 ※	670	113.9	84.7	88.8	15,081
郊外駅	JR宇都宮駅東口第2 ※	2,511	93.4	56.5	71.0	35,311
	JR鶴田駅	428	98.3	74.6	87.2	6,698
	JR雀宮駅東口	450	96.7	72.5	92.0	8,181
自動車	JR岡本駅西口	367	128.3	101.4	109.2	7,773
	市営雀宮駅東口駐車場	-	-	-	-	19,301
その他	自販機設置使用料	-	-	-	-	29
			104.3	71.6	83.0	156,593

※ 令和2年4月より3階建てに新築（収容台数2,168台から2,511台に増加）

いずれの駐車場も令和2年度は新型コロナウイルスの影響で利用率が低下したが、令和3年度に入り回復傾向にある。

6.6.3.3 使用料金

(単位：円)

駐車場名	駐車場内区分	車両の種類	金額				
			一時 使用 ※	定期使用			
				1か月		3か月	
				一般	学生	一般	学生
中央1丁目		自転車	100	2,200	1,530	5,930	4,140
		原動機付自転車	150	3,300	2,300	8,900	6,230
中央小学校北		自転車	100	2,200	1,530	5,930	4,140
		原動機付自転車及び自動二輪	150	3,300	2,300	8,900	6,230
新幹線高架下		自転車	100	2,200	1,530	5,930	4,140
JR宇都宮駅西口	1階	自転車	100	2,200	1,530	5,930	4,140
		原動機付自転車及び自動二輪	150	3,300	2,300	8,900	6,230
	2階	自転車	-	2,200	1,530	5,930	4,140
	3階	自転車	-	1,630	1,150	4,450	3,100
JR宇都宮駅西口歩道		自転車	100	-	-	-	-
JR宇都宮駅東口第1		自転車	100	2,200	1,530	5,930	4,140
		原動機付自転車及び自動二輪	150	3,300	2,300	8,900	6,230
JR宇都宮駅東口第2	1階	自転車	100	-	-	-	-
		原動機付自転車及び自動二輪	150	3,300	2,300	8,900	6,230
	2階	自転車	-	2,200	1,530	5,930	4,140
	3階	自転車	-	1,630	1,150	4,450	3,100
JR鶴田駅	屋内	自転車	100	2,200	1,530	5,930	4,140
	屋外	原動機付自転車及び自動二輪	100	2,200	1,530	5,930	4,140
JR雀宮駅東口		自転車	100	2,200	1,530	5,930	4,140
		原動機付自転車及び自動二輪	150	3,300	2,300	8,900	6,230
JR岡本駅西口		自転車	100	2,200	1,530	5,930	4,140
		原動機付自転車及び自動二輪	150	3,300	2,300	8,900	6,230

※ 4時間を超えたものに限る。

6.6.4 実施した監査手続

事務概要を把握し、使用料算定資料等を閲覧・検討し、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

6.6.5 監査の結果

6.6.5.1 駐車場使用料の原価算定について（指摘）

宇都宮市では使用料・手数料等について、4年に1度原価計算を行い、受益者負担の適正化を図っている。駐車場使用料について、令和3年4月の改定に向けた原価計算資料を閲覧したところ、集計した年間経費の合計を年間利用見込台数で除して、1日利用で負担すべき1台当たり原価を算定していた。

計算基礎となっている年間利用見込台数は令和元年度利用台数の実績であるが、当該実績は定期利用者が利用期間にわたり毎日利用していることを前提としている。一方で、定期利用者の原価算定に当たっては、毎月20日利用を前提としている。定期利用者が毎日利用するものとして再算定すると、下表のとおりとなる。

	20日間利用の場合	30日間利用の場合
原価合計(税抜)(A)	232,720,277円	232,720,277円
年間利用見込台数(B)	2,928,381台	2,928,381台
1台当たり税抜単価(C)=(A)/(B)	79円/台	79円/台
1か月定期想定利用日数(D)	20日	30日
1か月定期税込原価(E)=(C)×(D)×1.1	1,738円	2,607円
現行料金(F)	2,200円	2,200円
原価率(F)/(E) ※	126.58%	84.39%

※ 原価率100%以上料金引下げ、50%未満料金引上げ、50%以上～100%未満料金据え置き

宇都宮市算定の原価率は126%と100%以上となっていることから、規定に従えば使用料金引下げの検討対象となるが、政策的観点等から現行料金に据え置くこととされた。しかし、上表のとおり、利用実態に合わせた原価は現行料金を上回ることとなり、仮に料金を引下げていたとすると大幅な原価割れとなり赤字を増加させることになっていたことになる。

定期利用者の割引価格設定に当たっては、正確な原価計算を実施した上で政策等を考慮して設定すべきであり、原価算定に当たっては、原価算定方法の合理性についても検証する必要がある。

6.7 子どもの家使用料に関する事務

6.7.1 事業の概要

地域における児童の健全育成を推進するため、留守家庭児童を中心とした放課後児童の安全・安心な生活の場を確保するとともに、家庭生活及び社会生活において、必要な規律、礼儀等の基本的習慣を家庭的雰囲気の中で習得する場の提供を行うとともに、平日の午前中に乳幼児とその保護者を対象に交流の場の提供等を行う。

6.7.2 関係法令等

- (1) 宇都宮市子どもの家条例
- (2) 宇都宮市子どもの家条例施行規則

6.7.3 決算額等

6.7.3.1 決算額の推移

(単位：千円)

	R元年度	R2年度	R3年度
金額	-	-	85,254
減免	6,307	6,291	12,070

※ 令和2年度までは、子どもの家運営委員会が保護者から直接使用料を徴収していた。また、令和3年度から10ブロック中8ブロックが指定管理者制度に移行したものの、2

ブロックについては令和4年度からの移行となったため、令和3年度は当該2ブロックの使用料について宇都宮市が徴収したため、一時的に決算額が発生している。

※ 令和元年度・2年度は減免上限5,000円、令和3年度は全額減免

6.7.3.2 令和3年度使用料の内訳

(単位：千円)

使用料区分	使用料	利用者数	使用料
常時利用	7,600円/月	11,444人	86,974
春休み	2,300円	170人	391
夏休み	12,800円	167人	2,137
秋休み	920円	34人	31
冬休み	1,800円	74人	133
延長料金	100円/日	17,550人	1,755
計		29,439人	91,422
コロナ返還金			△6,167
決算額			85,254

6.7.3.3 減免の要件

下記のいずれかの世帯に該当する場合に基本利用料金の全額が減免となる。

- (1) 生活保護受給世帯
- (2) 就学援助対象世帯

6.7.3.4 使用料減免認定者数（B・Dブロックの件数・金額）の推移

学校名	認定者数 (人)			減免金額 (千円)		
	R元年度	R2年度	R3年度	R元年度	R2年度	R3年度
東	15	16	13	660	708	1,056
錦	1	1	4	60	52	364
豊郷中央	5	11	15	300	512	988
豊郷南	15	24	30	830	990	2,186
豊郷北	2	4	7	120	211	539
海道	1	0	1	60	-	91
陽南	27	30	23	1,470	1,321	1,884
緑が丘	14	8	11	700	310	752
横川中央	4	1	6	125	56	392
横川東	20	22	18	855	915	1,497
横川西	23	28	21	1,057	952	1,580
陽光	2	6	14	70	260	736
合計	129	151	163	6,307	6,291	12,070

※ 認定者数は年度末現在

6.7.4 実施した監査手続

事務概要を把握し、令和3年度の子どもの家利用許可申請書・子どもの家利用料金免除申請書について、各ブロック1施設分（豊郷南及び緑が丘）の閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

6.7.5 監査の結果

指摘すべき事項はなかった。

6.8 戸籍住民諸証明等手数料に関する事務

6.8.1 事業の概要

戸籍（国民各個人の親族、相続法上の重要な身分関係を明確にするため、血族、姻族、配偶関係を記載したもの）による身分関係、住民基本台帳（氏名、生年月日、性別、住所等が記載されている住民票を編成したものであり、住民に関する行政事務の基礎となるもの）による居住関係等を公証し交付するもの。

6.8.2 関係法令等

- (1) 戸籍法
- (2) 住民基本台帳法
- (3) 宇都宮市印鑑条例
- (4) 宇都宮市手数料条例
- (5) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令

6.8.3 決算額等

6.8.3.1 決算額の推移

(単位：千円)

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
金額	192,182	188,610	184,087	178,594	173,342
交付件数	656,571通	656,046通	647,712通	625,363通	611,404通

6.8.3.2 令和3年度取扱件数の交付方法別内訳

(単位：通)

証明書	本庁		地域行政機関		計	
	通数	*	通数	*	通数	*
窓口・郵送・公用による交付	211,425	863.0	294,076	1,200.3	505,501	2,063.3
2市2町による交付	704	2.9	-	-	704	2.9
コンビニ交付サービスによる交付	74,585	207.8	-	-	74,585	207.8
自動交付機による交付	22,301	62.1	8,323	23.2	30,614	85.3
合計	309,015	1,135.7	302,389	1,223.5	611,404	2,359.2

※ 「*」は、以下により算出した「1日当たりの平均数」である。

本庁舎の開庁日数（窓口・郵送・公用の申請）：245日（臨時開庁日を含む。）

コンビニ交付サービス、自動交付機の稼働日数：359日

6.8.3.3 令和3年度証明書発行手数料

(単位：円)

項目	単位	料金	中核市平均
戸籍全部（個人）事項証明	1 通につき	450	450
戸籍一部事項証明	1 通につき	450	450
戸籍全部（個人）事項証明（コンビニ交付）	1 通につき	350	370
除籍、改製原戸籍謄抄本	1 通につき	750	750
戸籍証明	証明事項 1 件につき	350	353
除籍証明	証明事項 1 件につき	450	460
戸籍受理証明	1 通につき	350	350
特製受理証明	1 通につき	1,400	1,400
届書等受理した書類の閲覧	書類 1 件につき	350	-
住民票の写し（窓口交付）	1 通につき	300	288
住民票の写し（交付機、コンビニ交付）	1 通につき	200	223
戸籍附票の写し	1 通につき	300	288
戸籍附票の写し（コンビニ交付）	1 通につき	200	221
個人番号カード（再交付）	1 件につき	800	-
印鑑登録証明書（窓口交付）	1 通につき	300	288
印鑑登録証明書（交付機、コンビニ交付）	1 通につき	200	223
印鑑登録証	1 件につき	300	176
身分証明	1 通につき	300	288
不在籍・不在住証明	1 通につき	300	290
埋火葬証明	1 通につき	300	276
その他の証明	1 通につき	300	-
住民基本台帳閲覧	1 件につき	300	321
臨時運行許可	1 両につき	750	-
公的個人認証（電子証明）	1 件につき	200	-

6.8.4 実施した監査手続

事務概要を把握し、手数料算定資料等を閲覧・検討し、必要に応じて担当者へ質問等を行った。また、政令により規定されている手数料については、政令どおりの設定となっていることを確認した。その他、宇都宮市独自で原価計算に基づいて設定する手数料が適切に設定されているか根拠資料を確認した。

6.8.5 監査の結果

6.8.5.1 戸籍住民諸証明等手数料の設定について（指摘）

宇都宮市では使用料・手数料等について、4年に1度原価計算を行い、受益者負担の適正化を図っている。戸籍住民諸証明等手数料について、令和3年4月の改定に向けた原価計算資料を閲覧したところ、「住民票の写し」の窓口交付手数料について、経費集計表から経費按分表への電算経費金額の転記に誤りがあり、下表のとおり料金引上げを検討すべき事案であったにもかかわらず、改定対象外として現行手数料に据え置いていた。

【住民票の写しの原価算定表（抜粋）】

項目	誤	正
1 通当たり印刷製本費	4.95 円	4.95 円
1 通当たり減価償却費	1.56 円	1.56 円
1 通当たり人件費	314.00 円	314.00 円
1 通当たり電算経費	17.90 円	179.01 円
(電算経費按分額)	(4,207 千円)	(42,076 千円)
1 通当たり諸経費	64.04 円	64.04 円
小計	402.45 円	563.56 円
消費税	40.24 円	56.35 円
合計（端数切捨）(A)	442.00 円	619.00 円
原価算定料金(A)	442 円	619 円
現行料金(B)	300 円	300 円
原価率(B)/(A) ※	67.9%	48.5%
電算経費総額入力値	10,387 千円	103,871 千円
電算経費按分額	4,207 千円	42,076 千円

※ 原価率 100%以上料金引下げ、50%未満料金引上げ、50%以上～100%未満料金据え置き

市民課に住民票の写しの手数料改定の必要性について確認したところ、他自治体の状況を踏まえ、手数料は「据え置き」にしたとの回答を聴取した。中核市の窓口交付手数料の平均が 288 円であることから、300 円に据え置くとの判断となった可能性も否定できないが、議論の末に据え置きとなるのでは、意思決定過程に大きな相違があることは自明である。

原価算定に当たっては、ワークシートへの入力値の正確性を作成者以外が検証する必要がある。

また、住民票の写し以外の電算経費案対象証明書類のうち、印鑑証明書発行手数料について確認したところ、訂正後も改定の必要性がないとの結論に変わりはないが、当該手数料以外についても影響がないか、宇都宮市として再確認する必要がある。

6.8.5.2 料金改定時の考慮事項について（意見）

コンビニ交付サービスの普及促進を図るため、コンビニ交付手数料については窓口交付手数料より安価に設定されていることから、原価算定料金を大きく下回る価格設定となっており、固定費回収には料金改定時の 5 倍程度の利用(12,326 件→61,360 件)がなければならぬとの試算がなされている。

他中核市との料金の平衡も重要であるが、コンビニ交付への誘導を図る観点から、窓口交付手数料を原価算定料金に近づける（値上げする）か否かについて、料金改定時の考慮事項とすることも検討に値すると考える。

6.8.5.3 戸籍住民諸証明等手数料の免除について（意見）

生活保護法による被保護者など、免除対象者の確認が窓口のみとなっており、普及を進めているコンビニ交付では手数料免除ができない。

システム対応が必要となるが、コンビニ交付はマイナンバーカードを利用した手続であり、コンビニ交付でも免除ができるようにすることで窓口事務の効率化や利便性の高いコンビニ交付への誘導につながると考える。

6.9 共用施設管理手数料に関する事務

6.9.1 事業の概要

宇都宮市の管理する霊園・墓地（埋蔵場所）の使用者から、清掃その他墓園の共用施設の管理に要する経費として宇都宮市墓園条例で規定する金額を共用施設管理手数料として徴収する。

6.9.2 関係法令等

- (1) 宇都宮市墓園条例
- (2) 宇都宮市墓園条例施行規則
- (3) 宇都宮市墓園管理事務取扱要領

6.9.3 決算額等

6.9.3.1 決算額の推移

（単位：千円）

	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
金額	106,880	107,725	108,300	110,910	111,312

6.9.3.2 各霊園墓地の共用施設管理手数料

区分		種別	単位	金額 (税込年額)
霊園	宇都宮市北山霊園	-	使用面積1平方メートルにつき	1,430円
	宇都宮市聖山公園	-		
	宇都宮市東の杜公園	第4種		
		芝生	1区画	6,460円
墓地	宇都宮市上河内東山霊園	-	1区画	2,080円
	宇都宮市河内霊園	-		1,030円
	宇都宮市河内北霊園	-		1,560円
	その他の墓地	-		使用面積1平方メートルにつき

6.9.3.3 各霊園墓地の令和3年度使用状況

(単位：区画)

霊園 墓地	種別	面積	造成済		貸付数			貸付 可能数 ※2
			※1	造成		許可	返還	
北山	1	20㎡	89	-	87	0	0	2
	2	12㎡	611	-	585	0	6	23
	3	6㎡	3,341	-	3,242	10	32	86
	4	4㎡	4,338	-	4,239	20	44	83
	計		8,379	-	8,153	30	82	194
聖山	4	4㎡	3,181	-	3,179	17	12	2
東の杜	4	4㎡	3,455	-	3,296	25	15	159
	芝生	0.73㎡	1,414	100	1,100	93	3	314
	合葬墓	-	10,500	-	1,385	276	1	9,115
	計	-	15,369	100	5,781	394	19	9,588
上河内 東山	1~5	5~ 7.5㎡	473	-	467	1	4	6
河内	1	5.6㎡	770	-	620	0	4	0
河内北	1	4.96㎡	790	-	694	12	2	96
八幡山	-	2.39~ 67.98㎡	167	-	117	0	3	0
合計		-	29,129	100	19,011	454	128	9,886

※1 令和3年度造成分を含む。

※2 現在募集している規格に適合しない返還区画は貸付対象としていないため、造成済数から貸付数を差し引いたものが貸付可能数とはならない場合がある。

6.9.3.4 使用権消滅及び取消件数

(単位：件)

霊園 墓地	使用権消滅									使用権取消 令和元年度 ~令和3年度
	令和元年度			令和2年度			令和3年度			
	第1号	第2号	第3号	第1号	第2号	第3号	第1号	第2号	第3号	
北山	3	0	62	5	0	28	5	0	77	0
聖山	1	0	14	2	0	14	1	0	11	0
東の杜	1	0	19	1	0	12	1	0	18	0
上河内 東山	0	0	1	0	0	3	0	0	4	0
河内	1	0	3	0	0	6	0	0	4	0
河内北	0	0	3	0	0	3	0	0	2	0
八幡山	0	0	1	0	0	2	2	0	1	0

※1 第1号：使用者が死亡し、祖先の祭祀を主宰すべき者がいない。

※2 第2号：使用者の所在が不明となって7年を経過し、かつ、祖先の祭祀を主宰しようとする

る者がいない。

※3 第3号：返還

6.9.3.5 令和3年度減免額の事由別内訳

(単位：千円)

事由	件数	金額
生活保護世帯	113件	694
集落墓地 (※1)		
御幸ヶ原墓地	342件	1,434
西原墓地	35件	156
大谷田墓地	238件	483
鑑山墓地	247件	723
合計	975件	3,492

※1 昭和の市町村合併時に移管を受けたと推測される墓地であるため、管理手数料を徴収していない。

6.9.3.6 令和3年度末滞納状況

(単位：千円)

件数	金額
155件	1,155

6.9.4 実施した監査手続

事務概要を把握し、手数料算定資料等を閲覧・検討し、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

6.9.5 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

6.10 過年度外部監査報告書の主要な指摘事項等に対する措置状況等

6.10.1 環境部

6.10.1.1 一般廃棄物処理手数料について

令和2年度包括外部監査報告書 120 ページ及び 130 ページに記載の下記 2 つの意見について対応状況を確認した。

5.1.3.1 手数料の料金改定のルール (意見)

使用料及び手数料の4年ごとの全面見直しにおいては、原価率が、「100%以上」のものは引下げ、「50%未満」のものは引き上げる方法によっている。これは、改定の度に料金の引上げ又は引下げが繰り返されることを避けるため、「50%以上、100%未満」は据置きとされているためである。

使用料及び手数料は主として市民を対象としていると考えられるため、上記の考えによることに納得はできる。ただし、現在、宇都宮市の一般廃棄物処理手数料は、事業系のみを対象としている。この場合、原価率50%まで見直しを行わないとすれば、最大で料金のお

よそ倍の原価をかけて事業者に対してサービスを行うこととなるが、これを一般財源で賄うことが妥当であるか疑問がある。

一般廃棄物処理手数料の見直しについては、家庭系一般廃棄物の有料化を含めた議論が必要になるとも考えられる。また、現状においては、紙・布類以外、紙・布類ともに、原価率は90%台となっており著しいかい離はみられていない。しかし、現状どおり事業系に対してのみ一般廃棄物手数料を徴収する場合においては、原価と収入を近似させるよう、より適時に料金の見直しが見直されるべきであるから、改定の度に料金の引上げ又は引下げが繰り返されることを避ける措置は講じた上で、原価率が90%未満の場合に改定を検討するなど、改定のルールを見直しておく必要があると考える。

5.4.3.2 瓶・缶の手数料区分の新設（意見）

宇都宮市の事業系一般廃棄物処理手数料は、下記の2区分である。

紙・布類：37円/10kg

紙・布類以外の廃棄物：226円/10kg

瓶・缶はクリーンパーク茂原で中間処理が行われているが、ごみ処理原価としては、委託料、減価償却費及び修繕工事請負費等の固定費（処理量の増加に応じて増加しない固定的に掛かる費用）が占める割合が大きい。また、クリーンパーク茂原の公称処理能力を考慮すると、現在の搬入量では休日等を考慮しても余裕があるものと考えられる。

また、瓶の一部は値段が付かず処理に費用が掛かっている（逆有償）状況ではあるが、瓶・缶の大部分は売却できている市況である。

宇都宮市としては事業系一般廃棄物については本来事業者が処理すべきものであるから積極的に搬入増を促す考えはなく、また、複数の種類の品目が搬入される清掃工場では品目ごとの計量が物理的に不可能であるため、単一品目のみ搬入される清掃工場（乙社）で取り扱う紙・布類を除いて、他の資源物について手数料の設定を検討したことはないとのことである。

経済性の観点からは、瓶・缶の搬入量を増加させることは、工場の処理能力を有効活用でき、売却による収入増加も見込めることから、望ましいものとする。計量の方法など課題はあるものの、瓶・缶の手数料区分の新設を検討する価値があるとする。

6.10.1.2 監査の結果

(1) 「5.1.3.1 手数料の料金改定のルール（意見）」に対する対応状況について（意見）

上記意見に対しては、「一般廃棄物処理手数料は、宇都宮市の改定基準（原価率100%以上は引下げ、50%未満は引上げ）に則して改定することとしており、改定の都度、料金の引上げ又は引下げが繰り返されることを避けるため、「50%以上、100%未満」は据置きとするものであります。また、この基準は市民に対する手数料に限定したものではないことから、事業者に対する手数料であっても同様としているところであります。今後とも同様にこの基準に則した運用を行ってまいります。ご意見の趣旨につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。」との回答であった。

今後の取組の参考にするとの回答ではあるが、市民全般に対するサービスの対価と事業者に対するサービスの対価を同一の改定基準で運用することの可否については、継続して検討することが望まれる。

(2) 「5.4.3.2 瓶・缶の手数料区分の新設（意見）」に対する対応状況について（意見）

上記意見に対しては、『「びん・缶」に別の手数料を設定した場合、事業者は同時に複数の品目を搬入するため、「びん・缶」のみ計量を別に行う必要があり、事業者の負担が増加するとともに事業者の計量回数の増加により、家庭系ごみの持込みの円滑な処理に影響を与えることが考えられ、「びん・缶」の手数料区分の新設は困難な状況ではありますが、ご意見の趣旨につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。』との回答であった。

クリーンセンター下田原は竣工から2年余り、クリーンパーク茂原は竣工から20年余りと建替え・移転までには長期を要すると思料するが、監査時と同様に現有設備での2回計量は困難との回答であるので、設備更新の際には、搬入品目ごとの適切な処理手数料を設定する観点から、費用対効果を勘案の上、搬入経路上での効率的な複数回計量が可能か否かも検討対象とすることが望ましい。

6.10.2 上下水道局

6.10.2.1 地域下水処理施設使用料及び農業集落排水処理施設使用料について

令和元年度包括外部監査報告書 173 ページ及び 175 ページに記載の下記 2 つの意見について対応状況を確認した。

8.4.3.2 地域下水処理施設の使用料改定について（意見）

平成 7 年度に開催（計 6 回）された宇都宮市下水道使用料等審議会の答申（平成 8 年 2 月）では、地域下水処理施設の使用料について「下水道使用料の改定に合わせて見直すことが望ましい。ただし、各段階区分ごとの使用料設定に当たっては、過渡的な措置として、従来の使用料に比べて高額とならないよう配慮すること。」とされている。また、「今次の改定は、平成 10 年度から 12 年度までの 3 箇年平均で、使用料対象経費の 100%回収を前提としているので、今後もおおむね 3 年を目途に見直すことが望ましい。」とされている。

一方で、バブル崩壊後の経済の低迷を背景に、平成 10 年 11 月に宇都宮市議会から「下水道使用料については、経済の動向や不況下の市民生活などを十分に考慮し、当面、料金を改定することなく、事務事業の見直し等一層の行政努力により事業の健全化を図るなど、慎重に対応されるよう要望いたします。」との要望書が出されて以降、下水道使用料の改定がなされておらず、地域下水処理施設についても料金改定がなされていない。

少なくとも、答申にあるとおり、妥当な使用料の算定については 3 年ごとに実施し、持続可能性を考慮した上で、料金改定の必要性を検討すべきである。

8.4.3.6 農業集落排水処理施設の使用料について（意見）

農業集落排水処理施設の使用料については、平成 8 年を最後に改定がなされていない。これは、当時の「農業集落排水処理施設使用料の改定について（案）」において、「…、平成 10 年度においては、供用開始地区が 9 箇所と増加することから、その時点での維持管理費を精査し、使用料の見直しを検討するものとする。」とされていたが、「なお、今後とも使用料金の改定時期は、公共下水道使用料金の改定に合わせて行うものとする。」と付記されており、「8.4.3.2 地域下水処理施設の使用料改定について」に記載のとおり、公共下水道使用料の改定がなされてこなかったことが未改定の要因となっている。

公共下水道も生活排水処理施設も市民にとっては同じ下水道施設であり、公共下水道使用料との平衡を図る必要があるが、当初の方針通り原価の回収状況について定期的に検討し、見直しの必要性を検討する必要がある。

6.10.2.2 監査の結果

上記2つの意見に対しては、生活排水処理事業に地方公営企業法を適用し、令和4年度以降は、減価償却費を含む使用料対象経費を正確に把握することが可能となるため、企業会計移行後において財政収支見通しを踏まえながら、生活排水処理事業全体の使用料の方向性について、継続検討していくとの回答であった。

物価高騰などにより景気悪化が懸念される状況ではあるが、企業会計適用後の使用料対象経費の正確な把握ができた時点で、速やかに地域下水処理施設使用料の妥当な水準の検討が行われることが望まれる。